

平成30年 9 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成30年 9 月19日～21日

場 所 第5委員会室

平成30年 9 月 19 日 (水曜日)

午前10時00分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第 3 号)
- 議案第 4 号 使用料及び手数料徴収条例の一部
を改正する条例
- 議案第 5 号 建築基準法施行条例の一部を改
正する条例
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
 - ・ 県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
公益財団法人宮崎県産業振興機構
公益財団法人みやざき観光コンベンション協
会
公益財団法人宮崎県国際交流協会
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
宮崎県道路公社
宮崎県住宅供給公社
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査
- その他報告事項
 - ・ 県内経済の概況等について
 - ・ 平成29年度における中小企業振興の取組状況
について
 - ・ 県立産業技術専門校高鍋校寄宿舎の竣工につ
いて
 - ・ 平成29年宮崎県観光入込客統計調査結果 (概
要) について
 - ・ 経営事項審査における虚偽申請に関する対応
について
 - ・ 宮崎県広域道路交通計画の策定について
 - ・ 南海トラフ地震発生時における道路啓開につ
いて
 - ・ 宮崎県自転車活用推進計画 (仮称) の策定に
ついて
 - ・ 宮崎港における堆砂対策の状況について

- ・ 「都市計画区域マスタープラン」の改定につ
いて
- ・ 美しい宮崎づくり推進計画に基づく主な施策
(平成29年度) について
- ・ 県総合運動公園における津波避難施設の整備
について

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 正 一
委 員	中 野 一 則
委 員	満 行 潤 一
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (1 名)

徳 重 忠 夫

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	井 手 義 哉
商工観光労働部次長	中 原 光 晴
企業立地推進局長	亀 澤 保 彦
観光経済交流局長	酒 匂 重 久
部参事兼商工政策課長	小 堀 和 幸
経営金融支援室長	石 田 涉
企業振興課長	藤 山 雅 彦
食品・メディカル産業推進室長	山 下 栄 次
雇用労働政策課長	木 原 章 浩
企業立地課長	温 水 豊 生
観光推進課長	岩 本 真 一
スポーツランド推進室長	丸 山 裕 太 郎
オールみやざき営業課長	高 山 智 弘

工業技術センター所長 野 間 純 利
食品開発センター所長 柚木崎 千鶴子
県立産業技術専門校長 小 田 博 之

県土整備部

県土整備部長 瀬戸長 秀 美
県土整備部次長 (総括) 阪 本 典 弘
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当) 蓑 方 公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当) 松 元 義 春
高速道対策局長 中 尾 吉 宏
管理課長 弓 削 博 嗣
用地対策課長 河 野 和 正
技術企画課長 大 坪 正 和
工事検査課長 川 野 福 一
道路建設課長 中 村 安 男
道路保全課長 廣 前 秀 一 郎
河 川 課 長 石 井 剛
ダム対策監 杉 本 一 隆
砂防課長 矢 野 康 二
港湾課長 江 藤 彰 泰
空港・ポートセールス対策監 横 山 義 仁
都市計画課長 米 倉 昭 充
美しい宮崎づくり推進課長 森 英 彦
建築住宅課長 志 賀 孝 守
営繕課長 宮 里 雄 一
設備室長 横 山 浩 二
高速道対策局次長 林 謙 二

事務局職員出席者

政策調査課主幹 花 畑 修 一
議事課主査 本 田 雄 毅

○後藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

まず、先日の台風21号及び北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々と、その御遺族に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに、災害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

このところ、全国で地震、台風、豪雨など自然災害が相次いで発生しております。本県におきましても、霧島山の噴火活動の警戒が続いている中でございまして、県民の皆様方の安全・安心を確保するため、改めて防災・減災対策の推進に努めていかなければならないと認識を新たにしているところでございます。

続きまして、1点、御礼を申し上げます。

昨年度から建てかえを行っておりました県立産業技術専門校高鍋校寄宿舎が8月に竣工を迎えたことから、9月1日に寄宿舎の見学会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、新見副委員長に御出席をいただきました。まことにありがとうございました。

寄宿舎の建てかえの概要につきましては、後ほど担当課長のほうから御報告させていただきますけれども、寄宿舎の完成によりまして、高鍋校における職業訓練がさらに充実したものになるよう、取り組んでまいりたいと存じております。

ここから後、座って説明をさせていただきます。

お配りしております商工建設常任委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

表紙下に目次がありますが、この目次にありますとおり、本日は、平成30年9月定例県議会提出議案、提出報告書及びその他報告事項について、御説明をさせていただきます。

委員会資料のほうをおめぐりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」は、基金事業実施に伴い補正を行うものでございます。

この結果、下の表にございますように、商工観光労働部の一般会計歳出予算は、補正前の額485億9,655万5,000円に、補正額310万円を増額し、補正後の額が485億9,965万5,000円となります。

議案の概要は以上でございます。

表紙にお戻りいただきたいと思っております。目次のほうをもう一度ごらんいただきまして、中ほ

どにございます提出報告書でございますが、損害賠償額を定めたことについてと、その下の県が出資している法人等の経営状況につきまして、商工観光労働部において所管しております公益財団法人宮崎県機械技術振興協会などの4法人につきまして、御説明いたします。

また、その下のその他報告事項といたしまして、県内経済の概況等についてなど、4件について御説明させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長よりそれぞれ御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○**後藤委員長** 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

続きまして、議案に関する説明を求めます。

○**岩本観光推進課長** それでは、観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成30年度9月補正歳出予算説明資料、青色のインデックスで観光推進課のところでございます。その35ページをお開きください。

一般会計で、310万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は29億9,882万2,000円となります。

ページをめくっていただきまして、37ページをお開きください。

補正の内容ですが、(目)観光費のうち、(事項)スポーツランドみやざき推進事業費につきまして、「東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業」を増額するものであります。

続いて、事業の詳細を御説明します。

資料を変わりにまして、お手元の常任委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1の事業目的ですが、来年のラグビー

ワールドカップ、そして再来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、国内外代表チームの事前合宿誘致・受入やスポーツイベントを開催することによりまして、選手、スタッフはもとより多くの観客やマスメディアを本県に呼び込み、本県経済の活性化とスポーツランドみやざきのブランド力の向上を図るものであります。

次に、2の事業概要ですが、予算額は310万円で、観光みやざき未来創造基金を活用いたします。

追加する事業内容でございますけれども、(3)の④でございます。合宿受入施設のグレードアップにつきまして、ウエイトトレーニング場の設計を追加するものです。

Jリーグあるいは陸上、スピードスケートの日本代表など、県総合運動公園で合宿を行う国内外のトップアスリートから、ウエイトトレーニング機能の強化を望む声が多く寄せられておりました。

また、来年10月に予定されるドイツ陸連の合宿受入も考慮しまして、来年度上半期までにウエイトトレーニング場を整備すべく、同施設の設計を行うものであります。

最後に、3の事業効果ですけれども、国内外のトップアスリートの合宿受入に対応した県総合運動公園の機能強化が図れ、スポーツランドみやざきのさらなる推進につながることを期待されると考えております。

なお、下の参考欄にありますとおり、ウエイトトレーニング場は、Jリーグや陸上の関係者等の御意見を参考に、第一陸上競技場北側の隣接地に、実用的な基本仕様で整備する予定でございます。

また、設計・施工は、県土整備部に予算を分

任して実施する予定でございますけれども、来年度上半期までに整備ができるよう、来年2月議会で工事費の補正予算案を改めて御審議いただく予定でございます。よろしくお願いたします。

説明は、以上でございます。

○後藤委員長 議案に関しての執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○黒木委員 これ設計ということ、来年の2月に工事費を提出するということですが、大まかにどれぐらいの事業費がかかるものでしょうか。

○丸山スポーツランド推進室長 事業費につきましては、今、県土整備部のほうに設計をお願いする段階で基本仕様をベースに検討をいただいているところでございます。実際にその設計が出てから、その額というのは確定してくるわけなんですけれども、現段階でこの仕様から見込まれる額といたしましては、数千万円——五、六千万円までぐらいかなというところを一つの目安にしているところでございます。後は、設計が終わってから、具体的な数字というのは計上させていただくことになる予定でございます。

○黒木委員 やっぱりトップアスリートが使用するものですから、つくるんだったら、素晴らしいものをつくってもらいたいなというふうな気がしますが、この観光みやざき未来創造基金、今年度は、具体的にどういう事業に使っているのかをお願いします。

○丸山スポーツランド推進室長 先にスポーツランドの関係で申し上げますと、ことしからこの基金の関係で、今、見ていただいている資料の東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業の関係をこの基金で充当しておりまして、事業

内容の①から④のところの事前合宿の誘致の活動、代表チームの受け入れに係る経費、それから大規模大会の誘致開催支援ということで、直近で言えば、先日、試合が行われました国際大会のU18の野球の試合ですね、そういったものも含めまして対応をしているところでございます。

今後とも、この基金につきましては、ラグビーワールドカップ、東京オリパラと来年度以降まさに本番を迎えてまいりますので、代表チームの受け入れも万全を期すことができますよう、しっかり活用させていただけるのではないかなと思っております。

○岩本観光推進課長 基金を活用しました本年度の当初予算の事業でございますが、全体で3億3,600万円を充てております。中身につきましては、先ほど、室長のほうが申しあげました東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業というものがございます。総合運動公園のブルペン整備等々でございます。

それと、それ以外にソフト事業として、当課の事業としましては、「交通機関等と連携した国内誘客対策強化事業」ですとか、あるいはインバウンドの誘致のための「海外市場誘客促進PR事業」といったものに、2,800万円ほど充てることにしております。その他、他部局の事業等につきましても、今年度については充てているところでございます。

○中野委員 何もこの施設に反対とかじゃなくて、積極的につくってほしいと思うんですが、こういう施設をつくることそのものが、観光推進課、スポーツランド推進室になじむことなんですかね。固定的な施設ですよ。なら、もっと別なところがきちんとつくってもいいような

気がするけれども、なぜ、スポーツランド推進室なんですかね。

○丸山スポーツランド推進室長 旧総合運動公園の施設の関係でございますが、通常でしたら県土整備部のほうが整備する、また管理するというようなものでございますけれども、今回のウエイトトレーニング場につきましては、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国内外のトップアスリートの受け入れ環境、その合宿環境を整えると、グレードアップするというような目的でございますので、予算につきましては、観光推進課、スポーツランド推進室のほうで立案化しまして、実際の工事、施工に関しましては、県土整備部と連携するというようなスキームで予算をつくったところでございます。

○中野委員 今後の管理はどこの管理の。でき上がったからの管理は。

○丸山スポーツランド推進室長 位置づけとしましては、県総合運動公園の施設の一部になりますので、県土整備部のほうで施設の所管をしていただいて、実際の運営は、教育委員会が委託を受けて全体の運営管理をやっておりますので、教育委員会の関連する施設協会のほうで管理運営するという流れになります。

○後藤委員長 よろしいですか。それでは、議案に対する質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項に関する説明を求めます。

○藤山企業振興課長 企業振興課から二つの公益財団法人について御報告をいたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

まず、宮崎県機械技術振興協会であります。

1の役割等ではありますが、当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことによ

りまして、その振興に寄与することを目的に、昭和54年に設立されております。基本財産は300万円、うち県の出資額が150万円、出資割合は50%であります。

次に、2の事業内容であります。

協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行っておりまして、県北地域を中心とします機械金属関連の企業を対象に、主に(1)から(4)の業務を行っております。

次に、3の組織等であります。

組織図のような体制となっております、また、下の表にありますように、役員は16名で、うち常勤役員は県OBの常務理事1名のみであります。常勤職員は3名で、うち県OBの事務局長1名、県派遣職員が1名であります。

続きまして、平成29年度の事業実績について御説明いたします。

別冊の平成30年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についてと書かれたものがお手元にありますでしょうか。そちらの65ページをお開きください。

2の事業実績のところをごらんください。

(1)の「宮崎県機械技術センター管理運営受託事業」等であります。

①の技術支援といたしまして、企業に対する技術指導や機械設備取扱研修などを実施するとともに、②の設備利用として、三次元測定機等の利用がありました。また、③の依頼試験としまして、機械金属工業や建設業関係の試験などを実施したところでございます。

66ページをお開きください。

(2)の「宮崎県機械技術センター連携促進事業」であります。

産学官の関係機関と連携しまして、イノベ

ーション創出に向けて、県内の大学や公設試験研究機関が保有します研究成果や技術シーズを活用しまして、企業とのマッチングや製品開発に向けた共同研究の支援などを実施したところでございます。

続きまして、経営状況等につきまして御説明いたします。

同じ資料の187ページをお開きください。

中ほどの欄でございますが、県関与の状況のうち、財政支出等のところでございますが、平成29年度の県委託料が5,520万円余となっております。

次に、その下の主な県財政支出の内容でございますが、①の事業は、機械技術センターの指定管理、②の事業は、先ほど申しましたイノベーション創出に係る委託でございます。

次に、一番下の欄、活動指標をごらんください。

①の技術相談件数と③の企業巡回訪問件数につきましては、目標値を上回る実績値となっておりますが、②の設備利用件数につきましては、目標値に対し実績値が下回っております。これは、近年の景気動向を受けまして、企業の設備導入が一定程度進んだことによるものと考えております。

188ページをお開きください。

まず、一番上の財務状況の左側のほう、正味財産増減計算書の平成29年度の欄をごらんください。

上から3段目、当期経常増減額は、マイナス49万円余で、その4つ下の当期一般正味財産増減額も同額でございます。これは、機械技術センター設備装置の部品交換によるものでございます。これによりまして、一番下の欄の正味財産

期末残高は、1,917万円となっております。

次に、財務状況の右側の貸借対照表の平成29年度の欄をごらんください。

一番上の資産は2,241万円、その3つ下の負債は324万円であり、この結果、その3つ下の正味財産は1,917万円となっております。

次に、中ほどの財務指標の平成29年度の欄をごらんください。

②の人件費比率につきましては、実績値が目標値を上回っておりますが、①の県補助金等比率につきましては、実績値が目標値を下回っております。協会といたしましては、引き続き、外部資金等の獲得などによりまして、自己活動資金の確保に努めることとしております。

次に、一番下の総合評価についてであります。

まず、左側の自己評価ですが、協会としましては、活動内容をA、財務内容と組織運営をBと評価しております。

次に、右側の県の評価でございますが。活動内容につきましては、企業巡回訪問等を通じた事業PRや企業ニーズの把握、サービス向上に努めたところではありますが、活動指標に達成しない項目が一部ありますことからBと評価をしたものであります。

財務面につきましては、県委託料への依存度が高く自己収入比率が低いことからB、組織面につきましては、県から職員の派遣を受けていることからBと評価したものであります。

平成30年度の事業計画書につきましては、同じ資料の71ページ以降に記載をしておりますが、昨年度とほぼ同様でありますので、これにつきましては省略させていただきます。

機械技術振興協会につきましては、以上であります。

次に、宮崎県産業振興機構について御説明します。

お手数ですが、常任委員会資料に戻りまして、5ページをお開きください。

1の役割等ではありますが、当機構は、県内中小企業におけます経営基盤強化、経営の革新などに資する事業を行うことによりまして、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、昭和59年に設立されております。

出資総額は1億3,389万2,000円、そのうち県出資額は1,509万2,000円、出資割合は11.3%となっております。

次に、2の事業内容ではありますが、(1)から、次のページ、(6)までの6つの柱によりまして事業を展開しているところでございます。

次に、3の組織等であります。

組織図のような体制となっております。また、下の表にありますように、役員が9名で、うち常勤役員は、理事長1名、常務理事2名の合計3名で、全て県OBであります。常勤職員は20名で、うち県からの派遣職員が11名であります。

続きまして、平成29年度の事業実績について御説明します。

お手数ですが、再度、先ほどの提出報告書の75ページをお開きください。

2の事業実績でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、(1)の「経営課題等に対する相談、助言に関する事業」でございますが、①から③及び⑤の事業、これにつきましては、県内中小企業からの相談対応や、専門家を派遣して助言指導等を行ったところでございます。

76ページをお開きください。

(2)の「新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業」ですが、③及び⑤の産学官による共同研究開発、環境リサイクル関連の技術開発に対する支援を行ったところでございます。

78ページをお開きください。

中ほど、(6)の「産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業」でございますが、右の79ページ、⑤の事業、これは産学金労官の機関で構成されます企業成長促進プラットフォームの事務局を設置いたしまして、構成機関と連携し、成長期待企業等に対する支援を行ったところでございます。

続きまして、経営状況等につきまして御説明いたします。

同じ資料の217ページをごらんください。

中ほどの欄、県関与の状況のうち、財政支出等でございますが、平成29年度の県委託料が1億589万円余、県補助金が2億2,505万円余となっております。

次に、その下の主な県財政支出の内容であります。①は小規模企業者等の設備導入のための貸付資金の原資貸付、②は当機構の運営管理に対する補助、③はフードビジネスなどの成長産業の育成を図るための支援を実施するための委託であります。

次に、一番下の欄、活動指標をごらんください。

①の相談件数、②の取引あっせん、紹介件数は、目標値を上回る実績値となっておりますが、③の産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援の実績値は、目標値の11件を1件下回っ

ております。引き続き、事業の周知を図りまして、共同研究の支援に努めていく必要があると考えております。

218ページをお開きください。

まず、一番上の財務状況の左側、正味財産増減計算書の平成29年度の欄をごらんください。

上から3段目の当期経常増減額は、マイナス4,824万円余、その3つ下の欄、当期経常外増減額が3,000円となっております。これによりまして、その下の当期一般正味財産増減額は、マイナス4,824万円余となっております。

これは、「小規模企業者への設備貸与事業」が過去にありましたが、この企業からの償還が完了したことから、県から補助してございました貸し倒れ積み立て資金の残額を県に返還したことなどによるものでございます。これによりまして、一番下の欄の正味財産期末残高は6億5,286万円余となっております。

次に、財務状況の右側の貸借対照表の平成29年度の欄をごらんください。

一番上の資産は38億4,617万円余、その3つ下の負債は31億9,331万円でありまして、この結果、その3つ下の正味財産は6億5,286万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。指標をちょっと一部変更いたしましたので、御説明いたします。

指標の設定に関する留意事項という欄がございます。こちらをごらんください。

昨年度まで、自立性に関する指標といたしまして、県補助金等比率と自己収益比率を設定してございました。しかしながら、国や県の補助金等の額によりまして、この分母となる経常収益額が増減し、これに伴いまして、比率が大き

変動いたしますので、自立性を適切に判断できないと考えまして、これらの指標にかえまして、機構の会員からの会費収入や自主事業などの収益によります自己収益額を指標といたしまして設定したところであります。

その結果、その上、②の流動比率につきましては、実績値が目標値を上回っておりますが、①の自己収益額につきましては、実績値が目標値を若干下回っています。機構といたしましては、引き続き、自主財源となります自己収益額の増強に努めていくこととしております。

次に、その下の直近の県監査の状況であります。

昨年度の県によります監査の結果、指摘事項等はありませんでした。

次に、一番下の総合評価についてであります。

まず、左側の自己評価でございますが、機構といたしましては、活動内容をA、財務内容と組織運営をBと評価しております。

次に、右側の県の評価でございますが、活動内容につきましては、中小企業の相談対応や取引振興など、積極的に事業を展開していることからAと評価いたしました。

財務面につきましては、自己収益額の指標は未達成となっているものの、公益財団法人の財政運営上は順調であることからB、組織面につきましては、理事会等の運営、業務執行体制の整備など、適正な運営がなされているということからBと評価したものであります。

平成30年度の事業計画書につきましては、同じ資料の87ページ以降に記載しておりますが、昨年度とほぼ同様でありますので、省略をさせていただきます。

企業振興課からは、以上でございます。

○岩本観光推進課長 それでは、観光推進課からは、公益財団法人みやぎ観光コンベンション協会の概要について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。まず、1の役割等であります。

当協会は、国内外の観光客、MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致等を行いまして、本県の観光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況ですが、基本財産は2億8,000万円で、うち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

次に、3の組織等であります。

一番下の表をごらんください。平成30年4月1日現在で、役員は21名で、うち常勤役員は県OBの専務理事と常務理事の2名です。また、常勤職員は23名で、うち県派遣職員が6名となっております。

次に、経営状況等の詳細についてでございます。

別冊の平成30年9月定例県議会提出報告書の189ページをお開きください。

まず、一番上の概要と、その下の県関与の状況の人的支援の状況につきましては、ただいま委員会資料で御説明した内容ですので、省略させていただきますと思います。

次、県関与の状況のうち、財政支出等についてであります。県補助金が平成29年度は2億5,263万1,000円でございます。

その内訳でございますが、その下の主な財政支出の内容にありますとおり、①の「神話のふるさとみやぎ誘客促進事業」でございますが、国内外からの観光客誘致のための対策等に係る経費でございます。

その下、②の「宮崎版DMO推進事業」は、宮崎版DMO確立の基盤となります人材育成、マーケティング機能、着地型商品企画機能の強化等に係る経費でございます。

③の「スポーツランドみやざき推進事業」は、スポーツイベント等の開催支援や受入体制整備に係る経費でございます。

④の「MICE開催支援事業」、⑤の「みやざきの強みを生かしたMICE開催支援事業」は、MICEの開催に対する支援の補助でございます。

次に、活動指標でございます。

この活動指標の目標値につきましては、宮崎県観光振興計画、その他のKPIを記載をしているところでございます。

まず、①の観光入込客数でございますが、これは、暦年での県内外からの観光客数でございますけれども、資料作成段階では、平成29年の実績値がまだ未確定でございましたことから、ここに書いてあります実績値については、暫定値を記載しております。

目標値1,575万6,000人に対しまして、実績値が1,531万5,000人で、達成度は97.2%となっております。

また、②のコンベンション参加者数でございますが、29年度の目標値27万1,903人に対しまして、実績値が21万6,321人で、達成度は79.6%となっております。誘致件数は昨年を30件上回ったところですが、大規模な大会が少なかったことから、目標達成には至らなかったというところでございます。

また、③のスポーツキャンプ参加者数でございますが、29年度の目標値19万4,727人に対して、実績値が19万6,835人で、達成度は101.1%となっ

ております。

次に、190ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、左側上のほうの正味財産増減計算書の平成29年度の欄をごらんいただきたいと思いません。

経常収益は3億3,771万円余、経常費用は3億3,976万円余でございます。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス204万円余となっております。マイナスの理由としましては、為替相場の変動、国内金利の低下によりまして、以前と比較しまして、基本財産運用収入が減少したことなどによるものであります。

当期経常外増減額はゼロ円のため、当期一般正味財産増減額はマイナス204万円余となりまして、その結果、一般正味財産期末残高は4,272万円余となります。指定正味財産期末残高は2億8,244万円余と合わせますと、正味財産期末残高は3億2,517万円となります。

次に、右側の貸借対照表についてであります。

資産は、流動資産、固定資産を合わせまして3億9,873万円余となっております。

続きまして、負債は、流動負債、固定負債を合わせまして7,356万円余となっております。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は3億2,517万円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率につきましては、当期支出合計に対する自己収入の割合でございますが、目標値20%に対して、実績値16.9%で、達成度84.5%となっております。

②の自主事業比率は、当期支出合計に対する自主事業費の割合であります。目標値60%に

対しまして、実績値94.2%で、達成度157.0%となっております。

また、③の管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合であります。目標値25%に対して実績値4.9%で、達成率180.4%となっております。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

平成29年10月に行われた県監査における指摘事項はございませんでした。

最後に、一番下の総合評価について御説明いたします。

まず、左側、協会の自己評価でございますが、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。

これに対する県の評価としましては、右側になります。公益財団法人として適正な運営に努めていること、活動指標が一部未達成ではありますが、スポーツキャンプの参加者数が目標値を上回るなど、誘客促進活動に一定の成果が見られること。財務指標が一部未達成ではありますが、おおむね目標達成していることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしたところでございます。

観光推進課の説明は、以上でございます。

○高山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。当課からは、2点、御報告させていただきます。

まず、損害賠償額を定めたことについてであります。

委員会資料の3ページをお開きください。

県有車両によります交通事故の損害賠償でございます。

事故の内容につきましては、本年1月、職員

が運転する県有車両が、方向転換のため細い路地を低速でバックしていた際に、車両の右後方を自転車で行き交っていた方と接触し、左膝打撲等の軽傷を負わせたものでございます。なお、御本人は既に完治しております。

損害賠償額は、右から2つ目の欄でございます。22万1,190円で、全額自賠責保険により支払われております。

交通事故の防止につきましては、日ごろから再三にわたり注意を喚起しているところでございます。今回の件を踏まえ、機会あるごとに交通安全の一層の徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、県が出資しております法人等の経営状況につきまして、御報告いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県国際交流協会でございます。

まず、1の役割等でございますが、当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化等を図ることを目的としております。

(3)の出資状況は、基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

次に、3の組織等でございますが、組織図にありますような体制となっております。下の表のとおり、平成30年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員は9名で、常勤役員は、県OBの常務理事1名となっております。また、常勤職員は7名で、うち県派遣職員が1名となっております。

続きまして、平成29年度の事業実績について御説明いたします。

資料を変えていただきまして、別冊の9月定例県議会提出報告書の95ページをお開きいただきたいと思ひます。

2の事業実績につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、(1)の「交流推進事業」では、国際交流サロンや国際交流ボランティア養成に係る講座などを開催し、(2)の「情報提供事業」では、機関誌「サウス・ウインド」の発行や、英語など4カ国語による「国際プラザニュース」の発行を行ったところであります。

次の96ページをお開きください。

(3)の「在住外国人支援事業」では、外国人住民を支援するため、生活相談、日本語講座、防災講座などを実施し、また、(4)の「国際化推進事業」としましては、県民の方を対象とした国際理解講座や外国人留学生向け就職採用セミナーなどを実施したところであります。

次に、経営状況等につきましては、宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じ資料の191ページをお開きください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援の状況は、先ほど委員会資料で御説明した内容でございますので、説明は省略させていただきます。

その下の財政支出等についてですが、平成29年度の実績は、県委託料が2,967万円余となっております。

その内容は、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、「多文化共生地域づくり推進事業」や「外国人留学生等就職サポート支援事業」に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄、活動指標ですが、①の研

修・講座の延べ参加者数、③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数は、達成度は100%を超えておりますが、②のホームページアクセス数は、目標値の91.1%の達成率となっております。

次のページ192ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、枠内左側の正味財産増減計算書でありますが、平成29年度の列をごらんください。経常収益は3,718万円余、また、経常費用は3,657万円余であり、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は61万5,000円となっております。

これと、一般正味財産期首残高227万円余と合わせた一般正味財産期末残高は288万円余で、これと指定正味財産期末残高の5億4,360万円と合計しました正味財産期末残高は、5億4,648万円余となります。

次に、枠内右側の貸借対照表についてであります。一番右側の平成29年度の列をごらんください。

一番上の資産は5億5,009万円余で、3行下の負債は360万円余となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は、5億4,648万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率であります。目標値20.0%に対しまして、実績値は18.2%で、達成率は91.0%となっております。

また、②の管理比率は、管理費に占める物件費の割合であります。目標値25.0%に対しまして、実績値は18.7%で、達成率は125.2%となっております。

次に、総合評価についてであります。まず、協会の自己評価は、活動内容A、財務内容B、組織運営をBとされているところであり、これに対する県の評価といたしましては、右側の欄、活動内容は、多様なニーズに対応した事業内容の見直しに積極的に取り組んでいること、財務内容は、県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も、自己収益増に取り組む必要があること、組織運営については、最小限の人数で運営されているが、職員の体制強化に取り組む必要があることなどから、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をBとしたところであり、

平成30年度の事業計画につきましては、同じ資料の101ページ以降に記載しておりますが、前年度とほぼ同じ内容でありますので省略させていただきます。

オールみやざき経営課からは以上でございます。

○後藤委員長 報告事項の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○有岡委員 報告書の190ページの中からお尋ねしますが、先ほど財務指標の中で、管理費比率の目標値が25に対して4.9で180.4%ということ、これ49なのかとちょっと思ったんですが、これは4.9のままでよろしいのか確認でお尋ねいたします。

○岩本観光推進課長 これは4.9でございます。間違いございません。管理費の割合は低いほうが健全だということで、達成率としては180.4%となっております。

○有岡委員 96ページの中でお尋ねしたいと思いますが、留学生に対して大規模津波防災訓練をされたということで、211名の参加となってお

りますが、これは、留学生の方が主なのか、協力をする関係者の方を含めた数なのか、その内訳をまずお尋ねしたいと思います。

○高山オールみやざき営業課長 昨年度の大規模津波防災総合訓練の参加者の件でございますが、この211名につきましては、全員留学生となっております。

○有岡委員 地域としましては、宮崎大学とかもありますが、県内のバランスとしてはどういう状況なのか、参加者は宮崎市近辺だけなのか、そこら辺のバランスをちょっと教えていただきたいと思います。

○高山オールみやざき営業課長 参加者数の内訳につきましては、宮崎大学に地域留学生協議会というところがございまして、そこが、県内の各大学等に呼びかけておりますので、参加者としては、県内全域からの参加になっております。

○有岡委員 なぜお尋ねしたかといいますと、やはり、こういう経験をした方が、また仲間を交えて、こういったことをやるんだという、そういう意味では県内各地域から集まってきたらいいということは大変ありがたいと思っておりますし、1回だけではなくて、また今後も継続していただけたらと思っております。

次に本日の資料の6ページの中でお尋ねしたいと思いますが、これは、企業振興課にお願いいたします。プロパーが2名常勤としていらっしゃる。そして、銀行等の派遣6名という。プロパーの方が2名でどういうことをされているのかということと、銀行等の派遣を6名されているということは、こういった場面で活躍されているのかお尋ねしたいと思います。

○藤山企業振興課長 まず、プロパー職員2名

でございますが、それぞれ課が分かれております。1人は下請の取引関係をやっている職員、1人は企業支援が主になりますので、それぞれ課に分かれておりますので、ちょっとお待ちください。——1人は、新事業支援課に1人置いておまして、もう一人は、産業振興のほうに1人置いております。

あと銀行の職員も同じように、それぞれの課に分かれておまして、企業のお手伝いをする支援をしているところでございます。銀行の方につきましては、企業情報は詳しいということもありますし、専門性が高い方もいらっしゃいますので、お2人は企業成長促進プラットフォームにそれぞれ行っていただきまして、いろんな企業情報を持った上での支援というのをやっていただいております。

○有岡委員 うまく理解ができなかったものですから、もう一度教えてください。銀行等に派遣をして、それぞれの金融機関等でそういう支援するというふうに、最初これ見たんですが、全く内容が違ったんだと思って。

○藤山企業振興課長 銀行等派遣というのは、例えば、宮銀さんとか太陽銀行さんから、機構に派遣をしていただいて、そういう知見を持った方が企業支援と一緒にサポートしていただくというような仕事をさせていただいたところがございます。例えば、中小企業診断士の資格を持っていらっしゃる方とかに来ていただいて、そういう専門的視野を持った形で支援を一緒にしていただく、サポートしていただくというような形をしております。

○有岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○坂口委員 活動指標に関してですけど、目

標値の設定です。中には200%ぐらいの達成率というのものもあるんですけど、毎年そんなぐあいにかかなり高い達成率とか、この設定の手法はどんなぐあいになっているのかなと思うんです。長期計画に数値目標を設定しているのは、それに近づけるといった客観的な根拠あつてのものもあると思うんですけど、中には、先ほどの相談件数がかかなり高かったというふうなものの目標値は、一体どこに基準を置いて決めるのか、相談に対応できるだけの人的体制のマックスあたりを目標値にされるのかとか、そういったのがわかんないんです。農政あたりのシラスウナギの県内での採捕量とかセンター採捕量となると、これは、ウナギが来てくれるか来てくれないかとか、企業局の発電量なんていうと、雨が降るか降らないかとかでというふうになるから、この目標値というのが、今度は事業評価、総合評価につながって行って、A評価になるとかB評価になるというところを占めるとなると、もうちょっと客観性を持った目標値、能力的にどれぐらい発揮したかという目標値とか、ニーズに対してどんだけ応えたかという目標値にしないと、総合評価でこれが大きな割合を占めてA、B、Cが決まるというのは、ちょっと客観性に欠けるんじゃないかなという気がするんですけど、この設定というのはどんなにしてやられるんですか。毎年、百七、八十%達成していても目標値が一緒という数値もあるんですけど。

○藤山企業振興課長 今、お話がありました相談件数につきましては、機構の相談件数のことかと思うんですが、特に、よろず相談を国の事業として始めてからかなり件数が上がっておりまして、274%という形でちょっと乖離している状況にございます。

この指標とその目標値につきましては、機構の*中期経営計画の中で一応定めておまして、それをここに持ってきております。今現在、そういう形で乖離しておりますので、次の中期計画の中ではこの指標につきましては、もうちょっと見直しをやっていこうというふうには考えております。

○坂口委員　そういうまずベースにする長計、中計に設定した数値というのが、一つは基準にされていいものもあると思うんです。しかしながら、過去の実績、相談がどれぐらい来るよと、対応がまだまだ物理的に十分余裕があるよと、そういったものは、やっぱり現実に合わせて目標値、最大の努力目標というものを設定していかないと。これが総合評価でA評価、B評価にならなければいいんですけど、ここが基本で評価される。我が県は、やっぱり優等生なんだと、Aがもらえるんだということ、それはちょっと違うと思うんです。だから、そこらはちょっと一工夫要るかなと思うんです。長期計画、中期計画というのは、物すごく客観性を持った数値であるけれど、そのものが正しいかという、正しくないから、10カ年計画を5カ年で中間で見直そうということになったわけです。そこらは、やっぱりそれぞれが実態にすごく合った目標値、最高努力したねということで評価につながる目標値というものにする必要があるんじゃないかなと思うんです。これ全庁的な課題として持って行っていただけるといいかなと思うんですけれど。

○藤山企業振興課長　ありがとうございます。指標につきましては、本当に生きた指標になるような形で運用していくのが大事だと思います。

あと相談件数に関しましては、先ほど申しましたよろず支援相談は、国の事業で、期間があるということ、また中期計画の中にないことが始まったりして、少しまだ変わりがありますので、随時見直ししながら、どれだけやっていくかということを含めまして検討してまいりたいと考えております。

○後藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長　それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長　商工政策課からは、報告事項が2件ございます。お手元の常任委員会資料の9ページをお開きください。

県内経済の概況等についてでございます。所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1の総論についてであります。このページの表に4つの機関の経済概況報告を時系列で記載いたしております。左から日銀宮崎事務所、宮崎財務事務所、宮崎県統計調査課でこの3つが本県経済に関するものに、一番右側が、内閣府の月例経済報告で、全国の状況となります。

また、表中の矢印は前期と比較いたしまして、上向きか横ばい等をあわらしたものでございます。

本県の状況といたしましては、これまでと同様な状況にあり、表の左下、日銀宮崎事務所をごらんいただきますと、緩やかな回復を続けているなどとされております。

続きまして、10ページをお開きください。

ここからは各論になりますが、まず、(1)個

※34ページに訂正発言あり

人消費の百貨店、スーパーの販売額であります。表にありますとおり、6月は全店ベース、既存店ベースで、ともに前年同月比マイナスとなっております。宮崎財務事務所の調査によりますと、4月から6月は、天候不順によります夏物衣料の不調などにより、全体として前年を下回っているとのことであります。

続きまして、(2)の乗用車販売台数についてでございますが、表にありますとおり、左から3番目の軽自動車で、7月にプラスとなりましたことから、全体といたしましても、前年同月比プラスとなっております。

11ページをごらんください。

(3)の観光についてであります。宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、一番上の表にありますとおり、5月から7月にかけて、外国人客数が、前年同月比プラスとなっており、全体でもプラスとなっております。グラフの下に参考としております表は、県内各地区別に調査を行ったものでございます。

続きまして、(4)の製造業についてでございますが、本県の鉱工業生産指数は、表にありますとおり、6月は96.3となっておりまして、電子部品・デバイス工業が低下したこと等により、5月と比べまして2.4ポイント低下いたしております。

12ページをお開きください。

(5)の雇用情勢についてであります。アの有効求人倍率は着実に改善いたしており、本県の有効求人倍率は、表にありますとおり、7月は1.54倍となっております。また、下のほうのイは、ハローワークで補足できない雇用情勢を把握いたしますため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものです。

表の上の欄、求人につきましては、左側半分が4月から6月期の実績となっておりますが、ふえた、少しふえたという割合が高い一方で、下の欄、求職につきましては変わらないという割合が高い状況でございます。また、中央から右半分の7月から9月期の予想では、求人はふえる、少しふえると予想する回答が多くなっており、求職の状況等もあり、企業の人手不足感が続くと思われま。

続きまして、資料の13ページをごらんください。

2つ目の報告事項となりますが、平成29年度における中小企業振興の取り組み状況についてであります。

本県では、平成25年3月に条例制定、4月に施行いたしておりますけれども、枠組み内の概要にあります目的及び基本理念のもと、中小企業の振興に取り組んでいるところであります。

本県企業の大部分を占めます中小企業の重要性を十分に認識し、丸の3つ目、県関係機関の責務、役割と基本方針にありますとおり、県や中小企業者を初め、関係団体、金融機関、市町村等がそれぞれの役割を果たしながら、人材育成確保や経営基盤の強化など、基本方針に基づく取り組みを推進し、中小企業や小規模企業の振興を図ることとしており、方針に沿って施策を展開しているところでございます。

14ページをお開きください。

Iの中小企業の振興についてであります。

昨年度の主な取り組み状況について、基本方針の項目ごとにまとめたものであります。

まず、1の人材の育成及び確保であります。若手経営者や産業界を担う人材の育成、高校生の県内就職促進などに取り組みました。

具体的には、(1)の地域のリーダーとなる若手経営者を育てるため、連続講座からなる養成塾を開催し、延べ110人の参加をいただきましたほか、(2)の県内の優れた中小企業4社の表彰を行ったところでございます。

15ページをごらんください。

(5)であります。県内企業の魅力や情報を生徒や教員に伝える県内就職支援員を配置いたしますとともに、高校生企業ガイダンス等の開催により、高校生の県内就職促進に取り組みました。

16ページをお開きください。

次に、下のほう、2の経営基盤の強化であります。が、(1)の中小企業が抱える複数の金融機関にまたがる債務の返済調整等を行うみやざき経営アシストなど、県、金融機関、商工団体等が連携した経営支援に取り組みました。

次の17ページの(2)にございますが、県内中小企業の経営力強化を図りますため、都市部のプロフェッショナル人材とのマッチングを支援し、11件が成約に至ったところであります。

また、(4)にありますとおり、県内への企業立地に取り組み、大規模案件の誘致を達成いたしますとともに、立地後のフォローアップ訪問等も行っております。

18ページをお開きいただけますでしょうか。

4の創業及び新分野進出の促進であります。

(1)であります。が、県内の産学金労官13機関で構成する企業成長促進プラットフォームを設置し、地域経済を牽引することが期待されます成長期待企業を認定し、集中的な支援を実施いたしました。

19ページをごらんください。

5の技術開発及び新製品・新サービスの開発

の促進につきましては、産学官の連携のもと、新技術や新製品開発につながる共同研究開発を支援いたしますとともに、工業技術センターにおいて、企業に対し技術相談等による支援を行いました。

20ページをお開きください。

6の地域の農林水産物を初めとする多様な資源・特性等を生かした事業活動の促進についてであります。が、県内食品加工業の商品開発を支援するなど、本県の強みでございます農林水産物等の地域や特性を生かした、新商品開発の支援に取り組んだところでもあります。

次のページ、21ページの下の方、(3)になりますが、福岡県豊前市に設置いたしております北部フロンティアオフィスを拠点施設として貸し出しますとともに、販路開拓コーディネーター等の活用により、取引開拓等の支援を行ったところでもあります。

22ページをお開きください。

8、国際的視点に立った事業展開の促進につきましては、宮崎グローバル戦略に基づいて、東アジアに軸足を置きながら、世界市場も視野に入れ、(1)にありますように、アジア、EU、北米などにおいて、バイヤーの招聘、展示会等の出展支援など、販路開拓の支援を行いましたほか、右側23ページの(2)にありますとおり、ものづくり企業の海外販路開拓の支援も行ったところでもあります。

続きまして、24ページをお開きください。

ここからは、Ⅱ小規模企業の振興についてであります。

1の需要を見据えた計画的な経営の促進につきましては、商工会等を通じ小規模企業の経営改善の支援や、小規模企業の経営基盤強化を図

りますため、設備導入資金の融資に取り組んだところでもあります。

2の創業及び事業承継の促進、円滑な事業廃止のための環境整備につきましては、(1)の商工会等を通じた創業支援のほか、次のページ、

(2)の事業承継の促進について、国や商工団体、金融機関等からなる事業承継支援に係る関係機関連絡会議を開催いたしますとともに、宮崎県事業引継ぎ支援センターを中心に支援体制の整備を図ったところでもあります。

それぞれの詳しい取り組みにつきましては、お手元に別冊で宮崎県中小企業振興条例に基づきます主な施策の取り組み状況がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後とも、中小企業者を初めといたしまして、市町村や関係機関、団体との意見交換を積極的に行いながら、現場のニーズをしっかりと把握し、実効性のある施策の展開に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご引き続きの御指導と御支援をよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○木原雇用労働政策課長 26ページをお開きください。

県立産業技術専門校高鍋校寄宿舎の竣工について、雇用労働政策課から説明をさせていただきます。

初めに、1の事業の経緯であります。高鍋校寄宿舎は、築54年が経過しており、老朽化が進んでおりましたことから、平成28年12月に耐震診断を実施したところ、29年3月に建築基準法の想定する大地震で倒壊する可能性があるとの診断結果が判明いたしました。このため、まずは寄宿舎に入居する訓練生の安全を確保する必

要があることから、耐震性のある鉄筋コンクリートづくりの別館2階教室を暫定的な就寝施設として改修し、29年7月初旬に転居を行ったところでもあります。

また、昨年9月議会に新寄宿舎建築費の補正予算を計上し、寄宿舎の建てかえを進めておりましたが、先月竣工し、今月2日から使用を始めたところでもあります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の工事費は5,411万円、(3)の構造等につきましては、左側の写真にありますように、木造平屋建て、建築面積は227.96平方メートル、また、右側の写真にありますように、洋室2人部屋を6室整備し、定員は12名、今月2日現在、5名の訓練生が入寮いたしております。このほか、食堂、厨房、入浴施設等を整備したところでもあります。

説明は以上でございます。

○岩本観光推進課長 観光振興課からは、平成29年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要につきまして御報告させていただきます。

委員会資料の27ページをお開きください。

まず、1の調査時期でございますが、平成29年1月1日から12月31日まででございます。次に、2の調査結果概要についてでございます。

(1)観光入込客数についてです。これは、表の1とあわせてごらんいただきたいのですが、平成29年は、下段の合計欄にありますとおり1,529万5,000人で、前年に比べ0.1%減少しております。このうち県外客が648万人で、前年に比べ1.3%増加、県内客は881万5,000人で、1.0%減少となっております。

減少の主な要因といたしましては、8月から10月にかけての相次ぐ台風を初めとした天候不順

が影響したものと考えております。

表の中段の日帰り客の減少が足を引っ張った格好でございますが、上段の宿泊客をごらんいただきたいと思いますけれども、対前年比9.4%増で、県外客、県内客ともに伸びておりまして、特に、訪日外国人は36%増と、熊本地震の影響から順調に回復しつつあることが伺えます。

次のページをごらんください。

(2) 観光消費額についてでございます。平成29年の本県の観光消費額は、表の2の下段にありますとおり、合計で1,544億1,200万円で、前年に比べ16.0%増加しておりまして、県外客が1,027億1,900万円で、前年に比べ12.9%増、県内客も516億9,300万円で22.7%増加となっております。

また、表の上段の宿泊客ですが、866億8,600万円で17%増、表の中段の日帰り客も677億2,600万円で14.8%増となりました。こちらも、熊本地震の影響からの回復で徐々に消費が持ち直してきたことが大きいと考えております。

なお、下の米印にございますように、観光入込客数、観光消費額ともに、訪日外国人の日帰り客につきましては、サンプル数が少ないため算出ができない状況となっております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で、執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○満行委員 中小企業支援を行っていただいているんですけど、18ページの成長期待企業、非常に興味を持っているところなんですけれども、改めて、この地域経済を牽引することが期待される企業の認定の基準の説明がほしいんですけど、まず、どこがその候補を持つてくるのかとかのプロセスを教えてください。

○藤山企業振興課長 成長期待企業に関する御質問でございますが、まず、これは、公募という形にしております。その上で規模というのがございまして、支援対象につきましては、*目標が20億円を超えるというようなイメージでおりますので、そういうイメージで企業が成長することを見越しまして、5年間の事業計画を立てていただきますが、その上で目標にいくような企業さんということをまず考えております。その上で、事業の成長性であります、独自性とか優位性とか市場性を踏まえて、事業計画の実現可能性がどうなのかということ、あと地域経済の波及効果、私ども外貨を稼ぐということと、外貨を稼いで、それを県内に循環するということを言っておりますので、そういう意味での県内への波及効果というのはございます。あと経営者の意欲、こういうことを含めまして審査をしているところでございます。

○満行委員 近年の公募の状況を教えてください。それと採択された件数等もお願いします。

○藤山企業振興課長 申し込み企業件数といたしましては、これまでに69の企業から申し込みをいただいております。その結果でございますが、先般、3企業の支援の追加を決定したところでございますが、成長期待企業じゃなく、地域中核的企業というのを27年度に2社認定しましたが、それを含めまして22社支援をしているところでございます。

○満行委員 これ22社なんですけれども、今後の数値目標とかあるのかなのか、今後の展開を教えてください。

○藤山企業振興課長 今後のことについてでございますが、5年間の事業計画でございます。

※35ページに訂正発言あり

で、少なくともその5年間の事業計画がどうなるのかということは、私どもは指導しながら見守っていくことが必要だと考えております。

あと何企業支援するかということもございませうが、これでじゃあ22社でとめてしまうこともなかなか難しいものもあるかと思っております。一方で、集中支援と言っておりますので、余りふえ過ぎてもまた支援が薄くなっていくという、そういうジレンマもございませう。その2つの兼ね合いを見ながら、今後ちょっとそのあたり、どんな形でこの事業を進めていくかということを検討したいと考えております。

○有岡委員 26ページで雇用労働政策課のほうにお尋ねしますが、県立産業技術専門校という形で県が力を入れてやっている中で、高鍋校に新しい寄宿舎ができたということで、大変ありがたいことではありますが、その中で、どうしても入校生が少ないという課題がありまして、やはり、腕に技術を身につけることの大切さというんですか、例えば、大工さんでも、今は、海外から雇用しなければ人が来ないというような、そんな時代になっていますので、やはり、ここにもっと生徒が集まってきて、以前も申し上げましたが、手に職を持つということ、技術を持つということの可能性というんですか、そういった魅力をしっかり伝えるような仕掛けをつくる必要があるかと思っているんです。そういった意味では、この高鍋校も新しくなって、今5人ということですが、もっと学校に声をかけて、中学校でもそうでしょうけれど、入校してもらって技術を身につけるんだというような、そういうアピールの仕方というのは、何か工夫することで、今後多くの県内就職者の呼び水になるんじゃないかと思っているんですが。そこら辺の

長期的な取り組みでもありますし、当面この定員をどう確保するかという課題、ここら辺の取り組みはいかがなものでしょうか。

○木原雇用労働政策課長 委員のおっしゃられたとおりでございまして、非常にものづくりの根幹となる、特に高鍋につきましては、中学校卒業生を対象とした県内唯一の公的職業訓練施設でございませうので、極めて重要だと思っております。

そういうことで、私どももそうですけれども、高鍋校におります校長を初めといたしまして、まず、県内くまなく学校を巡っていくと。特に、建築課と塗装課につきましては、県内一円を対象といたしておりますので、学校を回っているところでございませう。あわせまして、寮も新しくなりましたので、そういうこともPRしながらお伺いをしているところでございませう。

それから、直接的に限らず、ものづくりは大事だということで、技能まつり、あるいは小学校、中学校の総合的学習の時間の中で、ものづくりについて取り組む時間を設けていただくようお願いすると同時に、実際、例えば、延岡でございませうと、よのなか先生ということで、ものづくりをやる場所につきましては、技能士会と一緒にやってやるとか、そういう取り組みをやっているところでございませう。

それから、私ども、入校生を直接確保するためには、先ほど学校に行くことができましたけれども、オープンスクールというのを、西都の専門校、それから、高鍋校につきましても、それぞれやってPRをしているところでございませう。

今後については、ものづくりの大事さについて、いろんな形で取り組んでいかないといけないと思っておりますので、地道ながらも継続し

てやっていきたいなというふうに思っております。

○星原委員 27ページの観光入込客の結果ということなんですが、この表を見ますと、県外客、訪日外国人が伸びているということで、大変ありがたいと思っているんですけども、これは、多分どの都道府県も、同じような状況じゃないかなと。要するに、今国で訪日外国人2,000万を2,800万人とかというふうに発表していますので、ほかの県、九州各県と比較してどういう割合なのかというのを見ないと、宮崎はふえたからいいということじゃなくて、ほかの県がこれ以上伸びているとしたら、宮崎県として何が足りないのか、そういったこともちゃんと分析していかないと。表でいけばありがたいことなんですけれど、その辺の他県、沖縄は別としても九州7県の状況とか、その辺を少し説明いただくとありがたいんですけど。

○岩本観光推進課長 今回のこの観光入込客統計は、国の統一基準に基づいてやっておりますが、こちらを公表している県が、九州ではまだ本県以外に2県しかございませんで、本県以外は大分県と鹿児島県が発表しております。これは、訪日外国人だけではない全体でのデータになります。大分県が、昨年と比べまして5.1%の減少になっております。鹿児島県が、これは西郷どん効果等もあるかと思われるんですが、3.8%の増加となっております。

これとは別に、観光庁が別途統計しております宿泊者統計というのがございまして、そちらのほうは、訪日外国人の延べ宿泊者数が、これは確定値で29年度が出ておりまして、こちらでは、本県は121%の増加になっておりますが、九州全体の平均でいきますと126.7%増となってお

ります。伸び率でいきますと、九州全体で下から4番目ぐらいという状況になっております。

ただ、速報値で、ことしの上半期の状況が出ておりまして、これは、*1月から9月までということですけども、それを見ますと、訪日外国人に関しては、本県が対前年118.4%増ということで、これは、熊本県の136.6%増について2番目という状況になっております。

○星原委員 今の説明だと、宮崎県は、九州の中でも大体中位の位置にはいるのかなという感じはするんです。じゃあ外国人の入込客がふえている大きな原因というか、いいことなんですけれど。ただ、今度、10月からですか、11月から、香港線がとなると、この30年度はまた訪日外国人が減ってくるのかなと予測しているところなんです。今後、その分をどこでカバーしていくのかという取り組みが大事になるのかなと。新たな航空機の会社を選んでいくのもあるでしょうし、現在、つき合っているところをいかにまだ呼び込んでいくかという対応もあるんじゃないかと思うんですが、その辺については何か考えがあるんでしょうか。

○岩本観光推進課長 本県も、LCCの就航等がやっぱり大きいと思いますが、訪日外国人が順調に伸びてきていると思います。

そうした中で、今委員おっしゃられましたように、香港線が下半期からなくなるということで、我々も非常に危機感を抱いております。実は、8月の末に、私どもと観光協会と一緒に、まずは、今まで宮崎線を利用して、あるいは鹿児島ー香港線を利用して、本県に送客をしていただいたような大手の団体旅行業者を訪問しまして、引き続き送客をお願いしたいということ

※35ページに訂正発言あり

ございます。

3社お願いにあがったんですが、どちらとも、今後とも宮崎県にちゃんと力を入れていきますよというありがたいお話をいただいたところで

す。
特に香港にイーゼル社という大手の旅行会社でございますけれども、こちらは、早速下半期の旅行商品を出していただいております。例えば、鹿児島イン福岡アウト、熊本イン福岡アウトというような新しい路線、LCCを利用したツアーなんか、宮崎県も含めた形で、場合によっては、4泊5日のうちの県内2泊というふうなことを入れていただいているということで、引き続きこういった団体旅行の誘致、それと、あとは最近9割が個人旅行者者ですので、こちらに向けたしっかりとした誘客のための対策をとっていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 ちょっと関連してですが、いろいろな考え方があるんだけど、年間7,000人だ9,000人だというところは、2,000人、3,000人積み上がればもうかなりな、30%、40%の伸びです。外国人の入込は、見通しを上回るようなペースで全体では確実にかなりふえていると。ここで、宮崎の受け入れ体制の限界が、インフラの整備とか。それも、市町村、国、県が果たすべき役割、受け入れる業者そのものが果たすべき役割です。今、ホテルは、幾つかビジネスが出てきたですが、そういったもんで宿泊客を受け入れ切れるペースで追いついていっているのか、見てほしいんです。

それから、看板なんかを見ても、今入ってくる人たちが行こうとしているようなところ、特に個人観光客となれば、中山間も含めてですけど、そこに迷わず、しかもレンタカーとかで

行ったりしようとするときに、目的地に行き着けるかということ。そういったのを1回総洗いをしておかないと、今度はそういった地域間格差、構想を組むときに宮崎が選択肢に入らないと思う。そういうことが出てくるんじゃないか。伸びしろがあるところには、受け入れ体制を、おくられている部分は取り返して、抜きに出ていくということが必要じゃないかという気がするんです。当然その分析もやっておられて、計画を立てられているかもわかんないですけど、将来の入込の動向の見通し、それから、日本に対してどの国からどういうブームが沸くのか。まずは、一番直近でオリンピックとかの日程を見据えたときにどうなのか。その人たちに十分満足していただいて、リピーターになっていただくには、あるいは口コミでの宮崎大使に地元でなっただけのような条件というのは、果たして、全国の中で宮崎はどれぐらいの順位にあるのかとか、やっぱり1回すごく広い範囲にわたって分析して行って、計画を立てていくということが必要じゃないかなという気がするんですけど。ここで出おくれたら、受け入れる人たちがかわいそうですもんね、また経済格差が出ますもんね。

○岩本観光推進課長 委員おっしゃられるように、順調に今ふえていますけれども、やはりしっかりリピーターにつなげていくというのが、これから重要になってくると思います。そういった意味で、整備等々含めて、本当に細かなところから、県内に来られた外国人の方が、また来たいと思われるような対策をとっていかないといけないと。お話もありましたように、そのためには、しっかりニーズを捉えて分析して、そのような対応をとっていかなくちゃいけないと

思っております。

まだまだそのところの分析が十分でないところもあろうかと思いますが、基金もつくっていただきましたので、そういったものを活用しながら、しっかりと集中して、そういった対応を今後とっていききたいというふうに思っております。

○坂口委員 ですので、そこは対策とは思いません。そしてこの前の一般質問で、岩切章太郎さんがホスピタリティーも観光資源なんだということを言われた。これは絶対的な全国一の強みだったですね。果たしてそれが神話になっていないかどうかです。宮崎のホスピタリティーが、そういったよその人たちから見たときに、今でも観光資源として全国一だと評価いただけるようなものがあるのかどうか。

ここもちょっと県外に、いろんなところに行ってみたときに、不安になる部分もあるんです。それは宮崎県人の消極性だったり慎重さだったり、あるいは、遠慮がちな恥じらいというんですか、そういうもので、自分たちが考えるホスピタリティーとしては、丸をつけるべきかもわからないけれども、積極的に外国からの人を受け入れるんだよと、そしていい評価につなげるんだよとなったときに、それで本当にいいのかとか。かなり際どい部分ですけれども、そういったのも含めて、絶対的に有利だった自然環境とか景観とか、そして何よりもDNAの問題、あるいは文化の問題もあって、一朝一夕にはできないというホスピタリティー、ここらはもうちょっと高いレベルというか、位置づけを高くして、そういった資源なんだと。あの質問を聞いていてそれを感じたです。これは答弁のしようがないかもわからないですけど、あれば見

解でも。

○井手商工観光労働部長 井本議員の御質問で、ホスピタリティーの重要性ということ、私も非常に大事だと思っておりますし、やはり、今、坂口委員おっしゃったとおり、岩切章太郎氏から連綿と続くこの宮崎の県民性というのは、皆さんの中でも共有されているところがある。ただ、それが本当にどういうふうに出ているのか、また、外から来た人がどういうふうを受けとるのかということについては、やはり、今の時点で分析と対策を考えていけないと思っております。

今、課長が申し上げたとおり基金等も活用しながら、その分析と対応策を考えてまいります。

○黒木委員 今の観光の関連ですけれども、訪日外国人の宿泊者数が、他県と比べてもふえているという状況、それから、観光消費額もかなり伸びているということで、大変うれしいことだと思うんですけれども、実は、この前の質問のときに、観光教育のことについて教育委員会と話をしたときに、宮崎県は訪日外国人の宿泊者数も九州で一番少ないんだ、それから消費額も少ないんだという話をして、なかなか教育も必要だし、人材育成が非常に大事だという話をしていたら、教育委員会の方が、宮崎県はそんなに観光状況悪いんですかと聞くんです。どこの資料ですかと言うから、それは我々の委員会に出してくる資料だから、それを見てくださいと言ったんですけれど。だから、余り感じていないんです。感じていないというか、観光部局が一生懸命やるのも当然ですけれども、やっぱり全庁的に今の観光の現状をわかってもらって、みんなで取り組んでいく、そういう体制が必要

なんじゃないかなと思って。本当、知らないと言うから、えっと思って。そういうことがありましたので、ひとつ、全庁的に頑張っていたきたいと思います。

○井手商工観光労働部長 非常に申しわけないことだと思います。教育委員会とは、教育旅行等ではいろんな協議をしているところですが、もう少し課題が共有できるように、教育長ともお話をしながら、全庁的に取り組んでいけるよう頑張りたいと思います。

○星原委員 今、インの話が出たんですが、逆に今度アウトですよ。要するに、相手の国に来てほしいということに、仮に外国の場合であれば、こっちからも出かけていく、相互交流というような形もやっていかないと、ある一定のところまではいったにしても、それ以上に伸びていくにはそういうところかなと。

そうすると、宮崎県民のパスポートの取得率が今どれぐらいになっているかわかりませんが、そういうパスポートを取る運動だとか、何かそういう出かけていくことなんかの計画も立てられたらいいのかなというふうに思うんですけど。やはり最終的にはそういうお互いがフィフティー・フィフティーの関係になるようなところに持っていければ、より伸びていくのかなという気がしますので、そういうこともまた検討材料に入れてください。

○井手商工観光労働部長 相互交流の重要性というのは、非常に感じているところでございまして、経済交流も含め、文化交流も含め、そして教育等の交流も含め、その基盤があってからのそれぞれの国との交流になると思っております。

パスポートの取得に関しましては、新たなパ

スポートを取るとき補助制度というものを、総合交通課の予算で措置しておりますので、その辺も活用しながら、本県の中でパスポートの取得率が上がるように、いろんなPRも含めて商工観光労働部としてもやっていきたいと思っております。

○中野委員 外国からの観光客の件ですが、この前の代表と一般質問で、いわゆる香港ですよ、大変高額な補助金の要求をされたという答弁でしたが、ほかの県と比較して、ほかの県は、宮崎県からしても多額の金額を出しているものなんですか。今まで宮崎県が出したものと同等ぐらいの金額の補助金なんですか。その比較ということでお尋ねしたいと思います。

○井手商工観光労働部長 私、商工観光労働部に参る前に、総合政策部の次長をしておりましたので、若干なり情報は得ているところですが、新たに路線を引こうとするところが何県かございまして、そこでの交渉の情報は入っておりました。その県に対して幾らぐらいかというお話を聞いてはみるんですけど、実際、なかなか教えていただけないという状況の中で、推定ではありますけれども、本県が香港航空を導入しようとしたときに、3カ年で1億5,000万円というお話があったかと思っておりますけれども、それ以上の額を用意しているというふうな情報は聞けたところでございました。恐らく、それを上回るような金額で、今回は誘致を図られているのではないかとこのように想定をしたところであります。

○後藤委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは、その他で何かありませんか。

○満行委員 せっかく立派な委員会資料をつくっていただいたんですけど、写真もいっぱ

いあるんですが、我々の分だけでもいいんですけど、天然色にさせていただきませんか。県土整備部はカラーなんです。ちょっと小っちゃい写真、全然違うんです、やっぱり。ここに機械とか載っていますけれど、やっぱりカラーとモノクロじゃ全然違うので、ぜひ御配慮をお願いします。

○小堀商工政策課長 申しわけございません。基本形がちょっと白黒になっておりまして、委員から御指摘がございましたので、より見やすくなるような形で、次回以降はさせていただきたいと思います。

○中野委員 えびの高原のことでお尋ねしたいと思うんですが、硫黄山が噴火して、あそこのホテルもかなり観光客が減っているわけですが、水道の修理もできないような状況ということであるわけです。そういう状況でどんどん観光客が減って、足湯からも撤退をする、あそこに出ているお店が撤退をするような話も聞きました。

それで、あそこの国民宿舎はどのくらい回復したのかを把握されておればお聞きしたいと思います。

○岩本観光推進課長 えびの高原荘の宿泊者数のお尋ねでございますけれども、4月の硫黄山の噴火以降、かなり宿泊者数が減っております。7月に入って、いろんな割引きのクーポンを出したりというようなことで、92.5%に回復しまして、8月はまたちょっと悪天候もありましたけれども、盆の時期も含めて、70.8%という状況でございます。*宿泊稼働率です。

○坂口委員 その他で、ちょっとこの前から問題というか、都城の建設業者の経営事項審査での違法行為があったことに関連してなんですけれど、ちょっと気がかりなことが出てきたもん

です。新宿のKONNEのリニューアルです。あれについても一回、順を追って確認をしていきたいんですけど、あそこをやり直すということでは計画を立てて、そして大成建設との随意契約しか方法がないんだということで、大成とやられるということになって、方法がないというのがどこらまでの制約条件があるのかちょっとわからないんですけど、あった。

そして、その運営業者をエー・ピーカンパニーにという選考をやられていますよね。そのときの状況、エー・ピーに決まるまでの大まかないきさつとか、決まるに至った経過というのをまず一回おさらいしてほしいんですけど。

○高山オールみやざき営業課長 新宿KONNE 2階のレストランの整備の関係でございますが、まず、昨年4月に2階レストランの飲食運営事業者を公募いたしまして、その上で、昨年6月に飲食運営業者のコンペを行っております。その際、9社が手を挙げられまして、その中で審査をいたしまして、エー・ピーさんを候補者として選定したという状況でございます。その後、店舗づくり等いろいろ協議をいたしまして、最終的には12月に運営委託契約を締結しているという流れでございます。

○坂口委員 そうなると、9社からエー・ピーに決まった。決まったときの評価すべき条件というのがあったと思うんです。運営費は幾ら県が払うのかとか、家賃を取るのかというそういった収入、支出の問題、そこが運営して。それからそこに投資するお金の問題とか、いろんなのが、まずあったと思うんです。そういった中で、こういうものをつくって、こういう目的で県は

※35ページに訂正発言あり

ここに運営を委託するけれどということでの選考に入っていくと思うんです。やっぱりどの業者が一番ふさわしいかということで、ここに運営を任せようということに入っていきと思うんですけれど、最初の運営業者を選定するに当たって、こういうことができますよということを県が示す必要があると思うんです。こういう店舗なんですけれど。そのときに、ある程度の概要がわかるように、概略設計か概要図かやるんですけれど、設計仕様というのは決められていたと思うんです。だから、それは当然、公共がやる建物だから、標準仕様でつくるということでの仕様、それからそこにどれぐらいかかるというお金の問題とかやっていたと思うんですけれど、そこらは最初どういう条件で、どういった仕様でKONNEは改装されようとしていたのかというのをまず。その入り口での設計の考え方です。

○高山オールみやざき営業課長 昨年4月に事業者を公募する際に、公募要領がございまして、その中で2階のレストランにつきましては、厨房機器等以外は県が負担するという事で事業者のほうに示しまして、そういう形で進めてきております。

○坂口委員 それは当然なんです。相手が使う道具まで県が買ってあげる必要はない。ただ、そのときに、後々につながる質問なんですけれども、この整備については、やっぱり公共事業としてやるための標準的な仕様というのがあると思うんです。ぜいたくづくりの御殿づくりみたいな特別仕様じゃなくて。その考え方をまずどう整理されたのか。相手のニーズに応える特別仕様として設計されようとしたのか、それとも、公共事業として新宿KONNEを改造すべ

く、標準的な仕様としてやろうという判断のもとにやられたのかということですか。

○酒匂観光経済交流局長 今回の新宿KONNEの2階の飲食店につきましては、業務委託の……。

○坂口委員 2階は後からでしょ。最初はあそこを改造するという説明から議会にあったじゃないですか。2階と1階は別々にやっていないよ。

○酒匂観光経済交流局長 2階の募集をする際につきましては、業務委託ということで仕様書を定めましてやりました。その中で、経費の負担は、例えば飲食店を開設するための内装工事の設計及び工事費は県が負担する、飲食店厨房に係る基本工事費も県が負担する、飲食店の設置及び運営に係る費用のうち、次に掲げるものは受託者が負担するという事で、例えば、厨房に係る工事ですとか、そういう区分けをしました。その際、その他のところでございますけれども、飲食店の内装設備、共通整備のデザイン及び飲食スペースの工事は原則として県が行うものとするけれども、受託者の意向を踏まえながらデザインを行うこととしているということで、その協議に参加してほしいというような旨の明記をする形で設計については進めていくということは相手には示したところでございます。

○坂口委員 それは業者が決まった後ですか。このエー・ピーが。それとも決まる前の選考会で示した条件ですか。

○酒匂観光経済交流局長 これは、飲食店募集に際しての業務委託の仕様書の中で明記しているものでございます。

○坂口委員 当然、そこで業者選定のための評

価対象項目として、あなたが望む仕様でいくと建築費はどれぐらいかかりますよという、県が投資すべきお金の限界というものがあると思うんです。相手がアイデアを出してくるのに、1億円も2億円も高ければそれだけいいアイデアが出せますよ。それは評価が高くなりますよ。だから、こういった仕様でやる店舗に対して、お前はどれぐらいの能力を持って運営してくれるんだというのが、通常のあり方です。

しかし、今のは、まず業者を決める。決めるときに、その店舗のあり方、仕様についても業者の意見を参考にしますよという前提のもとで公募をやったというわけでしょ。あなたのアイデアは何ぼかかるんだというのは聞かれましたかということです。何ぼ投資しなきゃ私のアイデアは実現できませんということ自体を、評価項目として入れて評価しないとおかしいじゃないの。うちに任せればここは2億円でできますよという、うちにやらせれば10億円かかりますよというところ、そういった金額を聞かないで評価をしたのかということを知っている。

○高山オールみやざき営業課長 昨年、6月に委託事業の候補者を選定した後でございますけれども、その後、県と発注先の大成建設……。

○坂口委員 ちょっと質問をぴしゃっと聞かないとだめよ。選定する前の条件を知っているわけ。今は選定した後の協議は聞いていない。順を追っていかないとこんがらかるからだめよ。

もう一回言うけれど、公募要領というのを出すでしょ。そのときに、あなたの考えるような店舗をつくってあげるから、あなたが考える店舗のもとで運営方針を示しなさい、成果を見通しなさいという公募をやったんですか。そのときに、何ぼかかりますか、その考えで店舗改装

にという金額を聞いたのですか、聞いていないんですか、幾らまでしかかけられませんよという上限を打ったのですかと、まず入り口ですよ。

○酒匂観光経済交流局長 委員御指摘の件につきましては、審査基準書の中では、運営方針等、業務内容等々を定めておりまして、委員が申されたものについては、審査項目としては上げておりませんでした。

○坂口委員 質問をしっかりと聞かないと、そのときに金額を示させたのかと。自分が言うような店舗をつくるのに何ぼかかるということを知りません。聞いたか聞いてないかだけでいい。そんなのぴしゃっと記録が残っているはずですよ。

○酒匂観光経済交流局長 済みません。聞いておりません。

○坂口委員 それじゃ、そこんところはこういう評価点を出したんですか。いいアイデアを出そうとしたら、金は幾らでもかかります。お客さんをたくさん来らせようとしたら、金幾らでもかかりますよ、改修に。そんなのも審査対象にせずに、事業費を組むのに予算の限界も見ずに、相手の言い分を評価したんですか。

○酒匂観光経済交流局長 その時点では、私どもの審査基準書の中には明記しておりませんでした。審査項目に入っておりませんでした。

○坂口委員 なぜ明記しなかったの、それで評価できたのかということです。最初にエー・ピーカンパニーありきととられても仕方がないような評価じゃないですか、それは。幾らでも金をかければ、僕でも人に頼んでから、何十億円もかければもっといいアイデアが出せたかもわからない。

そこは、基本的に、税を投資していくんだとしたら、投資の限界というものから持っていくの

が、県が理想とすべき店舗を、それも標準的な設計書の中から。金額を決めるのはこちらですよ。借りる側が何ぼかかると、こんなアイデアでやるから俺に貸せなんて、そんなのは民間も含めてないです。そして、民間も含めて、そういった使用する消耗品、あるいは道具、そういった調理用具一切はたな子が払うべき。大家さんは基本的なものをつくるだけです。出ていくときに残してもらうもの、持って行ってもらうもの、ぴしゃっと分けます。だから、そこで何ぼという金額を示して、あんたはどういうアイデアを持って、ここでたくさん宮崎をアピールしてくれるんだ、客を呼んでくれるんだ、そのためにどういう店舗をつくれればいいんですかというところまで相手に任せて公募したというなら、そのときお金が幾らかかりますかというのがないと。今、県土がやっている総合評価と一緒に。こういう技術で提案をすると、こういう施工をやるけれど、うちは何ぼかかりますというのを金額まで含めて評価して落札者が決まるわけですよ。

なぜそのときに金額を聞かなかったんですかと、そんな業者選定のあり方ってあるんですかということです。公金を投資していくのに、そのやり方で間違いか間違いじゃないか。そのやり方は完全なものであったのか、それとも間違いであったのか、それとも不完全だったのか、どれですか、この三者択一で。

○酒匂観光経済交流局長 今回、県が内装工事の設計及び工事費を負担するという条件で、先方の申し出については、意見を十分聞くというような形での審査をさせていただいたところでございます。本来であれば、委員おっしゃるとおり、全て見た形で、中は業者がやるというよ

うな形も考えられたわけでございますが、委員おっしゃる選択肢の中では、やっぱり不完全だったのかなと思っているところでございます。

○坂口委員 不完全じゃなくて、間違いですよ。相手がそういう店舗が欲しいという意見を反映する考え方が県にあるんだったら、幾らかかりますかということ、あるいは幾らかかるねというのをやって、このアイデアではこんだけの金がかかると、B社の案ではこんだけの金で済むと、それをどうぞ皆さん評価してください、業者選定をやってくださいと出すのが当たり前です。

相手の言い分を我々が金かけてやってやるんだと。それは評価対象にしないんだという手法は間違いです。選定で間違いか、そういった条件を示す、どちらかが間違いで不十分ってやっちゃないです。選考できないですよ。ここに任せれば何ぼ金がかかるというのがわからんと。そこがまず大きなミスがあったということです。

そういったぐあい決めていったら、途中で大成建設が設計とかそういった2階の店舗の改造については、エー・ピーカンパニーに任せようという提案をやってきたと。だからそうしたんだということですよね。ここで、今回、僕が疑問に思ったのが、この前からの一連のことなんですけれど、エー・ピーにそういった設計、施工、店づくりというものを任せられますか、建設業法上。それが今回、問題になったんです。

公共事業を請けようとする者は、毎年、経営事項審査を受けなければならないと。宮崎県の場合、2年に1回、これは全国、国も含めてですけれど、格付をやるんだと。これをやらなければ公共事業は受注ができないんだと。大成の

下請けであったにせよ、建設業法のこれは民間にもかかりますから、建設業を営もうとする者は登録をとらなければならないと、500万円以上の工事をするなら。法律が決めているんです。エー・ピーはこれを持っているんですか、経営事項審査を受けていますか。

設計となると、1級建築士事務所を設置しなければならないと、1級建築士を常駐させなければならない。これには抜き打ち調査ができるというところまであるんです、建設業法では。なぜ、ここに分離で設計とか施工とか委託できるんですか。それを大成が言ったのを何で県が聞くんですか。お前、黙ってろと言えればいい。大成はまた何で県にそんなことを言ったんですか。

○酒匂観光経済交流局長 募集時の条件で、県が負担して整備するという条件のもとで、大成建設に発注したわけでございますが、先ほど申しましたとおり、整備に当たっては、中に入る業者の意向等も十分踏まえて反映させるということもございましたものですから、3者で協議をやっておる中で、今回の受託者であるエー・ピーが、熱い想いを持って宮崎の魅力を伝えられるという思いを大成も感じまして、例えば、大成のほうからは、集客効果ですとか、事業者の納得できる運営等を実現するためには、やはり中に入るエー・ピーに任せたいほうがいいのではないかという助言もあったものですから、私どもとしてはその意見について内部で検討し、最終的にはいろんな要件もありますけれども、エー・ピーに任せる方向で方向性を出したところでございます。

○坂口委員 そういった考え方を設計に反映するために3者協議をやったわけでしょう。それは

法的にもいろんな合理性から見ても許される行為です。ところが、大成は、うちがやるよりもあそこがやったほうがいざと、建設業者ですよ、ゼネコンですよ。そこが建設業法を無視した提案を県にしてきたということで、その時点で、大成は契約の相手方として失格です。うちがいいものできますから、うちに契約させてくださいというのが、まず業者選定の最低限の条件です。これについては、うちよりもあっちがいいんだと、しかも許可も何もとっていないところにやらしたらいいものができるよなんて、そこで、県としてはちょっと待てという考え方にならなかったんですか。そこでこの提言は何なんだという協議をやっておられないんですか。そこは大きな問題ですよ。だって、うちがやるよりまだいいところがありますよと、そのいいところというのは、許可も何も持たないエー・ピーカンパニーということですよと、何でまたそのアイデアを県はのまれたんですか。

この前の本会議後の説明では、補助金に切りかえたと、それを設計、施工、そういったものをエー・ピーに直接補助金を出したんだという説明だったですよ。だけれど補助金であれ事業費を分割して2つの事業に分けるというんであれ、相手方がそういった資格者でない限りは、公金をそこに、県の金をまずそこに支出できないはずで、設計、施工料として。

○酒匂観光経済交流局長 まず、なぜエー・ピーに検討して任せる判断をしたのかという点でございませうけれども、繰り返しになりますけれども、実際の運営を行うエー・ピーが、その集客効果ですとか、納得した運営をやっていくと、それを実現していくためには、やはりエー・ピーが責任を持って設計、施工するほうがよいと

いうことで、県としても同意をいたしまして、その方向性で決定をしたところであります。

実際、じゃあどのような形でエー・ピーに任せるかという中で、県のほうでもいろいろ検討をいたしました。他県の事例等を見ましても、運営とあわせて設計、施工を委託するというパターンも数件見られましたものですから、そういった事例に習って、我々もまずは委託できないか、委託料としての執行はできないかという検討をしたんですけれども、委員からお話のありましたとおり、委託というのを支出する際には、建設業法等、免許等も要するというので、方針を出した後にわかったことをごさいますけれども、持っていないという中で、いろんな可能性を、いろんな方策を検討させていただきました。その中で、最終的には、補助金という形を選択させていただいたわけですが、一つ言ってみれば、委託契約、最終的には運営委託の中で、相手方に退去時の財産放棄を明記するという、あるいは、県土整備部の協力…

○坂口委員 ちょっと待って。そんなこと言ったらこんがらかるから。聞いたことだけに答えないと、これは大事な質疑だから。微妙な質疑だから。

だから、今のを言うと、大成に任せただけで、やっぱり運営をする人が思うような設計、施工にしたほうが良いよということで、その部分だけは、その事業費をエー・ピーに回して、何千万円だか知らんけれど、そこにかかる経費を回して、そこに設計、施工をやってもらおうという考え方だったと。よその県も調べたけれど、そういう前例は幾つかあったと。しかし、それを詰めていったら、これは法律違反になる行為

だからできないかと県が気づいたということが今の説明の中にありましたよね。

じゃあ、その方針を分離分割で出していこうと。まず大成のアイデアを受けてエー・ピーに任せて、そのほうが良いものができるよという判断は、どういう場で判断したのか。そっちのほうが良いぞというのを。そして今度はそこでいいぞと決まったことを、じゃあそうやろうとしたときに、いやこれやばいぞと、法律違反になるよということを、いつ、どういう場で誰が気づいたのか。

○酒匂観光経済交流局長 エー・ピーに任せたほうが良いという意味決定をしたのが、9月中旬ぐらいでございます。その後、どのような方式にしていくかという検討の中で、10月、11月と時間が過ぎたわけでございますが、11月になって、法的に建設業の許可を持っていないというところが判明し、難しいというのが判明した。詳細な日時については、ちょっと手元に持っておりませんので、また調べてみますけれど、そういう状況でございます。

○坂口委員 これはいきなりだから、ここで聞くのもだけれど、そこは大切なところなんです。大成建設がそんなことを言うから、そのとおりにしようと言って、ある人1人が決めて、それを実行したんじゃないと思うんです。こういうアイデアがあったけれど、どうしようかなという協議をやったと思うんです。そこで、問題点、あるいはいろんな協議をなされて、最終的にそのアイデアを実行しようとなったと思うんですけれど。そこで、やっぱり慎重論、なぜ大成に任せて、大成は自分ところがやるよりほかのところが良いなんて言って、しかも我々はそこ随意契約やるんだろうかという、この随意契約

はずいんじゃないのと。自分で完全なものがないと相手が言っているよという疑問がそこで出なかったのかとか、そういうのを一つ一つ確認していきたいんです。それはまた次の機会にでもしっかりやるとして。

9月にそういうことがあって、そうやろうかなといろいろしていたけれども、11月になって、これは問題だと気がついた。余りにも長いですよね、決めてから。長いのも結果論だからしょうがないから、11月に気がついたけれど、じゃあどういう場で気づいたのか。誰かが、それはやっぱり建設業法でちょっと問題よとか、そしたら、県土整備部の管理課に聞いてみようとか、そういう行為があって、やっぱりこれはだめだわということで、次の行動に移ったと思うんです。そこで補助金に切りかえたとか言われるけれど、委託じゃまずいということで、補助金なら法的にクリアできると気づいて、補助金に切りかえてエー・ピーに渡した。だけれど、そこんところですよ。もう一回、その中で一つ確認しますけれど、どういう場で、誰がそれに気がついて、こういう方法をとるという協議はどうやって意思決定がなされたのかというのをまず。

酒匂観光経済交流局長 御質問の件につきましては、手元にございませんで、調査させていただきます。また後ほど回答させていただきます。

○後藤委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時7分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。ここで午前を終了しまして、午後の再開を1時10分といたします。暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時8分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○酒匂観光経済交流局長 午前中に坂口委員から、どの時点で補助金とすることに決定したのかという御質問でございました。11月20日に管理課から建設業許可を持たないものと契約は締結できないという話でございまして、それを受けまして、11月下旬、部内で検討した結果、補助金とすることを決定したものでございます。

○坂口委員 そこで補助金として出せば、何とかクリアできるよって。何とかがついてのクリアだと思うのですよね。だって途中で1回予算の流用を決定したわけです。その流用が執行できない。そうしたらもう1回やり方を変えようと、事業費用を分割したわけですよね、やれないと。何とかして、これを相手方に落とせないかというもとの補助金への費目変えですよ。そうなりますよね。

通常なら、建設業法に基づいてこの予算を執行するには、相手方に誰を選ぶかというのがそこであるはずですよ。これがごく普通です。行政が選択をしていく、次の手段、次の手段、そしてその時点での最良の手段としてある。そこへの結論に至ろうとする協議というのはなされなかったのですか。どうやれば目的どおりに、この予算を執行できるかという。

○酒匂観光経済交流局長 委託契約から補助事業への検討の中では、さまざまな方策についても検討したところでございますけれども、最終的には補助事業として整備するということを選択したところでございます。

○坂口委員 最終的にどうか、選択の余地が

そこにしかなかったのではないかと思うのです。エー・ピーしかないぞって、これは。だって運営費とセットでの予算でしょう。運営をエー・ピーにさせることに決まっています、じゃあエー・ピーにやるしかないじゃないですか。最終的にってなったら、ものをつくる予算と、そこを任せて運営してもらう予算とは分離しようよという、それが通常だよと。それをやらなかったということは、最初にどこどこありきという、その流れの中で移行していったのじゃないかということが、ここですごく浮上してくるのですよね。

ものを整備する施設整備費と設計費と、今度はそれを使って運営していく人と、それをセットの予算とすると、ほかに競争の余地がないんですよ。最初、大成建設と随意契約をやったのと同じ手法なんです。ほかの人とはもう話もできない、言い値でやるしかない、向こうが言ってくる値段で。それを2度も何でやとられるんですか。一方じゃ予算を決めて管理課に問い合わせ、それは違法だよということで、困ったなど。じゃあどうやって、この金を相手に渡そうかという協議の延長線上では、その協議内容というのはものすごく狭いですよ。そこに疑問の意見とか、出なかったのですか。

だから、なぜ運営費まで、設計費から施工から運営までを一つの予算にして。いかにも誰に任せるか、どこが最適かを協議するような形だけれど、答えは1つしか決まってないですよ、最初から。ほかに選べますか。運営はエー・ピー、おまえだめだと、おまえの考えは設計が悪かったから、ほかのところにやらせるから、運営とセットだからおまえはもうだめだって。じゃあBさんに任せるよっていうことを選べますか。

○酒匂観光経済交流局長 年度当初、業務委託先の選定の際に、レストランの運営上、エー・ピーが最も効果を発揮できるということを総合的な判断の中で決定したということもございまして、また条件として県が負担して整備するという中で、今回店舗に入るエー・ピーの意向も一応踏まえるというためには、この方式が一番だという判断で、この選択をしたところでございます。

○坂口委員 いやだから、エー・ピーに任せるためには、この方法しかないという、それしかこの筋書きは書けないです。どこに任せるのが一番、県にとっての利益かですよ。運営会社にとっての利益、どの方法が一番会社がもうかるかじゃないですよ。県にとっての、総合的な利益はどこに見出せるか、相手方は。じゃあそのときに、まず最初に大成と随契をやった。その随契に基づいて提言された分離をやった。相手方はエー・ピーしかいないぞ。エー・ピーはこんなすばらしいアイデアを出してきました、選びました。ところで、お金は何ぼかかるの、県はと。いや、それは聞いていません。幾つも幾つも重なってくるじゃないですか。

そして今度は、いや大成があんなに言うからと。じゃあ大成さんは、おまえのところはそれだけの技術かよと、それじゃあだめだよということも言わずに、はい、わかりましたって。じゃあどうやれば相手方にその金が届くだろうか。運営とセットにすれば、ほかのところは手が出ないよなど、エー・ピーって決まっているからって、そういったうがった見方を我々がしても、それはうがっているぞということを責任持って僕に言えないでしょう。

だけどそれが河野県政に対しての不信なんで

すよ。これは県政に対してのものすごく大きな損。それがずっと続いていますよ、旧優生保護法、障がい者の雇用、先だっの経営事項審査。その前にこんなことをやっいて、こんな反省やっいて、そこをまず聞いているんです。なぜこんなことになったのか。何が抜けていたのか。まだ反省でいいですよ、契約解除までいかなくても。そこのところを真摯に受けとめて、まだ正義を主張されるのなら、これは徹底してやらなくてはならない。でも何か気づかれて、今後の県政に生かされるのなら、その言質が欲しいですよ。

○井手商工観光労働部長 今回の、このエー・ピーとくわんねの委託の件につきましては、私どもとしても反省すべき点が多々あるということで認識をしております。今年度になりまして、再度、去年の事務経緯を一つひとつ当たり、その時点ではいろいろな判断があったのだろうとは思いますが、今にして思えば、なぜこういうことをしているのかなという部分があります。そこを一つひとつ反省すべきところ、そしてそれを次にこれからの事務処理に間違わないように、どう生かしていくのかということを考えながら、ことしの商工観光労働部の運営をしっかりとやっていきたいというふうに考えているところです。非常に反省をしているということだけは、御理解をいただければと思います。

○坂口委員 前も言いましたように、ひむか神話街道のときの看板設置の契約の相手方の選定についても、議会に対してやっぱり同じ説明があったんです。しかしながら、それが何も生かされてない。同じ問題点、そこに気づかずにあんなことをやってしまった。それが何かと言うと、例えば事務用品の一元管理と言うのですか、

総務事務センターでやるようにされた。契約事務だってそうですよ。技術の番人と法の番人がいなければ、公金を動かして相手方を決める作業というのは。だけどそういうミスを何度も犯してきている。だから、今の反省材料はやっぱり前を生かして、一つについては契約、あるいは入札契約、そういった契約のあり方の窓口というものを、やっぱり何か工夫するべきではないのかということ、一つは反省材料と今後の協議内容として、今出してほしかったですね。今後何が問題かというのを。そういう生ぬるいことじゃないと思うんですよ、この問題は。

○井手商工観光労働部長 事務決裁の中で、委員おっしゃるとおり、法的な部分、そして法的な部分のほうに会計の事務手続上、財務規則上、いろんなものがございます。そしてそれぞれの事務事業にかかわる関連法規がありますので、このチェックをどういうふうにしていくのかというところが大きな問題だと、今回の失敗の大きな課題だと思っております。

これにつきましては、全庁的に総務部とも話をしながら、まずは部内でチェックがかかる体制、そして全庁でもチェックがかかる体制をつくっていくことが大事かと存じております。

○坂口委員 やっぱり、一つ大きい全体の中の課題、今後の検討事項としてはそこがあると思うんですね。それと、個別にいったときに、例えばさっき事業費を分割して、そういう目的でやれないかということで、それは法的限界があるということで、じゃあこれを補助金に切りかえようというテクニックが使われたときですよ。このとき補助金に切りかえようという前に、一回それをもとの一元予算に返していこうということに戻されないと、この予算をどうやって

執行しようというところから入られたということ。

そして、法的に問題がないのではないだろうかという可能性の模索をされたということじゃなくて、全体を見ながら、本当にベストの方向かということ。補助金だって、その企業の会計に入っていて、その企業が選んだ、今度は登録を持っている、許可を持っている、設計屋さんなり、施工屋さんにそこから発注されるにしても、ここが管理ですよ、実質的な管理者。

だからそこに、設計料、何料って払わずに、委託費って払っても実質的な、そういった工事推進のための実質的な管理者となったときは、名前が出てこなくてもそこは登録が要るんです。資格者が要るんです。だからどっちにしてもだめ。ましてや、そこにいった金が三千何百万円かが入って行って、全部が支出されてなかったら、ここは会社の営業として、その金を運営したということになるんです。

そこは大きな法的問題があるって、僕は素人だからあると思いますにとどめておきますけれど、そういったものも今回検証しながらですね。でもそれも含めて検討されて補助金ならよかろうという結論を出されたというのだから、それはそれで僕は尊重しようと思います。その時点で、僕も委員会にいて、それをストップかけきらなかったということがあるから。

だけれども、そこらも含めて、物事が行き詰まったら、やっぱり最初の出発点に戻ることです。その節目、節目で、一つ節目に戻すだけじゃ、ずっとたどってきたところをここだけじゃ、やっぱり選択肢が制限されますもんね。じゃあ、それがベストで県民利益につながるかという、そうじゃない。

あくまでも県民利益に最大の貢献をする手法はどれかという、そこを念頭に置きながらものは決定していかないと、意思を決めていかないといけないと思うので。これ以上はくどい小言になりますからやめますけれど、これはぜひ、全庁的に反省してほしいというのと、やっぱり河野県政には相当な不信が出ていますよ。そこも職員全員が胸に置きながら、自分の親分を守るのだと、盛り立てるんだという気でやっけないと、僕はだめだと思う。

○井手商工観光労働部長 今回の件は、私個人的にも学ぶべきことが多々ありまして、本日の御議論においても、数々の意思決定をする機会において振り返るところが何度もあったにもかかわらず、そこで本質的な正当性というところに思い至らずに、次のステップに進むことだけを考えて方策を探っているようなところがございいます。

本年度に関しましては、その本質的に正しいことかどうか、県民利益につながるかどうかというところを第一に考えて、戻るべきところはきちんと戻って、意思決定をしていくということを肝に銘じたいと思っております。

○坂口委員 ぜひお願いします。

○後藤委員長 その他でほかにございませんか。

○藤山企業振興課長 申しわけありません。2点、訂正と補足をさせていただきます。

まず1点目、坂口委員からの宮崎県産業振興機構の活動費用について、御質問の中で、中期経営計画と答弁いたしました、正しくは、中期運営計画でございました。27年度から30年度までの4年間の計画となっておりまして、今年度中に御指摘いただいた点を踏まえまして、次期計画の策定に向けた中で、機構と議論をした

いと考えております。

次に、満行委員から成長期待企業の御質問をいただきましたが、私は5年間の事業計画の話をしていただきました。この計画では売上高を3割増かつ5億円を超えるということを目指すものでございます。また将来的な目標といたしまして、先ほど20億円とお話をさせていただきました。正しくは、売上高30億円を超える企業ですので、すみません。ちょっと大きな金額を間違えました。

申しわけありませんが、訂正と補足をさせていただきます。

○岩本観光推進課長 大変、申しわけございません、私からも発言訂正を2点、お願いしたいと思っております。

まず1点目は、星原委員のほうから御質問がございました、訪日外国人の九州各県の状況についての答弁の中で、平成30年上半期を1月から9月と発言いたしました、1月から6月に訂正をお願いしたいと思います。

それから中野委員から御質問のありました、えびの高原荘の最近の宿泊状況に関する御質問につきまして、答弁の中で宿泊稼働率と発言をしてしまいました。これは対前年比ということで、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 よろしいですか。

それでは以上を持ちまして、商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時37分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、2点、おわびを申し上げます。

1点目は、高岡土木事務所の元屋外広告物監視員による、許可手続に関する不適正な事務処理についてであります。この件では、申請者の方に大変な御迷惑をおかけし、また、県民の皆様には不信感を与えたことについて、大変申しわけなく思っております。再発防止のため、屋外広告物監視員に対して研修を実施するなど、法令遵守について指導を強化したところでございますが、その他の業務全般につきましても、部全体で改めて意識を高め、今後、二度とこのようなことがないように努めてまいります。

2点目は、株式会社大建による経営事項審査における虚偽申請に関する対応についてであります。内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から報告させますが、この件につきましては、情報提供により立入検査を実施したにもかかわらず、不正を見抜けなかったことなど、一連の対応により、建設業界を初め、県民の皆様には御迷惑をおかけしましたことにつきまして、改めて深くおわびを申し上げます。

今後は、通報があった場合の立入検査における、具体的な内容を盛り込んだマニュアルを整備するとともに、検査内容等に関する情報管理の徹底など、改めて検証を行い、このようなことが二度と起こらないよう、厳正に取り組んで

まいります。

申しわけございませんでした。

続きまして、お礼を申し上げます。着席させていただきます。

7月20日に宮崎市で開催しました東九州自動車道建設促進地方大会、また8月16日に延岡市で開催しました、みなとオアシス北浦臨海パーク登録証交付式及び同月24日に高千穂町で開催しました九州中央自動車道建設促進地方大会におきましては、お忙しい中、県議会の皆様に御出席いただきました。この場をおかりしまして、御礼を申し上げます。

今後とも、高速道路の早期完成や港周辺環境の整備に向けまして、地元や関係団体等と連携を図りながら全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

今回、県議会に提出しております資料、平成30年9月定例県議会提出議案及び平成30年9月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料に取りまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案でございますが、公共事業の国庫補助決定に伴う補正予算案ほか特別議案2件についてであります。

次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、ほか1件、最後にその他報告事項でございますが、経営事項審査における虚偽申請に関する対応について、ほか7件

につきまして御報告させていただきます。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○**後藤委員長** 県土整備部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○**弓削管理課長** 県土整備部の9月補正予算の概要について、御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の予算の総括表であります。今回の補正ですが、右から3列目の太線で囲んでいるEの列、9月補正額をごらんください。一番上の欄の、補助公共・交付金事業におきまして、1,881万円の増額補正をお願いしております。これにより、一般会計と特別会計を合わせた補正後の額は、右隣のF列の一番下にありまして、前年度の9月現計予算額との対比率は、その右にありますとおり101.3%となります。

次に、2ページでございます。今回補正する補助公共・交付金の事業の内訳となっておりますところでございます。

次に右側3ページを、ごらんください。一般会計の繰越明許費であります。今回、お願いしております繰り越しは、公共道路新設改良事業など13の事業で、合計70億3,548万4,000円であります。なお繰り越しの主な理由は、関係機関との調整等に日時を要したこと、などによるものです。

管理課からは、以上であります。

○**米倉都市計画課長** 都市計画課であります。

議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算」について、御説明いたします。

お手元の冊子、平成30年度9月補正歳出予算説明資料の59ページをお開きください。左から2列目の補正額欄にありますように、今回1,881万円の増額補正をお願いしており、この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように27億2,864万4,000円となっております。

補正の内容について、御説明いたします。61ページをお開きください。(事項)公共街路事業費であります。この事業は、国の交付金を活用し、都市部における円滑な交通や豊かな交通空間を確保するため、街路の整備を行うものでありますが、国の交付決定に伴い、1,881万円の増額補正をお願いするものであります。

説明は、以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の4ページをお開きください。議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由についてであります。今回の改正は2点ございまして、1点目は、(1)であります。建築基準法の改正に伴うもの、2点目は、(2)であります。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴うものであります。右側の5ページに関連資料を用意しておりますので、関連資料に沿って御説明させていただきます。

一番上の(1)建築基準法関係であります。建築基準法の一部を改正する法律が今月中に施行される予定であり、新たに2つの手続が創設されますので、これらの申請手数料を追加するものであります。まず、1つ目の接道規制の適用除外に係る認定であります。都市計画区域内におきましては、建築物の敷地は原則として

幅員4メートル以上の道路法上の道路等に接することが義務づけられております。この規定には、適用除外手続がございますが、それは表の左の列にありますとおり、建築審査会の同意が必要でありました。今回の法改正により、表の中の列であります。農道等に接する敷地に立つ、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建の住宅であることなど、一定の要件に該当するものにつきましては、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定でよいとするよう手続が簡素化されました。

次に、表の下であります。1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可であります。これはオリンピック・パラリンピックなど、国際的規模の競技場等の用に供するもので、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等は、建築審査会の同意を得た上で、1年を超えて設置することができるようにするものであります。これら、建築基準法改正に伴い創設される2つの手続について、申請手数料を設定するものであります。

次に、(2)住宅セーフティーネット法関係であります。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度についてであります。高齢者等の住宅確保要配慮者は今後も増加が見込まれる中、賃貸住宅の大家さんの中にはこれらの方々の入居に拒否感を持つ方もおられます。一方、増加する空き家には利用可能なものもたくさんありますことから、平成29年10月の法改正で、空き家等を活用した高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたところであります。

次に、法施行規則の改正であります。国は、全国の年間登録目標を5万戸としておりました

が、法施行から8カ月が経過した本年7月時点で、登録戸数は約1,000戸と低調でありました。国はその原因を、申請書の添付書類など申請者の事務的負担が大きいためと判断しまして、本年7月に同法施行規則を改正いたしました。下の表は、改正の前後の登録に要する書類を示しておりますが、改正後は、書類が大幅に削減され、インターネットによるオンライン申請も可能とされました。これにより、都道府県等の事務量も大幅に削減され、極めて簡易な審査となりましたことから、登録手数料につきましては徴収しないこととするものであります。

左側の4ページをごらんください。中ほどの、2の改正の主な内容であります。(1)の建築基準法関係であります。条例の別表第2に、建築物の敷地と道路との関係の建築認定と1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興業場等の建築許可の2つの手数料を新たに追加することとしております。また、表の下であります。法改正の内容を反映するため、条例第3条第1項について、条ずれ等の整理を行うこととしております。

次に、(2)住宅セーフティーネット法関係であります。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録手数料につきましては、手数料を徴収しないこととし、条例から削除することとしております。最後に、3の施行期日であります。公布の日としております。

議案第4号につきましては以上であります。

続きまして、委員会資料の6ページをお開きください。議案第5号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」であります。1の改正の理由についてであります。先ほどの議案第4号、使用料及び手数料条例の一部を改正する条

例についてで説明いたしましたとおり、建築基準法の一部を改正する法律が施行予定でありまして、接道規制の適用除外に係る認定及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興業場等の建築許可が創設されるため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。 (1)は条例が引用する建築基準法の改正により、条ずれ等が生じたため、修正を行うものであります。(2)は仮設建築物に対する特例に、新たに創設されました1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可にかかわる引用条項を追加するものであります。

3の施行期日は、公布の日としております。

議案第5号につきましては以上であります。

○後藤委員長 以上で、議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 委員会資料の7ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

県有車両による、交通事故の損害賠償であります。これは、職員が運転する県有車両が、ホテルの駐車場内において、駐車するため前進した際に運転を誤り、右前方に駐車していました相手方の車両に接触したことによるものであります。

損害賠償額は23万476円であり、全額任意保険により支払われております。交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところではありますが、今後とも、機会あるごと

に交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

○大坪技術企画課長 技術企画課でございます。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく県出資法人等の経営状況等について、御報告をいたします。

報告書の139ページをお開きください。公益財団法人宮崎県建設技術推進機構でございます。まず、平成29年度の事業報告について、御説明いたします。当機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村の委託を受けて、公共工事の積算検収や工事管理、工事積算システムの運用管理などの業務を実施しております。実績につきましては、2の事業実績に記載のあります(1)積算等事業や(3)施工管理事業などの事業を実施したところであります。事業の詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、この報告書の205ページをお開きください。平成30年度宮崎県出資法人等経営評価報告書でございます。まず、概要についてでございます。上から4行目ですけれども、総出資額は3,000万円で、そのうち県出資額が2,000万円であり、県出資比率は66.7%となっております。その下は設立目的でございますけれども、当機構は公共事業の円滑な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立された法人でありまして、特記事項にもありますとおり、公共工事の適切な施工や品質の確保等について、より一層の対応が求められる中、県及び市町村を支援する機関としての

役割が増大しているところであります。

次に、その下にあります県関与の状況をごらんください。まず、上の段の人的支援についてであります。表の右側の、平成30年度の合計のうち、役員数は10名であり、その内訳はその下、常勤役員3名、非常勤役員7名となっております。その常勤役員3名の内訳としましては、その横にありますように、県職員が1名、県退職者が2名であります。また職員数の欄でございますが、今後の退職予定者を考慮しまして、今年度から新たに職員2名を前倒しして採用したところであり、合計は17名となっております。なお、県職員は昨年度と変わらず7名でございます。

次に、財政支出等についてであります。委託料のみでございます。平成29年度は、2億2,854万円余となっております。

次に、その下、主な県財政支出の内容についてです。まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業でございますが、平成29年度の決算額は、1億6,054万円余となっております。

次に、②の施工管理事業につきましては、工事現場におきまして、施工体制の点検を行う事業でございますが、決算額は、4,159万円余となっております。

次に、③の電算事業につきましては、積算システムの保守管理をする事業でございます。決算額は、1,243万円余となっております。

次に、④の新技術・新工法等各種情報提供事業につきましては、建設事業に関する新技術、新工法等、各種情報の提供を行う事業であります。決算額は、439万円余となっております。

最後に、⑤の資格取得支援事業につきまして

は、県内建設産業若年技術者等の資格取得の支援を行う事業であります。決算額は、957万円余となっております。

次に、その下にございます実施事業についてであります。実施事業のうち①は、県及び市町村からの受託事業、②、③、⑤、⑥、⑦は、県からの受託事業、そのほか市町村等からの受託事業としまして、④の市町村工事検査支援事業や、⑧のアセットマネジメント等支援事業を行っているところでございます。また、⑨のその他としまして、県及び市町村の公共工事の執行に係る支援といたしまして、無料の技術相談業務を実施しておるところでございます。

次に、その下にございます活動指標についてであります。まず、①の積算等事業受託数は、機構の主要事業でございます積算事業などの状況を判断するための指標であります。平成29年度は、目標値の120件の契約工区数に対しまして、実績値が162工区、達成度は135%となっております。

次に②の市町村等からの相談件数は、市町村支援の基本であります技術相談を受けた件数でございますが、目標値の80件の年間相談件数に対しまして、実績値が82件、達成度は102.5%となっております。

③の研修延べ受講者数は、技術水準の向上を図る研修事業の取り組み状況を判断する指標でございますが、目標値の1,900人の受講者数に対しまして、実績値が1,726人と若干下回っておりまして、達成度は90.8%となっております。

次にその裏、206ページをお開きください。一番上の財務状況についてであります。表の左側は、正味財産増減計算書でございますが、その平成29年度の欄をごらんください。列の一番上

にあります経常収益は7億571万円余となっており、その1行下にあります経常費用は、7億1,179万円余となっております。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナスの607万円余となっており、平成29年度は経常赤字となったことを示しております。ただこれは、平成28年度決算で生じた剰余金の解消を図ったことによるものでありまして、健全な財務体質は維持できているものと考えているところでございます。中ほどの一般正味財産期末残高は4億3,001万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高と合わせますと一番下の正味財産期末残高は4億6,001万円余となっております。

次に、表の右側は貸借対照表であります。その平成29年度の欄をごらんください。列の一番上にあります資産は9億3,593万円余となっており、その3行下にあります負債は4億7,592万円ほどとなっております。列の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は、4億6,001万円余となっております。

次に、その表の中段にあります財務指標についてです。まず、①の収支バランスは、公益法人認定法が定めます収支相償に関する指標でございますが、経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。平成29年度は目標値の100%に対しまして、実績値、達成度とも同じく、99.1%となっております。

②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価するための指標としまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。平成29年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度とも同じく98.7%となっております。

③の市町村等からの収入比率は、市町村等か

らの受託の状況を判断するための指標でございますが、経常収益に対する、市町村等からの収入の割合で評価をしております。平成29年度は、目標値の37.4%に対しまして、実績値が67.6%、達成度は180.7%となっております。これは、アセットマネジメント等支援事業におきまして、19市町村の支援を行うなど、業務委託の増加が図られたことによるものであります。

次に、一番下の総合評価であります。右側の、県の評価の欄をごらんください。活動内容について、活動指標の目標値をおおむね達成することができておりますが、一部、未達成項目があったところです。また財務内容につきまして、平成29年度は、単年度で見ますと607万円余の経常赤字となっておりますが、これは先ほど御説明したとおり、平成28年度決算で生じた剰余金の解消を図った結果であり、おおむね評価できるものと考えております。このようなことから、その下の欄、評価といたしましては、活動内容をB、財務内容をA、組織運営をAとしております。

続きまして、平成30年度の事業計画について、御説明いたします。資料を戻っていただきまして、報告書の145ページをお開きください。平成30年度事業計画書であります。1の基本方針の下から5行目以降に記載してありますとおり、今後とも、公益目的事業の的確な実施により、社会資本整備の分野において貢献していくとともに、社会情勢の変化に対応した事業の早期展開に向けて取り組んでいくこととしており、あわせて県内建設産業の技術水準の向上、担い手の育成についても支援していくこととしております。

平成30年度の事業計画でございますが、今年

度も(1)の積算等事業や(2)の施工管理事業、またその次146ページに記載しております(8)のアセットマネジメント等支援事業などに取り組んでまいります。

次に、147ページをごらんください。収支予算書についてであります。(1)の経常収益は、事業収入などの合計でありまして、線で囲まれたところでございますが、当年度5億1,313万円余を見込んでおります。

次に、(2)の経常費用でございますが、裏面の148ページをごらんください。中ほどの経常費用計の欄ですが、5億3,445万円余を見込んでおります。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○中村道路建設課長 道路建設課でございます。

引き続きまして、宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

報告書の9ページをお開きいただきたいと思います。

まずここにあります事業報告書について、御説明いたします。1の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収及び維持管理や、休憩所の管理等を行ったところあります。2の事業実績であります。右側の事業実績欄をごらんください。北線の通行台数、年間約245万台、料金収入4億2,203万1,000円、南線の通行台数、年間約400万台、料金収入7億1,927万9,000円となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。報告書の207ページをごらんいただきたいと思います。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、御説明いたします。一番上の表をごらんください。

左側に概要とありますが、上から3行目、道路公社は昭和46年に設立されておりました、そのすぐ下の行、総出資額は29億8,700万円、県出資額は同額の29億8,700万円で、県出資比率は100%となっております。

次に、中ほどの表、左側に県関与の状況とありますが、人的支援につきましては、表の右側の平成30年度欄をごらんいただきますと、役員数は県職員1名、県退職者2名、それ以外の者として公認会計士1名の、合計4名であります。また下のほう、職員数は、県職員2名を含む合計13名となっております。なお、記載にはございませんが、うち8名は住宅供給公社との兼務職員でございます。

次に下の欄、財政支出等につきましては、該当がございません。一番下の表、左側に活動指標とありますが、活動指標は2つ掲げておまして、①の一本葉有料道路利用台数につきましては、平成29年度欄にありますように、目標値630万2,000台に対して、実績値645万9,000台で、達成度は102.5%、②有料道路回数券販売活動につきましては、目標値9,872万2,000円に対して、実績値1億252万円で、達成度は103.8%となっており、ともに目標値を上回っております。

次に、208ページをごらんいただきたいと思います。表の左の上に財務状況とあり、大きく2つ収支計算書と貸借対照表とに分かれておりますが、まず収支計算書としましては、平成29年度の収入、支出は、ともに11億4,633万8,000円であります。収入は、通行料金収入等でありませ

ず支出であります。その内訳としまして、事業費は、道路補修や植栽等の維持管理経費で6億1,840万7,000円、管理費は、公社役職員の人

件費や事務経費で1億1,644万7,000円、その他の支出は、主に償還準備金への繰入金で4億1,148万4,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。

資産のうち流動資産は公社の預金等であり、公社解散時の県出資金への返済のための資金が主なもので29億4,051万3,000円、固定資産は主に道路資産で、175億1,640万5,000円となっております。

次に、負債は、主に償還準備金や引当金で、174億6,991万8,000円となっております。

その下の正味財産は、県出資金の29億8,700万円であります。

次に、財務状況の下、左側に財務指標とありますが、借入金等償還率を指標としております。指標の達成度であります。平成29年度欄にありますように、目標値98.3%に対して実績値99.8%で、達成度は101.5%であります。

中段の表の、直近の県監査の状況をごらんください。

財政援助団体等監査において、工事の検査時期がおくれていたとの指摘を受けておりますが、これは工事約款上、14日以内に検査すべきところを、起算日を誤ったために、検査が1日おくれたものであります。申しわけございませんでした。

次に、下段の表、総合評価をごらんください。

表の右側、県の評価であります。平成29年度は、各目標値を全て達成できております。引き続き、料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、未償還金の早期解消に努める必要があります。

さらに、道路利用者の安全対策を図るため、道路施設等の計画的な補修を行う必要がありま

す。

また、平成32年の料金徴収期間満了に向け、円滑な引き継ぎを行えるよう一層取り組む必要があると考えております。

評価としましては、左側の道路公社の自己評価と同様、活動内容、財務内容、組織運営ともに、Aとさせていただきます。

続きまして、平成30年度の事業計画について御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書の13ページをお開きいただきたいと思っております。13ページでございます。

平成30年度の事業計画書であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き有料道路等の管理・運営を行い、道路利用者の利便性の向上を図ってまいります。

14ページをごらんください。

3の収支計画でございますが、収入、支出ともに、合計11億3,259万7,000円を計上しております。

4の資金計画につきましては、受け入れ及び払い出しをともに39億6,059万円を計上しております。これらの計画をもって有料道路事業を進めてまいります。

道路建設課につきましては、以上でございます。

○廣前道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の8ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が4件です。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の

左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の落石事故につきましては、道路のり面から落下し、路上に転がり出てきた石により、車両のフロントドア等を損傷したものであります。本件は、運転者に運転操作不適の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の落石事故につきましては、道路のり面から落ちてきた石により、車両のフロントガラス等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の落石乗り上げ事故につきましては、道路上にあった石により、車両の下部を損傷したものであります。本件は、運転者に前方不注意の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の側溝ぶた不全事故につきましては、県道沿いの駐車場に進入するため、自動車は道路側溝上を横断したところ、側溝のグレーチングぶたが外れてはね上がり、車両下部を損傷したものであります。本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は6万195円から21万1,270円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○志賀建築住宅課長 続きまして、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

お手元の平成30年9月定例県議会提出報告書の1ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社であります。

まず、平成29年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。平成26年度から実施してきました資産整理計画につきましては、期間を1年間延長して取り組み、宮崎市内にあります生目台駐車場・菜園など、一部の土地資産は処分に至っていないものの、グリーンヒルズ生目台等の賃貸住宅及び最後の分譲地である倉岡ニュータウン住宅用地の処分を完了いたしました。

2の事業実績であります。表には各事業による収入を示しております。①分譲事業等が6,516万円余、②資産整理が6億9,673万円、③賃貸管理事業が1,823万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

同じ報告書の209ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、上段の表の概要ですが、上から4行目の総出資額は1,020万円、県出資比率は100%であります。

また、特記事項にありますように、当法人は地方住宅供給公社法に基づき設立され、分譲事業、賃貸管理事業等を実施してまいりましたが、平成29年度をもって、分譲事業や賃貸土地以外の賃貸管理事業は終了いたしました。

公社の事業目的はほぼ達成できましたことから、今後は、残る賃貸土地の売却の推進や適正な管理に努めるとともに、解散に向けた具体的な業務を実施していくこととしております。

次に、中段の表の県関与の状況をごらんください。

まず、人的支援であります。表の右側の平成30年度の欄をごらんください。

役員数は合計8名で、うち県職員が3名、県退職者が2名となっております。

また、3行下の職員数は合計11名で、そのうち県職員が2名、県退職者が6名となっております。

なお、役員8名のうち4名と、職員11名のうち8名は、宮崎県道路公社と兼務しております。

その下の財政支出等につきましては、該当ございません。

次に、下段の表をごらんください。

公社では実施事業の欄にあるとおり、①から③の事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標をごらんください。

①資産整理処分進捗率につきましては、平成29年度当初の処分対象件数29件のうち、昨年度までに25件を処分しましたので、実績値は86.2%となっております。

なお、一部の資産について処分に至っていないことから、平成30年度までに全ての資産を処分するよう、引き続き努めることとしております。

次に、210ページをごらんください。

上段の表の財務状況をごらんください。

まず、左側の収支計算書について御説明いたします。

3行目の収入の欄であります。平成29年度は3億9,893万円余となっております。これは、分譲事業及び賃貸管理事業での事業収入のほか、公社資産整理に伴う固定資産売却益を特別利益として計上したためであります。

これに対し、4行下の支出は、3億138万円余となっております。これは、事業費や人件費等

の管理費のほか、その他の支出に、公社資産整理に伴う固定資産売却損及び補助金を受けて建設した建物資産を比較的早期に処分したことに伴う、県及び宮崎市への返還金を特別損失として計上したためであります。

その結果、収入から支出を差し引きました当期収支差額は、9,755万円余の黒字となっております。

次に、右側の貸借対照表について御説明いたします。

上から3行目の資産は、流動資産と固定資産を合わせ、平成29年度は69億7,906万円余となっております。

上から6行目の負債であります。流動負債と固定負債を合わせ、2億439万円余となっております。

下から3行目の資産から負債を差し引いた正味財産は、67億7,466万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。

①の借入金依存率につきましては、借入金はございませんので、達成度は100%となっております。

中段の表の直近の県監査の状況につきましては、記載のとおり、指摘事項等はございませんでした。

下段の表の総合評価をごらんください。

右側の県の評価であります。宮崎県住宅供給公社資産整理計画に基づいて、資産整理に努め、分譲資産の処分が完了したことについては、一定の評価をしております。残る賃貸駐車場等の資産の処分完了へ向けて努力を継続しつつ、解散に向けた業務に、より一層取り組む必要があると考えております。

次に、評価であります。活動内容、財務内

容、組織運営とともに、A、良好としております。

続きまして、平成30年度の事業計画について御説明いたします。

同じ報告書の前のほうに戻っていただきまして、6ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社平成30年度事業計画であります。

1の事業概要及び2の事業計画であります。将来の公社解散に向けて、残る賃貸土地の適切な維持管理を図りながら、引き続き駐車場・菜園の処分等に努め、県への円滑な引き継ぎが行えるよう調整を進めることとしております。

7ページをごらんください。

3の収支計画であります。

表の2行目の事業収益につきましては、1,810万円ですが、最後の分譲資産の処分が完了したことで、昨年度の収益に比べて大きく減少することなどから、表の一番下の当期純利益は、4,349万円余の赤字を見込んでおります。

4の資金計画であります。収入、支出とも合計53億544万円余を見込んでおり、次期繰越金は、下から2行目ですが、52億1,028万円余となっております。

建築住宅課の報告事項につきましては、以上でございます。

○後藤委員長 報告事項に関する説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○坂口委員 ちょっと少し今の説明から横に膨らむかもしれないですけど、推進機構関係ですけど、県、市町村を含めて技術支援とか、いろんな指導的役割も果たしておられるということ、やっぱり限りなく独立採算でいかんとい

かんということで、業務内容ですけれど、1つ目は、サービスとして無料で指導なんかやっておられるというのもあった。

これも大切なことだと思うんですけど、ここでしっかり経営の健全性といったものを確保していくということと、体制をしっかり整えていくということと。大きく今、県が目指そうとしているところに、知事が提唱する広い意味での地産地消がなかなか進まない。

僕は前、委員会か本会議かどちらかでやったと思うんですけど、やっぱり設計の時点で、その精神が入ることが非常に大切だということと、本県の場合、大きい構造物とか複雑な構造物の場合、まだまだ県外コンサルに頼る部分があるってことで。そこで県外コンサルってなると、NETISあたりの工法とかを尊重しがちじゃないかなと思うんですよね。

でも、推進機構としても、県が十分これ公共事業に認めますよというのを県独自に持っていて、それは県内のアイデアが入ったものとか、県内で生産されるものというのが、ほとんどだと思うんですね。

それで、やっぱり設計やコンサルタントに、ここに目を向けてもらう必要があるんじゃないか。

強制力というのは、補助事業になると国費も入っているってことで、限界はあると思うんですけど、ここで一つ設計屋さん、県の推進機構が、あれNETISじゃなくて、推進機構の工法が登載されるのは何だったですかね。何かを認定していきますよね。

そこらを設計に、図面描くときには、いつも十分頭に置いていて宮崎の図面で、今の県政の重点的な推進施策だよなということで、その精

神で図面を描いてくれるようなところを、県政をよく理解して協力してくれるとか、県政に貢献してくれるというような視点から、図面屋さんについて、そこらを評価していくべきじゃないかなと思うんですよね。

また、その考え方を浸透させないと、なかなか難しいと思うんです。

まして、機能表示ぐらいならいいですけど、設計の内容がある程度具体的になったら、そういった工法なりが県外に頼らざるを得ないと、元請業者自体が厳しい状況の中で施工をやっていけないといかんということになると思うんです。

ここらを一つ大きい長期的な運営、長期というか、来年の運営方針といったものに、そういうのを反映させるというのはどうなんですかね。

○大坪技術企画課長 推進機構における地産地消の取り組みといいますか、そういうことだと思うんですけど、そもそも今、委員おっしゃいますように、建設コンサルタント業務の中で、大型の構造物とかは、県外に任せているということがある中で、やはり県外独特の工法とかはなかなか使いにくいかなと思うんですけども、数年前から設計業務委託の中でも、共通仕様書の中で地産地消の取り組みというのはするように記載をしているところがございます。一つは県内の企業が使えるような工法を積極的に使いましょうということ。それと、材料につきましても、県内の材料が使えるような工法を選定しましょうというようなこと。

この2つの観点から、建設コンサルタントに対しても要請をしているところでありまして、その取り組みをやはり強化する必要があるということで、今後、個別の業務委託の中の特記仕

様書において、そういう地産地消の検討を義務づけるようなことを書いて、それを業務打ち合わせの中で資料として、お互いに確認し合うというようなことをやっていこうと、今検討をしているところでございまして、その辺の取り組み強化をまず一つ進めていきたいと思っております。

ただ、推進機構の中で今やっているような新技術、新工法につきまして、特に県内関連のそういう新工法とか新技術につきましては、別に県内関連の工法だということで記載をして、まず、システムの中ではっきりわかるように、県内の関連技術がわかるようにという工夫はしておるんですけども、その浸透というのなかなか図れていないところもありますので、そういう新工法も含めて、今、設計段階での県内工法の採用の事例集もつくっておりますので、その辺についても充実させていって、新工法とかが、県内関連の工事につながるように検討していきたいというふうに考えています。

○坂口委員 特に補助事業なんかになると、国費が入る部分、そこで業者の完全な排除ってのはちょっと難しい面があるかなと思うんですね、国税が入ってきた以上。

そこで、ぎりぎりまでどうやっていけば、県の考え方に忠実に発注というか、契約に結びつくか。いわば、地元業者が優先とまでは言えないけれども、堂々と参加できる。そこは、やっぱり図面で決まってしまうと思うんですね。

特に総合評価なんていうと、技術の経験とか点数とかそういったもので、県内でやったことがないような工法が設計書で入ってきたら、誰も手が出ないですよ。

しかし、同じものをつくるのに、こちらだっ

たら結構5社、10社いるよとか、また今後、技術が移転していって、将来ほとんど県内業者でもできるよ、物品はよそから調達せざるを得んけれどとか。逆に、技術はよそに任せざるを得んけれど、地元で調達できますよということ。そこらをやれないかなって。

最終的には、それをじゃあどうやるか。仕様書なんかで義務づけるというのに限界があれば、総合評価のシートの一つの中に、県政の重点施策に対する協力度みたいなもので、そういった県の考え方に、この業者は一生懸命考えてくれるよな、地産地消とかいうもの、1点でも0.5点でも、そこで評価がつくようになれば、県の考え方とか思いというものは、割と伝わるんじゃないか。

今お願いしたって、その会社の考え方を変えてまで、宮崎のものをうちも勉強してから設計の中に取り込んでいこうとか、そんなの難しいと思うんですね。

推進機構のそういった記載のあり方についても、一つは県内での特許を持っているよとか、県内でつくりましたよとか、いろんなものをそこに純粋な、県内産というのを入れていくのも必要だけれども、この工法までは、県内の業者が7社や10社ぐらいは競争に参加できるだけの技術、経験を持ったところがありますよというようなもの、これも委託すれば、推進機構なら整理してくれると思うんです。

そういったものを持ちながら、その中から積極的というか、優先的に県内の、優先とまではいなくても、県内業者が堂々と入札に参加できる、競争できるようなもの。結果的にコストが安くて、いいものができればいいわけですから、この工法でつくらなきゃだめだというもん

じゃないからですよ。

もうちょっと具体的な地産地消につながる、そのための整理というのを推進機構あたりに委託していったらどうかなって気がするんです。

○大坪技術企画課長 確かにおっしゃるとおり、建設コンサルタントが施工法等を選定する場合には、工法比較、工費の比較というのは前提にあるわけなんですけれど、やはり県外のコンサルタント等でも、業務する際に県内の工法にどんなのがあるのかというのがわかりやすく見れるというのは大事かと思いますので、推進機構に委託することも視野に入れて、そういうリストアップのようなことについても検討していきたいと、必要があるというふうに思っております。

○坂口委員 ぜひよろしくをお願いします。

○後藤委員長 ほかにありませんか。それでは、報告事項に関する質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 委員会資料9ページをごらんください。

経営事項審査における虚偽申請に関する対応についてであります。

1の対象業者は、都城市山田町の株式会社大建であります。

2の経営についてであります。

ことしの2月28日に管理課に、大建の経営事項審査申請に虚偽の疑い、完成工事高の水増しがあるとのメールでの通報があり、3月9日に1回目の立入検査を行いました。

検査の内容は、会社事務所にて、注文書等や書類検査を行っております。

その後、3月14日と18日に、2回目、3回目の立入検査を行い、施工現場にて発注の有無や

施工内容等を検査いたしました。

これらの検査結果を踏まえ、3月20日に問題なしと判断したところでありますが、この時点で、県において不正を見抜くことができなかったというところがございます。

4月1日には、平成30年・31年度の入札参加資格の運用を開始しました。大建の格付は、土木一式と舗装のランクが1つ上がっております。

その後、7月13日に大建への調査要請等の申し入れ書が弁護士から提出され、さらに、8月7日、10日、17日、24日に、建設業者等からの情報提供や現地調査を行ったところであります。

また、8月20日、27日、29日に県による立入検査を実施し、29日に大建の社長から、虚偽申請を行った旨の申請書が提出されたものであります。

次に、3の今回の処分であります。下の表をごらんください。

一番上、9月10日に、45日間の営業停止処分と5カ月間の入札参加資格停止処分を行ったところであります。

表の矢印を見ていただきまして、営業停止については11月8日まで、入札参加資格停止については来年の2月11日までということになっております。

次に、4の今後の処分であります。引き続き詳細な調査を行いまして、取り消し基準に該当する場合には、入札参加資格の取り消しを行うこととなります。

次に、5の県の対応についてであります。3月の県の立入検査で不正を見抜けなかったことなどの今回の一連の対応につきまして、改めて検証を行いまして、不適切な点については真摯に反省しまして、通報があった場合の立入検

査マニュアルなどの整備をするなど、再発防止に向けた改善措置を講じることとしております。

委員会の冒頭に、部長からもございましたが、情報提供により立入検査を実施したにもかかわらず、不正を見抜けなかったなど、一連の対応により、建設業界を初め、県民の皆様に御迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。

説明は以上でございます。

○中村道路建設課長 道路建設課でございます。

商工建設常任委員会資料の10ページをお開きください。

宮崎県広域道路交通計画の策定についてであります。

1の計画策定の背景であります。平成30年3月に道路法が改正され、平常時・災害時を問わない安定した輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定する制度が創設されました。

今後、グローバル化などの新たな社会・経済の要請を見据えつつ、各都道府県の広域道路ネットワークの検討を踏まえ、各地方整備局において広域道路交通計画が策定され、その後、国土交通大臣より重要物流道路の指定等が行われることとなっております。

このため、今回、九州地方整備局における広域道路交通計画の一環として、本県の計画策定を行うものであります。

次に、2の重要物流道路と広域道路交通計画についてであります。

(1)に広域道路交通計画の検討内容を記載しております。

検討に際しましては、左側の四角囲いにありますように、道路を取り巻く変化として、1つ

目の重要物流道路制度の創設。また、2つ目として、下に3つ掲げておりますが、新たな社会・経済の要請としてのグローバル化や国土強化、総合交通体系の基盤としての各交通機関との連携強化、情報通信・自動運転などの技術の進展、これらの視点を踏まえ、検討を行ってまいることとしております。

右側の図をごらんください。

今回の検討内容のイメージをお示ししております。

新たな広域道路ネットワークの検討に当たりますのは、平常時だけでなく災害時についても、また物流、それから、人の流れの視点からも検討を行うこととしております。

対象となる路線につきましては、高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道、また、これに加えてネットワークの範囲の下のほうが、直轄国道の少し下まで一部含まれておりますが、県管理道路のうち重要な路線についても検討の対象になるものと考えておまして、これらのネットワークの検討を踏まえ、重要物流道路の指定等が行われることとなっております。

次に、(2)の検討体制であります。宮崎県広域道路交通計画につきましては、国や県などで構成される宮崎県幹線道路協議会において検討を行ってまいります。

そして、矢印右側、九州地方整備局管内の広域道路交通計画につきましては、九州幹線道路協議会、これは宮崎県幹線道路協議会の親会となりますが、ここにおいて検討が行われてまいります。

その後、これらの計画を踏まえながら、重要物流道路の指定等が行われてまいります。

最後に、3の今後のスケジュールについてで

あります。

今回の計画策定は、国の意向を受け、本県だけでなく、各県同時に進められておりまして、本県も8月に事務方として、広域道路交通計画の検討に着手いたしました。

今後は、有識者への意見聴取も行ってまいりたいと考えております。

11月には、宮崎県広域道路交通計画の案の策定を行い、議会への報告を行うこととしております。

また、12月には、各県で策定されました計画を踏まえ、九州地方整備局管内の広域道路交通計画案の策定が行われる予定と伺っております。

道路建設課につきましては、以上でございます。

○廣前道路保全課長 道路保全課でございます。

委員会資料の11ページをお開きください。

南海トラフ地震発生時における道路啓開について御報告いたします。

まず、1の現状と課題についてであります。

道路啓開の実施に当たっては、過去の震災において、電話等の通信手段が断たれた中での道路啓開作業が混乱したことなどから、事前の啓開ルートの設定などの必要性が教訓として明らかになっております。

南海トラフ地震において、甚大な被害が想定されている本県においても、関係機関と連携して、より実行可能な体制づくりを進める必要がございます。

次に、2の宮崎道路啓開計画の位置づけについてであります。

まず、最初の四角囲いと次の四角囲いにありますように、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正に伴って、

その基本計画が策定されました。この基本計画に基づき、中段四角囲いの左側にありますように、平成27年3月の中央防災会議において、国が行う救助・救急、消火等の具体的な内容を示した、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が策定されています。

次に、その右側になりますが、平成28年3月に九州道路啓開等協議会にて、九州道路啓開計画が策定されています。これは、国が行う活動計画のうち、緊急輸送ルートに関する事項をより実行可能にするためのもので、下の4つの丸にありますように、「九州東進作戦」の位置づけや啓開する路線の選定などが示されております。

また、本県の状況としましては、左下になりますが、国の計画に基づき、県としての行動を示した宮崎県実施計画を平成28年3月に定めております。

九州道路啓開計画と県の実施計画に基づいて、緊急輸送ルートに関する事項について定めたものが、右下の宮崎道路啓開計画であります。これは、国、県、西日本高速道路株式会社と検討を進め、今回取りまとめを行ったものであります。

内容につきましては、次ページで御説明いたします。12ページをお開きください。

3の宮崎道路啓開計画の主な内容についてあります。

宮崎道路啓開計画は、早期の道路啓開が、その後の消火活動や救命・救急活動、緊急物資の輸送等を支えるため、人命救助を意識した72時間以内に、各道路管理者において、あらかじめ選定したルートを啓開する手順を明らかにしたものであります。

イメージ図を載せております。

まず、左側が、九州道路啓開計画にある九州東進作戦のイメージであります。

13ページをごらんください。

下段のほうに説明をつけておりますが、九州東進作戦は、南海トラフ地震により、甚大な被害が想定される九州東側沿岸において、72時間以内の救命・救助活動を支えるため、全国及び九州各地から主要な道路を利用し、九州東側沿岸に向けて一斉に進行し、道路啓開を実施しようとするものであります。

12ページに戻っていただきまして、右側が宮崎道路啓開計画のイメージになります。

まず、イメージ図では、緑色で薄くぼかしを入れておりますのが、広域移動ルートであります。これは、九州東進作戦を進めるための路線で、国道218号や宮崎自動車道、東九州自動車道などになります。

オレンジ色の矢印で示しておりますのが、拠点接続ルートです。これは、広域移動ルートと救助活動の拠点など、さまざまな防災拠点を結ぶルートであり、国道269号や宮崎西環状線などになります。

最後に、赤色でぼかしを入れておりますのが、被災地内ルートとなります。これは、被災が予想される沿岸部を縦断するルートであり、国道10号と国道220号であります。

このほかにサブルートと代替ルートがございます。サブルートは広域移動ルートが被災して使用できない場合、代替ルートは、被災地内ルートが津波被害により使用できない場合の迂回ルートであります。

イメージ図の下のほうに、時間の流れとともに取り組む内容を示しております。

発災と同時に、まず、広域移動ルートと拠点

接続ルートを啓開していきます。次に、これらが被災して使用できない場合の迂回路であるサブルートや代替ルートを啓開いたします。最後に、被災地内ルートを啓開します。

ここまでの道路啓開を72時間以内に各道路管理者が主体的に行うこととしており、その後、状況を見ながら、被災地域全域のルートを啓開していくことになります。

最後に、4の今後の取り組みであります。

啓開計画の実行性を高めるため、まず、(1)警察や消防、建設業団体等と情報共有を図り、連携を強化してまいります。

さらに、(2)建設業団体を含めた具体的な啓開体制について、担当路線を決めたり、連絡体制を構築したりするための検討を開始していくこととなります。

13ページをごらんください。

参考として上段に、宮崎県の緊急輸送ルートを記載しております。左からルートの名称、その機能、それに該当する路線です。

また、下段には、宮崎県の主な防災拠点を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、委員会資料の14ページをお開きください。

宮崎県自転車活用推進計画（仮称）の策定についてであります。

まず、1の背景についてであります。

(1)平成29年5月、自転車活用推進法が施行されました。この法律は、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどを目的としております。

(2)その後、平成30年6月に、国の自転車

活用推進計画が閣議決定されたところであり
ます。これは、自転車活用推進法で規定された、
自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るための基本計画となるもの
であります。

(3) 都道府県や市町村など地方自治体にお
いても、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じ
た施策を定めた計画を定めるよう努めることと
されております。

次に、2の国の自転車活用推進計画について
御説明いたします。

(1) 計画期間としましては、長期的な展望
を視野に入れつつ、2020年度までとなっております。
これは、2020年度を計画期末とする交通
政策基本計画等の各種計画と連携を図りつつ、
東京オリンピック・パラリンピック競技大会の
開催を踏まえたものであります。

(2) 計画に関する目標の柱は4点ございま
して、1つ目、自転車交通の役割拡大による良
好な都市環境の形成。2つ目、サイクルスポー
ツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現。
3つ目、サイクルツーリズムの推進による観光
立国の実現。4つ目、自転車事故のない安全で
安心な社会の実現となっております。

最後に、3の宮崎県における自転車活用推進
計画の策定についてであります。本県におい
ても、計画案を策定する体制を整えまして、お
おむね1年後の策定を目指す予定であります。

道路保全課は、以上であります。

○江藤港湾課長 港湾課でございます。

委員会資料の15ページをごらんください。

宮崎港における堆砂対策の状況について御説
明いたします。

宮崎港におきましては、本航路やみやざき臨

海公園への砂の流入・堆積の抜本的な対策とし
まして、昨年度から防砂堤事業に着手し、航路
等への砂の流入低減を図ることとしており、今
回、具体的な構造形式を決定したことから、御
報告させていただきます。

まず、1、一ツ葉防砂堤防事業の(1)事業
概要であります。中段の宮崎港の図をごらん
ください。

宮崎港付近における砂の移動につきましては、
これまでの調査・分析から、図の左側、つまり
港の北側の砂浜が、北寄りの波により侵食され
て、宮崎港内へ流れ込んできている状況となっ
ております。

このため、本航路やマリーナ航路等への砂の
流入対策として、延長300メートルの一ツ葉防
砂堤を整備することとしたものであります。

事業期間は、昨年度から平成33年度までの5
年間を予定しており、総事業費は約24億7,000万
円であります。

次に、(2)今年度の取組状況であります。が、
本年度の当初予算は3億3,200万円で、設計及び
工事を実施することとしております。

また、これまでの調査結果等を踏まえて検討
した結果、防砂堤の構造形式は捨て石式傾斜堤
とし、下の標準断面図のとおり決定したところ
であります。

具体的には、中央部に基礎捨て石と呼ばれる、
1個当たり5キログラムから*10キログラムの石
を台形上に積み上げまして、消波ブロックや被
覆ブロック等で覆う構造となっております。

このように捨て石やブロックを重ねていくこ
とで、波浪に対して耐えるとともに、砂の通過
を防ぐ構造となっております。

※57ページに訂正発言あり

なお、今年度の工事内容につきましては、先行して消波ブロック及び被覆ブロックの製作工事を実施する予定であります。

続きまして、2、マリーナ航路の状況についてであります。

昨年度から、季節的な気象状況等で埋塞が想定される時期に先行して、事前にしゅんせつ工事を発注し、工期や施工範囲に余裕を持って実施することで、埋塞の進行をおくらせる予防保全に取り組んでいるところであります。

ことしもゼロ県債を活用して、マリーナ航路のしゅんせつ工事を3月から6月にかけて実施しており、これまでに7つの台風が本県に接近または上陸しておりますが、お手元の資料では、台風21号通過後の9月7日時点としておりますが、その後も本日まで、入出港禁止は発生していない状況であります。

引き続き適切な維持管理に努めるとともに、今後のしゅんせつ費用を縮減していくためにも、抜本的な対策となる防砂堤の整備を着実に進めてまいります。

説明は以上であります。

○米倉都市計画課長 都市計画課であります。

「都市計画区域マスタープラン」の改定について御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

まず、1の背景であります。

本県の都市計画の基本的な考え方を示しました、都市計画に関する基本方針を平成29年3月に改定したことを受けまして、都市計画区域ごとに定めております都市計画区域マスタープラン、以下「区域マス」と言いますが、この改定を行いました。

上段の模式図に、その位置づけを記載してい

ますように、今回策定しました区域マスに基づいて、市町はそれぞれのマスタープランを策定し、個別の都市計画は、これらのマスタープランなどに即して行われることとなります。

次に、2の区域マスの概要であります。

区域マスは、都市の発展の動向、都市計画区域における人口や産業の現状、将来の見通しなどを勘案し、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方針を定めたものであります。

主な内容といたしましては、(1)の計画期間や都市づくりの基本方向などを定めた都市計画の目標や、(2)の区域区分、いわゆる線引きについての方針、(3)のアからカにありますように、土地利用など主要な都市計画の決定方針などについて定めたところです。

17ページをごらんください。

3の主な改定内容であります。

まず、(1)にありますとおり、6つ圏域ごとに区域マスを策定いたしました。

これは、市町村合併や高速道路の開通など、より広域的な視点による方針の策定が必要となったため、これまで県内に18ある都市計画区域ごとに策定していた区域マスを、上段の図で示したとおり、6つの圏域ごとに策定したところであります。

次に、(2)にありますように、人口減少・超高齢社会への対応についてであります。

都市機能の集約など、持続可能な都市の実現に向けた内容の充実や、まちづくりと連携した公共交通網の形成に向けた内容の充実を行いました。

また、(3)にありますように、災害に強いまちづくりへの対応として、防災都市づくりの基

本方針を追加し、都市構造の強化に関する内容の充実や地域防災計画等に基づく主要な施設の配置方針の追加を行いました。

次に、4の経緯であります。

平成27年3月から、学識経験者などで構成される都市計画審議会専門委員会で改定作業を開始し、平成29年7月の常任委員会で改定状況の経過報告をさせていただきました。

平成29年9月には、専門委員会での10回にわたる審議の上、作成しました素案についてパブリックコメントの手続きを行い、同年12月には、都市計画審議会に最終案の報告を行ったところでありす。

その後、国との協議、案の公告、縦覧などを行い、児湯、西諸県、北諸県、南那珂圏域の区域マスにつきましては、平成30年3月に都市計画審議会に諮問し、4月に都市計画決定をいたしました。

また、中部、東臼杵・西臼杵圏域の区域マスにつきましても、平成30年7月に都市計画審議会に諮問し、9月13日に都市計画決定を行ったところでありす。

都市計画課は以上であります。

○森美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎づくり推進室でございます。

美しい宮崎づくり推進計画に基づく主な施策の平成29年度の取り組み状況について御説明いたします。

委員会資料の18ページをお開きください。

まず、1の施策の実施状況についてであります。昨年11月に策定いたしました美しい宮崎づくり推進計画において、平成29年度から国民体育大会が開催される平成38年度までの計画期間中に、特に力を入れて取り組むべき3つの重

点施策として、景観による地域のブランド力向上、景観を生かしたおもてなし、宮崎を美しくする人づくりを定め、各部局が連携して、美しい宮崎づくりに関する施策を実施してまいりました。

重点施策1、景観による地域のブランド力向上につきましては、①の価値の高い景観づくりといたしまして、左上の写真にあります椎葉村を初め、5市町村11カ所で視点場の整備を行いました。

また、えびの高原など、計4カ所で国立公園内における施設の改修や多言語化などを実施いたしました。

資料の19ページをごらんください。

次に、②の発信力の強化につきましては、県ホームページ、新聞、フェイスブック等を活用した情報発信を行うとともに、県内3地域で日本遺産の認定申請を行い、その成果といたしまして、ことし5月に、西都市、宮崎市、新富町の古墳景観が日本遺産の認定を受けたところでございます。

このほか、美しい宮崎づくり活動団体のPR動画の制作などを実施いたしました。

次に、重点施策2、景観を生かしたおもてなしについてであります。①の魅力ある観光地づくりでは、左側の写真にあります青島ビーチパークを初め、県内各地で観光地の景観の磨き上げが行われたほか、サイクル観光情報サイトひなたサイクリングの開設など、体験型観光メニューの提供につながる取り組みなどを実施いたしました。

次に、②の快適に観光できる環境づくりでは、左側の写真にあります椎葉村の大久保のヒノキ周辺における遊歩道の整備など、観光地づくり

事業を行う11市町村、2団体への補助を行いました。

また、Wi-Fi環境の整備や観光案内板の更新を行ったほか、西都城駅など公的スペースの木質化や、地域住民や事業者が行う道路美化活動の支援などを実施したところであります。

資料の20ページをごらんください。

次に、③の国民文化祭や国民体育大会などのビッグイベントに向けた環境づくりでは、沿道修景美化推進路線における沿道の修景や、空花壇の植栽管理を実施したところであります。

次に、重点施策3の宮崎を美しくする人づくりについてであります。①の機運の醸成では、講演会やパネル展を開催したほか、県民との協働による花植えや、知事表彰の実施、活動団体登録制度の運用開始などに取り組みました。

次に、②の未来を担う人づくりでは、景観教室や出前講座の開催、景観まちづくりアドバイザーの派遣などを行ったところであります。

資料の21ページをごらんください。

次に、③の連携体制づくりでは、活動団体の交流会や景観形成促進機構と連携した啓発活動の実施、自治会等が行う堤防の草刈りの支援や、企業を対象としたアダプト制度の普及に取り組んだところであります。

次に、②の実施状況の総合評価についてであります。①の重点施策1、景観による地域ブランド力向上につきましては、ユネスコエコパークに関する情報発信や国立公園満喫プロジェクトの推進が図られるなど、一定の成果がございました。

(2)の重点施策2、景観を生かしたおもてなしにつきましては、観光地の景観の磨き上げや体験型観光メニューの提供などの取り組みを

さらに広げていく必要があります。

(3)の重点施策3、宮崎を美しくする人づくりにつきましては、登録制度や表彰制度、イベント開催などにより、着実に活動の輪が広がっております。

最後に、3の今年度以降の取り組みについてであります。まず、(1)にありますように、今後も引き続き景観行政の主体となる市町村と連携し、美しい宮崎づくり推進計画に基づく施策を、県民、事業者と一体となって推進してまいります。

また、(2)にありますように、観光地の景観の磨き上げを引き続き進めるとともに、国民体育大会などの本県開催を見据えた受け入れ環境の整備やアクセス道路の沿道修景などを計画的に推進してまいります。

最後に、(3)にありますように、県民、事業者に向けた普及啓発活動を積極的に推進することにより、美しい宮崎づくりに関する県民、事業者の認知度をより一層高めるとともに、活動団体間の連携を促進することにより、県民総参加による美しい宮崎づくりを推進してまいります。

美しい宮崎づくり推進計画に基づく主な施策の取り組み状況についての説明は、以上であります。

引き続き、資料の22ページをごらんください。

県総合運動公園における津波避難施設の整備について、御説明いたします。

まず、1の整備の目的でございます。

本県のスポーツランド宮崎の中心施設である県総合運動公園は、年間約139万人が利用している施設であり、今後は2巡目国体に向けて、さらなる利用者の増加が見込まれるほか、今後30

年以内に大規模地震が発生する可能性が高まっていることから、新たな津波避難施設を整備し、公園利用者のさらなる安全を確保することが目的でございます。

次に、2の現状でございます。

県総合運動公園は、平成25年2月の津波浸水想定により、最大浸水想定10メートルより高いスペースを有する3つの施設（サンマリスタジアム、第1陸上競技場、青島青少年自然の家）に避難誘導しているところでございます。

次に、3の課題でございます。

近年の大規模イベント時の利用状況や津波到達までの避難可能距離——500メートル以内でございますが、これらを考慮しますと、既存避難施設のみでは避難スペースが不足するため、新たな津波避難施設の整備が必要となります。

次に、4の津波避難施設整備計画でございます。

新たな津波避難施設の整備計画につきましては、施設の利用状況や避難可能距離から、県総合運動公園をAからDのエリアに分けて、避難困難者数を算出しております。そのうち、避難困難者数が算出されたAからCの各エリアにおきまして、避難デッキや盛土高台などの複数の工法及び施設配置を検討し、経済性、避難時利用、通常利用、景観などの観点から工法を検討しております。

資料の23ページの上段、宮崎県総合運動公園津波避難施設整備計画をごらんください。

県総合運動公園は、南北方向の延長が1.5キロございますので、避難可能距離500メートルにより、公園内をAからDの4つのエリアに分けて検討しております。この4つのエリアで開催されました近年の大規模イベント時の最大利用者

数を、避難対象者数としております。Aエリアにつきましては、左下の表にありますように、平成18年7月23日に開催されましたプロ野球オールスターゲームの際に、3万300人の利用者がいたこととなります。詳細な津波浸水シミュレーションを行った結果、サンマリスタジアム内での収容可能人数は2万7,400人となり、避難対象者数が3万300人から2万7,400人を差し引いた2,900人が避難困難者数となります。この避難困難者の方を収容する新たな津波避難施設を整備する必要があります。同様に、Bエリアにつきましては2万5,100人、Cエリアにつきましては3,300人の避難困難者の方を収容する新たな津波避難施設を整備する必要があります。なお、Dエリアにつきましては、避難困難者は発生しないため、あらたな津波避難施設は不要となっております。

AからCエリアで新たな津波避難施設の工法につきまして取りまとめをしたのが、資料23ページ下段の各エリア工法一覧表でございます。

各エリアの避難困難者数に対応した新たな津波避難施設の概算事業費合計につきましては、42億円から62億円と見込んでおります。

最初に、Aエリアにつきまして、概略図内の平面図をごらんください。既存避難施設であるサンマリスタジアムに、内外野スタンドを連結する連絡通路を兼ねた避難デッキを配置します。また、北側のエリアにつきまして、サンマリスタジアムへの避難距離を500メートル以内とするため、連絡橋の設置を行う工法を計画しております。続いて、断面図をごらんください。サンマリスタジアム周辺での津波浸水深は6メートルであり、津波による漂流物の影響を考慮し、余裕高2メートルを加えた地盤から高さ

8メートルの避難デッキを設置することとしております。概算事業費は約13億円であり、特徴としまして、内外野スタンド間の迅速な避難誘導にすぐれることが挙げられます。

次に、Bエリアにつきまして、平面図をごらんください。既存避難施設である第1陸上競技場の東側に、盛土高台を配置した工法を計画しております。概略図をごらんください。盛土高台周辺での津波浸水深は7メートルであり、余裕高の2メートルを加えた地盤から高さ9メートルの盛土高台を、保安林の中に設置することとしております。盛土高台につきましては、概算事業費に約18億円から38億円と幅がございますが、国土交通省宮崎河川国道事務所が施工中であります、東九州自動車道清武南インターチェンジから日南北郷インターチェンジ間で発生する建設残土を国のほうで運搬していただき、盛り土材として活用することで工事費を削減できることから、この場合、概算事業費を約18億円と見込んでおります。なお、盛り土材料を全て県側で確保した場合の概算事業費は、土砂運搬が必要となるため、約38億円と見込んでおります。特徴としましては、今申し上げましたように、盛り土材料の確保状況により事業縮減が可能であることが挙げられます。

次に、Cエリアにつきまして、平面図をごらんください。避難デッキをテニスコート及び運動広場周辺の2カ所に配置した工法を計画しております。続いて、断面図をごらんください。テニスコート及び運動広場周辺での津波浸水深は6メートルであり、余裕高の2メートルを加えた地盤から高さ8メートルの避難デッキを設置することとしております。概算事業費は約11億円であり、特徴としましては、晴天時の熱中

症対策の日陰スペースとして利用することができなどが挙げられます。

各エリアの工法とも、今後の基本実施設計や盛り土材料の確保状況により、津波避難施設の形状の変更や概算工事費が変動する可能性がございます。

資料の22ページに戻っていただき、最後の5の今後の予定でございます。

各エリアでの新たな津波避難施設の基本実施設計に着手し、盛土高台における保安林の指定の解除に伴う関係機関の協議、地元住民や森林所有者への説明などを行っていき、新たな津波避難施設の整備について早期の事業化を図っていきたいと考えております。

県総合運動公園における津波避難施設の整備についての説明は、以上であります。

○江藤港湾課長 港湾課でございます。

申しわけございません。発言の訂正をお願いいたします。

15ページの宮崎港における堆砂対策の状況についての説明の中で、標準断面図の基礎捨石の規格ですけれども、5キログラムから100キログラムというところを、5キログラムから10キログラムと言ってしまうました。100キログラムが正解ですので、訂正をよろしくお願ひいたします。申しわけございませんでした。

○後藤委員長 その他報告事項に関する説明が終了しました。ここで10分間の休憩をとります。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

○星原委員 それでは、私のほうからお聞きしていきたくと思いますが、先ほど経営事項審査における虚偽申請ということで、その他報告事項で説明があったのですが、この件について、これから少し時間をいただきたいと思います。

まず、私が思うのは、この議会の代表質問、一般質問で知事、部長が謝罪を交えての答弁をされました。なぜそんなことになったのかなと私も思っていますし、今でも私がここでこんな質問をしなくてはいけなくなったのは何でだろうと思っております。

先ほど説明がありましたが、2月28日に管理課にメールで通報された。そして、第1回目が3月9日、2回目、3回目が3月14日と18日、この3日間立ち入り検査をされたようでありませし、そして、3月20日に大建への立ち入り検査の結果、問題なしと判断したと。そういうことで、4月1日には平成30年、31年度の入札参加資格運用開始、こう書いてあって、この大建さんは土木一式がAから特A、舗装がBからAに格上げされたということでもあります。

そこで、皆さん方にも私がこのことを知った経緯を知ってもらってから質問したいと思うのですが。実は私がこの虚偽申請の件を知ったのは、先月の8月4日であります。まさかそんなことがあるかなと思いながら、電話で聞きましたので、当時の地元の県の建設業協会の前会長に電話をして、こういうことを聞いたけれど本当ですかという話をしましたら、本当だと言われた。それで、このことについて詳しく知っているのは現会長だと言われたので、現会長に電話をしました。そうしたら、そうだという話でありまして、そのときのメールで通報した内容を教えてくれないかという話をしましたら、わ

かりましたということで、私の家に会長が見えて、皆さん方に通報したメールの内容、業者の皆さん方が調査した現場の写真——ここにありますが、そのときにいろいろな流れを聞かされました。

その中で不思議だったのが、まず、3月に3回も調査をして、告発者の皆さん方が25件もの告発内容を届けているのに、一つも何も見つけれられないというのは不思議だなと思いましたが、ここに出てくるんですが、石風呂公民館というところ、平成25年と28年だと思うのですが、2度も工事をしている。田舎のたった40戸数もないような集落でありますから、そこがそんなに舗装をしていたかなということが一つ疑問に思いました。もう一つは、お寺さんで4年の間に3回工事をして、2,300万円以上の舗装工事をしたということがありました。これもおかしいな、私が知っているお寺さんはそんなところがあったかな、そういう思いでありました。

ですから、8月7日に県に行って、管理課長に来ていただいて、その折には、今おりますが、徳重議員と3人でいろいろな話をさせていただきました。そして、4日に見えたときに言われたのが、我々には何も報告がなくて、第三者に報告をして、我々はそれを聞いてなぜだろうというふうに思ったということ。8月4日に見えた会長から、その後ずっと、きょうまで県からは何の回答もないですという話を聞きました。そしてその前に、何の報告もないので、前会長と現会長の2人で、7月初めに知り合いの弁護士のところにお金を払ってまで、再度県に調査をしてほしいという依頼をしましたと。それでも弁護士からも何も報告がないです、ということでありました。それで私に言われたのが、も

う議会の皆さん方にしっかり調べてもらうしか回答をもらえない、ぜひ調査をしてほしい、そういう依頼を受けております。

そこで、いろいろお聞きしていきたいのですが、県が公表しております、県の建設業者ホットラインはいつから開設され、その目的はどんな目的なのか、まずお伺いします。

○弓削管理課長 建設業者ホットラインにつきましては、平成20年12月15日に開設をいたしまして、建設業の法令遵守のための情報収集窓口ということでございます。さまざまな建設業法の違反とかについて情報を受け付けまして、内容的には例えば元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反であるとか、工事の施工現場に関する法令違反であるとか、今回ありました虚偽の経営事項審査の申請であるとか、そのようなものを受け付けています。また、誰に、いつ、どこで、どのような方法で何をしたか、できるだけ具体的に御連絡くださいということで、今回もいただいたわけでございます。それにつきましては、必要に応じて立ち入り検査等もありますし、厳正に対処しますというふうなことで、ホームページ等にも載せておりますし、また、建設業者に対する研修会等でも広く周知をしているところでございます。

○星原委員 次にこのホットラインでの、今言われたような中身についての通報というものは、これまであったのでしょうか。

○弓削管理課長 これにつきましては、先ほど申し上げたような内容の、ホットラインとそれ以外の通報につきましては、全体で平成29年度が6件、ホットラインとしては3件です。また、平成28年度は16件、平成27年度は9件、そのぐらいでございます。ただ、内容的に一番多いの

は下請代金の未払いであるとか、施工不良であるとかという内容でございます。

○星原委員 ところで、県は2月末に通報を受けて、3月9日、14日、18日の3日間、3名ないし2名で立ち入り検査をされて、先ほど言いましたように、3月20日にその結果問題なしと判断したということです。通報者側、地元の業者の十数社だと思うのですが、その人たちが話し合っ代表で通報したと聞いておりますが、通報の文面を見ますと、この問題が発覚した場合、相手の仕返し等で身の危険を感じるということで申しわけありませんが不利益を生じないようにお願いします、あるいは、工事实績と現地を確認してもらい慎重に判断をお願いします、と中身はいろいろあるのですが、そう書いてあります。

そういうことを受けて、県の管理課はどういう協議をされたのかなど。この問題は大きな問題であります。25件も告発される。私は1件か2件ぐらいかなと最初は思いましたし、ましてや水増ししているのが1割か2割ぐらいの水増しかなと思ったのが、件数だけでも25件あるわけです。これは県としては本当かどうかを中立の立場で、通報者側が間違っことをやっているのか、申請している側が虚偽申請をしているのか、そういう中立の立場でこの問題には取り組まなければいけないと思うのですが、そういう気持ちで取り組んだのでしょうか。

○弓削管理課長 これにつきましては、ホットラインを開設して、そういう不正があればきちんと調べてということでございますので、中立といいますか県としての立場で対応したということでございます。

○星原委員 さて、そこでこの調査についてで

すけれども、このホットラインによりますと、第5条に調査に行く検査員は、「建設業法施行令第28条に規定する資格を有する職員とする。なお、必要と認められる場合は、検査員を補助する職員を同行させることができる」と書いてあります。今回の調査をされた職員の皆さん方は、そういう資格を有する職員が調査をされましたか。

○弓削管理課長 これにつきましては、立ち入り検査をする際、法律に基づく検査証ということで、法律的に検査をする立場の証明書を提示する必要があります。それを持った職員ということですが、これについては、実際に行ったのは管理課の職員でございます。

○星原委員 いや、私が聞いているのは、管理課の職員がもちろん行ったと思いますが、皆さんがホットラインの中で検査員はそれなりの資格を持った人が行くべきだと、そうでなければほかに補助員もつけるということですから、検査技術を持った人がいない場合は、土木事務所なりいろんなところから資格を持った人を応援にもらえば済むことだと思うのですが、それはどうだったのですか。

○弓削管理課長 ちょっと今調べますが、建設業の資格者証というのがございまして、それを発行していきまして、それを持って行っているということになります。

○星原委員 それはその辺にして、また後でにします。

県は、告発者が虚偽の疑いがあるとして25件の調査依頼をされているわけですが、その調査された中身について、議場でも一応答弁がありました。どういう形の事を調査されたのか、再度お聞きしたいと思います。

○弓削管理課長 これは、書類審査と施工現場の検査ということに分かれます。書類審査としましては、注文書だとか契約書を事務所におきまして、請負額や工事名でありますとか、またその入金状況も一部ですが確認を行っております。また、発注者の氏名と連絡先、工事内容等について確認をしていたところでございます。それと、現地確認につきましては、それぞれ6カ所、現場確認を行いまして、発注者からの聞き取りも行いながら、現場確認を行ったところでございます。

○星原委員 その検査の折に、相手が示した書類を見て、年度、件名、金額、あるいは現場の担当者も書いてあるわけですから、そういう人たちに話を聞かれたのですか。

○弓削管理課長 会社の事務所において、書類の確認をさせていただいたということでございます。

○星原委員 先ほど6カ所と言われたのですが、25カ所も書いてるのに、6カ所で判断した理由、根拠は何ですか。

○弓削管理課長 まず、このときの状況ということでは、4月1日の格付作業のための経営事項審査が2カ年ございまして、29年度、28年度の2カ年分の経営審査を大もとに格付をするということでありましたので、その2カ年をまず調査させていただきました。それ以前の工事については除外をさせていただいたということと、個人宅については、大建さんのほうから、家に入るとか、プライバシー等もありますのでそこは避けてくださいということで6件ということではございました。

○星原委員 今回、自分の虚偽だったとはっきり業者が認めたわけですか。3月の時点で、なぜ

そこまでいかなかったのか、私は不思議でならないんですよ。今言われました、会社に行って調査した、それでいろいろ聞いた、相手の言う事を聞いて帰っているだけですよね。そして、個人のところは個人の情報がいろいろあるのでいけないからというような話だったというのですが、このホットラインは、検査員がちゃんとしっかりした人であれば、相手のところに行って聞かなくても、幾らでも調査する方法があるんですよ。個人のところの云々というのも、住所と名前さえわかっているならば、田舎の家でそんなに囲ってありませんから、外回りを回って外からのぞいても、家の周りを見ればどれぐらいの舗装がしてあるかぐらいは、はっきりいって誰が考えてもできる中身なんですよ。

そして、さっき言ったように、管理課は中立の立場でいなくてはいけない。虚偽申請をした側の話だけを確認して、現場を見て帰って何もなかった。じゃあ、告発した人になぜそのとき連絡しないのですか。あなたは、25カ所も告発しているけれども、我々の調査では問題はなかった、だからこのままいくと逆に相手から名誉棄損とかで訴えられますよと、ちゃんと注意をしたり。自分たちが調べて問題がないと判断したのなら、ちゃんと呼んで、あるいは会社に行つて。相手のところには3回も行っているわけですから。ちゃんと私は、自分の会社、自分の名前、電話、ましてや携帯電話までないと現場に行っているときに連絡がもらえないかもしれないから携帯電話まで書いたんですよと言われるわけです。相手側の話だけでなく、告発者の話も聞いていけば、3月の時点でこのことは解決しているんです、私に言わせれば。なぜそれをやらなかったのですか。告発した人の気持ちは

全然無視をされて、大建は問題ないと判断したことは、告発者側がうそをついたということになっているんですよ。彼らはそういう思いで、腹立たしい思いから、先ほども言いましたが7月に弁護士に依頼をして、再度調査してくださいとお願いをした。だけれど、弁護士にも回答していないじゃないですか。3月に問題なしと行ったのなら、そのことを伝えればいいだけの話じゃないですか。何でそれが伝えられないんですか。私はこれが理解できないし、何なんだろうと。そのときにしっかりしてくれていけば、私がこんな言いにくいことを言う必要もない。この1カ月半、私はこのことでいろんなところからいっぱい連絡をもらいましたよ。そして、ここに出てこない話もいっぱい聞かされていますよ、話が出来ないことを。そういうことが起きてしまっているんです。だから、3月の時点で何も問題がなかったのなら、それを相手に報告をすれば、そこで相手とどちらが正しいかを突き合わせればいいわけで、その突き合わせをしない。裏づけをとっていないからこういうことになったと思うのですが、そう思いませんか。

○弓削管理課長 本当に委員がおっしゃるとおりでございまして、そのとき通報者の方に御連絡をして進めていく、そういうことをしなかったことについては、本当に申しわけないというふうに考えているところでございます。

○星原委員 そこで、先ほど言いましたが8月に入って、7日に県に来て管理課長と話をし、私は石風呂公民館なんて舗装はしていない、草はぼーぼー、彼らからもらった写真のとおりだというふうに思っていたのですが、しかし、自分の目で確認しないと問題があるという思いで9日の日に石風呂公民館とお寺の2カ所見まし

た。見てすぐにわかりました。石風呂公民館、完全に舗装していないわけですから。お寺さんに行った、4年間の間に2,350万円ぐらいの舗装工事をした現場がどこにあるかを見たって、入り口前の駐車場と自宅前を合わせても200平米ぐらいの舗装しかしていない。それで、私は9日の日に課長に電話をして、あした現場を調査しようということで、県から4人来ていただいて、現場を調査させていただきました。

さっきの6カ所の中の4カ所だと思うのですが、まず1カ所目のお寺に行ってみたらその程度です。そのときに、最後にやった1,100万の現場はどこですかと聞いたら、3メートル幅の石畳の20メートルぐらいのところですよと言われる。こんなものが1,100万もかかるかと。そうしたら、下のほうが特殊な工事がしてありますと言いますから、私はもうあきれたし、こんな話を聞きたくなかったので、次に専門の工事をしている連中を連れてこようということで、そこをやめた。

2カ所目が石風呂公民館でした。行ったら草がぼーぼーでしょうと、そして言われたのが、ここは別の場所を工事しているんですということで、5キロぐらいは離れているのではないかなという現場に連れていかれました。その時点で、石風呂公民館が1回しか書いてなければそれでいいのですが、平成25年にも書いて、28年にも石風呂公民館駐車場工事ということで、2回も書いてある。はっきり言って、違う場所に行くときに虚偽だと思わなければおかしい、そう思いながら皆さんの後をついて行って、連れていかれたところが運送会社さんの駐車場でした。私はメジャーを持っていかなかったのですが、歩数ではかって大体80歩とみていいでしょう、

一方が60歩とみていいでしょう。それぐらいの歩数の場所が1,350万です。2回でそれぐらいの数字になっているのではないかと思うのですが、間違っているとはいけませんので……。そんな広さがないわけですよ。それで石風呂公民館の土地なら、運送会社が駐車場を借りているお金を石風呂公民館に月決めか年額で入れているのですねという話をしたら、はいということだったので、多分書類もそういうふうに偽造してあったのでしょ。

それから、3カ所目を見に行きました。やはり同じ山田町ですが、華舞神社というところ。これは、コンクリート工事が多分600万ぐらい、土木工事が2,000万ぐらいだったと思うのですが、その現場も行ったら、確かにコンクリートで3メートル切れるぐらいの舗装ということで、30メートルあるかどうかのところ、2,600万以上の工事をしたわけですよ。だから私は、上まで上がりますかと言われて、こんなの説明されて見てもしょうがないので、次に行こうということで、三股の現場、お箸処北諸に連れていかれたんですが、行く途中で、先ほどの石風呂公民館の近くが私に依頼をした建設業協会の会長だったので、その会長にあなたのところの近くの北原駐車場は石風呂公民館の土地で、そして大建が舗装工事をしたのですかと聞いた。いや、あれは運送会社の土地で、工事したのはうちですよ。話がまるきり違うわけですよ。そして、そうですよと、私は課長にも連絡をした。

今度は次の4カ所目のお箸処北諸に行って、確かに店があつて舗装がしてありました。だけれど、書いてある金額だと余りにも狭過ぎるなという思いで、私は皆さんとわかれたんですが。

その後また会長に電話をして、実はこうやって三股に来て帰るところだけれどどうなのといったら、いや、あの時点で書いてあったお箸処北諸というのは志比田のもう13年ぐらい前にオープンしている店ですよ。今、星原さんが見に行ったところは、去年の暮れにオープンしたところですよ、こういう話です。

それもまた私はすぐ課長に電話して、おかしいじゃないか、あんたたちはと。私は4カ所連れていってもらったけれど、どれ一つとして大建が、あんたたちが何も問題ないと判断するような材料は一つも見当たらなかった。これはどう捉えたんですか、皆さん方、本当に現場の調査もし、簡単なことなんですよ。まず石風呂公民館だったら、本当にそうかなといっぱい書いてあるわけですが、相手を疑ってかからんといかんわけですから。そしたら、北原駐車場でも、あるいは法務局でも都城市役所に行ってもその土地の地番、場所がわかればすぐわかりますよ、誰が持ち主かというの。そういうのを、初めて調査だと私は思うんですが、相手のところに行って聞き取りをして、相手が言うことを聞いて帰ってくるのが調査なんですか、どうなんですか。

○弓削管理課長 今、委員おっしゃいました現場でいろんな情報をいただきました。確かに、その場でもっと早く確認すべきことがあったと思っております。

それで、確認すべきであったということだったのは間違いはないんですが、我々としては、この件については、もちろん疑いの目で調査する、そういう気持ちはございました。

○星原委員 それは今の課長の答弁なんです。3月の時点で、なぜ相手の書類やらいろんなの

を見て、そして現場まで行って問題なしと判断した、それは何ですかということを知っているんです。

○弓削管理課長 それについては、確かに相手方の会社がいろんな書類を偽造されていたり、また立会人の方もいろんな、例えば公民館館長と称したりというところで見抜けなかったというところがございますが、委員おっしゃるように、もっと簡単に見抜けたらと、どういうことだとおっしゃる、それについては、もう本当に反省するといえますか、至らなかったというところがございます。

○星原委員 私も、本当にこんな話をこうやってみんなの前で聞いて、いろいろしたくもない。だけれど、余りにも皆さん方のやってきたことがずさんなんですよ。だって、知事に本会議場で2度も代表質問、一般質問で謝罪までさせるような問題だったんですか。しっかり調査してさえいれば、こんな問題は起きていない。

そして、もう一つまた大きな問題。ここの大建が格上げになったおかげで、格下げになった業者がおるんですよ。私はその業者には直接電話して聞いてはいないけど、同じ地域なんで、舗装協会の会長に聞いたところ、そうなんですよと、従業員がやめていく人が出たり、今まで役員もしていたんだけどもうこの仕事をやめる、廃業も考えていたみたいだったですよって、そんな話を聞くとですよ、何でもうちちょっと慎重に調査に行くんなら調査しなかったのかと。

それから、これまでの間に、この特AとAになったおかげで、この間一般質問でも出ましたが、この業者は3億数千万円の工事を受注しているんです、はっきりいってね。そういうことになって、業者の皆さん方はこんなことは許せ

ないということで、先ほど言った弁護士にも依頼をしてきているわけです。それについても何の答えもないわけですよ。

このクラスが下がった業者に対しては、このまま2年間、ずっとBのクラスのままでいくのか、あるいは何らかのミスだということをおなたちが認めるのであれば、謝罪をするのか、そういう考えはあるんですか、ないんですか。

○弓削管理課長 いわゆるこのランクが下がったというところで、舗装では確かにAからBにというところで業者さんがいらっしゃったところでございますが。

○星原委員 もう一回はっきり言って。

○弓削管理課長 いわゆるAからBにランクが下がったということでございますが。

○星原委員 その業者の扱いは2年間そのまま。

○弓削管理課長 それについては、まだ私のほうからはっきりしたことは言えないところでございますが、いわゆる大建さんが取り消し処分にあたるか当たらないかを含めて、その辺を今後調査しながら考えていきたいというふうに考えております。

○星原委員 大建の処分と落ちたことに対するそれは、私は別だと思えます。取り消しが決まれば上げるのか、そういう問題じゃなくて、はっきりもう、今回皆さん方処分しましたよね、本人が認めたということで。そのことがはっきりわかっているのに、どっちなのかというのが言えないなんていうのは、そんなのはありますか。しっかり答弁してください。

○弓削管理課長 今の時点では、今のお答えということでございます。

○星原委員 わかりました。

では次にまいりましょう。今度は、その仕事を、今、受注を3億数千万円、まだ昨日の話では取りかかっている現場もあるそうなんですが、そういう場合には、その仕事を中止させることはできるのか、あるいは継続、そのままもう契約しているんで仕事をさせるんですか、どうなんですか。

○弓削管理課長 まず、県の発注した立場ということでございますと、営業停止の処分を受ける場合に契約を締結している請負工事に限り、施工を続けることができるというようなことであろうかと思えます。また一方では、続けさせるのかどうかというお尋ねでございましたけれども、それについては、またそういういわゆる契約上の問題についてどうしていくかということでございます。それについては、虚偽申請ということで、今回、大建に対して10日付で45日間の営業停止処分、また、5カ月間の入札参加資格停止の処分を行ったところでありまして、また、その取り消しについても、事実が確認されれば、参加資格の取り消しを行うということでございます。そういうところでございますので、もし取り消しになれば非常に重い処分ということでございますので、それにつきましてはどうしていくのか、また、取引先などの影響だとか、もろもろ含めて、また状況を踏まえて慎重に対応したいというふうには考えているところでございます。

○後藤委員長 ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。
(発言する者あり)

質疑は続いておりますが、残りの質疑につきましては、明日の午前10時から行いたいと思

平成30年9月19日(水)

ますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ないようですので、明日午前10時の再開といたしまして、本日の委員会は終了いたします。

午後3時58分散会

平成30年 9 月 20 日 (木曜日)

午前10時00分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 正 一
委 員	中 野 一 則
委 員	満 行 潤 一
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (1 名)

徳 重 忠 夫

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長 秀 美
県土整備部次長 (総 括)	阪 本 典 弘
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	蓑 方 公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	松 元 義 春
高速道対策局長	中 尾 吉 宏
管 理 課 長	弓 削 博 嗣
用地対策課長	河 野 和 正
技術企画課長	大 坪 正 和
工事検査課長	川 野 福 一
道路建設課長	中 村 安 男
道路保全課長	廣 前 秀 一 郎
河 川 課 長	石 井 剛
ダム対策監	杉 本 一 隆

砂 防 課 長	矢 野 康 二
港 湾 課 長	江 藤 彰 泰
空港・ポート セールス対策監	横 山 義 仁
都市計画課長	米 倉 昭 充
美しい宮崎づくり推進課長	森 英 彦
建築住宅課長	志 賀 孝 守
営 繕 課 長	宮 里 雄 一
設 備 室 長	横 山 浩 二
高速道対策局次長	林 謙 二

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花 畑 修 一
議 事 課 主 査	本 田 雄 毅

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、経営事項審査における虚偽申請に関する対応についての質疑から入ります。

○星原委員 それでは、きのうに引き続きお聞きしたいと思います。

まず、きのう6カ所の現場を調査したということでしたが、これはどことどことどこですか。

○弓削管理課長 これにつきましては、工事経歴書の工事名に書いてありますので、この工事名を申し上げます。

1つは、正定寺駐車場舗装工事805万円、同じく、正定寺駐車場舗装工事1,100万円、華舞神社コンクリート舗装工事697万6,000円、お箸処北諸駐車場舗装工事970万円、石風呂自治公民館駐車場舗装工事950万円、S邸進入路コンクリート舗装工事658万4,000円、たまき整骨院駐車場及び進入路舗装工事465万円の6件でございます。もう一件です。T邸駐車場補修工事でございます。6カ所の8件。

今のが舗装工事でございます。それと、土

木一式工事で申し上げますと、華舞神社道路新設工事2,055万6,000円でございます。6カ所、9件でございます。

○星原委員 その6カ所だけに決めたというのは何か根拠があるんですか。

○弓削管理課長 これにつきましては、まず、経営事項審査の年度、どの年度に記載されているかというところで判断したところが1つ。今回の4月に運用を開始いたしました格付け、いわゆる経営資格審査の対象となるのが2カ年分ということでしたので、それより以前の工事については除外しております。それと、もう一つは、個人宅については大建から個人宅であるので、信頼関係とかプライベートな問題で除外してほしいというところが幾つかございました。

それと、畜舎の関係がありまして、防疫関係の理由でちょっと中に入れないと。いわゆる牛小屋だとか、豚小屋だとか、そういうところについては除外したというようなことでございます。

○星原委員 今の個人宅と畜産のところは除外ということなんで、その畜産は除外で別に現地を見なければ、現地に行かないで書類を審査に行っているわけですから、まず書類を、要するに、その契約書があるのかどうか。確かに工事請負契約書を見て、あとはその金額が契約書どおり振り込まれているのかどうか、その辺の確認をするのは、別に現場に行かなくても、調査しようと思えば幾らでも出来たんじゃないですか。その辺は検討されなかったんですか。

○弓削管理課長 1日目の検査において書類審査を行ったところでありまして、その書類審査については、先ほど申しました経営審査の該当がちょっと古い、2カ年でないものについては書類審査もしていないんですが、その対象内で

あれば、個人宅とか豚舎とかについての書類審査、いわゆる伝票だとか、注文書だとか、そういう確認は1日目にしたところでございます。その件数は18件しているところでございます。

○星原委員 私が思うところ、書類審査であれば、契約書とそういう金の出入りとか、あるいはいろんな鋼材なんかの仕入れなどはどれぐらいかというぐらいだったら、1カ所、10分もあれば。要するに、この書類が虚偽なのか、正しいのかを見るだけですから、それぐらいあれば、個人宅であれ何であれ、取りあえずはぱあっとチェックはできたと思うんです。

そういうことでありますが、あと、今言われた6カ所については、全て書類審査の後、現地調査をされているんですか。

○弓削管理課長 そのとおりでございます。

○星原委員 そこで、私はもうはっきり言って、石風呂公民館と最初のお寺の正定寺さんだけ8月9日に行って、もうすぐこれはおかしい、虚偽だな、うそだなというのを見抜いたんですよ。だから、皆さんに電話して明るく日来ていただいたんですが、行かれた方々は6カ所見られて、全て問題なしということになったわけですが、きのう言いましたように、本当に舗装の工事のそういう仕事ができる技術者であれば、まず見抜くだろうというのが1つと、石風呂公民館は、きのうも言いましたが、平成25年と28年というものが、もう最初から違う場所を紹介された形になりますから、これはもう私から見ると書類上はそこで虚偽になりますよね。それなのに、なぜ別の場所を見る必要があったんですか。

○弓削管理課長 そういう不正を見抜けなかったことについては、確かにおっしゃるところがあるんですが、その当時の話としましては、例

えば石風呂公民館であれば、その前の土地ではなくて、所有している別の土地ですという話があって、また、公民館の発注者と名乗る方もいらっしやって、大建の社長もいらっしやって、そういう話を聞いて、それが正しいということと判断してしまったというところでございます。

○星原委員 次に、皆さん方のほうから、この経営事項審査で点数を上げるために、この売上金額だけじゃなくて、技術者を採用していた場合とか、機械をふやしたときには点数があるということを知っているんですが、この調査の折には、その従業員の給料とか、確実にその時代におったかどうかのチェック等、機械もそれぞれ報告の15台なら15台、全てチェックしていったのかどうか、その辺のチェックはされたんですか。

○管理課長 それは、しておりません。

○星原委員 では次に、ここで私が簡単に虚偽に気づいた点について話をさせていただきたいと思うんですけど、先ほどから出ているやつの中で、例を挙げますと、この正定寺の駐車場の舗装が4年間の間に、平成25年、27年、28年とあるわけですが、3回されて、合計金額が2,365万6,000円なんです。これ民間の駐車場の舗装工事は平米幾らぐらいでできると思いますか。

○弓削管理課長 民間の舗装工事については、基本的には余り把握していないところでございます。

○星原委員 じゃ、私が聞いたんでお知らせしますと、大体1,850円から2,000円ぐらいのところだということなんです。民間の舗装工事、5センチ厚で。下地をつくって5センチ厚でいったときに、機械の運搬とかいろいろなのを入れても、業者の話では、大体2,000円ぐらいでされるような話で。

だから、まずこの正定寺、お寺さんのを2,000円で割りますと、1万1,828平米になるんです。

1万1,800平米ということになると、10メートルの幅で1,100メートルの工事ということになるわけですが、だから、この金額が正しかったんなら、調査した時点でそんなに広い場所かどうかは、もう現地に行かれたんならすぐわかったと思うんです。これは、現地に行かれた方はそういうことは見ていらっしやらないんですか。私が見たところでは、あのお寺さんは入り口のところで自宅の前で100平米、100平米の200平米ぐらいしか舗装自体はされているところはなかったわけですが、そういう計算をすれば、金額から割ってくると平米数が出てくるんで、それでいけば、10メートル幅で行っても、そんなに距離が1キロ以上もあるぐらいの、そこに気づかないんですか。

次に、いいですか、石風呂公民館。私も石風呂公民館は舗装になっていなかったんで、違うところに連れていかれたわけですが、この場合でも、平成25年と28年の工事で1,329万円なんです。そうすると、これを2,000円で割ると6,645平米、10メートルで600メートル以上の舗装をしたことになるんですが、現場に行ってみせられたところでも、そのメートル数はとてもじゃないけれど、100メートルもない場所でした。だから、ここ2カ所目もそういうことです。

それで、次の華舞神社がここに掲げてあるんですけども、これも平成27年度で道路とコンクリート舗装工事で2,753万2,000円になっていますが、現場を見て、3年前に工事をしたような現場のコンクリートの傷みじゃなくて、コンクリートの上は、もうある程度つるつるになっているわけです。もうこれだけになると、大体10年はたっていると専門家は言うわけです。それ

が今から見て3年前に。で、幅が3メートル切るぐらいで、30メートルというところ、90平米ぐらいのところに2,750万円もかかったのか。私はわからんけれども、専門の本当に検査に行く人が見たら、もう見ただけでこれもわかったんじゃないかなというふうに思います。

それから、お箸処というの、970万円を2,000円で割ると4,850平米だと、これも10メートルで400メートルぐらいの駐車場になるわけですけど、とてもじゃないけれど、そんな広さはないんです。

あと、その個人の住宅も、さっきいろいろ6カ所、7カ所言われたやつをそれで割っていくと、それぐらいの面積になってくるんです。これを何にもなしと、皆さん方が何で判断するのか。私は、4日にこの書類を見ただけで、これはおかしいよな、こんな数字で、これだけで計算したときに、夜、業者に電話して聞いたら、そのぐらいだと、1,850円と言われたんで、2,000円で割ってもこれだけの広さになるのを、3日間調査に行き、課内でいろいろ協議をして、20日の日に何にも問題なしとしたというのは、これは後で出てくるんですけど、業者の皆さん方に連絡しないのは、そういうこともあってしなかったんじゃないかなと、今回、私ほうがって見たところなんです、その辺はどうなんですか。

○弓削管理課長 おっしゃるとおりの現場に、星原委員と私たちは8月10日と24日に、星原委員と伺ったのは、通報者の方以外で伺ったのも最初8月10日であったと思います。

そういうことで、現場も一緒に見させていただいて、実際にそのような状況があるのかなというように、星原委員とも話して、そういう御指摘はもつともだなということをござ

しました。ただ、当時につきましては、それにつきましてそういう視点といいますか、そういうところがちゃんとできずに、現場の不正を見抜けなかったところをございまして、申しわけないところでございます。

○星原委員 不正を見抜けないと知事が本会議場で言う。業者の皆さん方から見れば、今私が言ったようなことなのに、何で見抜けなかったんでしょうかと聞かれると、私も答えようがないんです。さっき言ったような話になってくると。お寺さんでもそんな10メートル幅で1キロもあるような、そんな土地自体がないわけですから。さっき言ったように、舗装してあるのは見ましたよね、現実200平米しかないわけで、何でそういうのを、見抜けないものにも、書類上でもおかしいと思わなくちゃいけないんです。こんなに900万円とか、一千何百万とか、300万円とか、400万円。300万円ぐらいの個人の住宅でも1,500平米となると、1反5畝なんです。10メートルで150メートルの個人の家が300万円の場合でも、それだけの駐車場をつくっているかなんて、現地に行かなくても何を見なくても、私は4日の初めて知った夜にこの書類を見た時点で、こんなことないよなで、本当だろうかと思うぐらいの話にもなったわけなんです。

だから、あえて7日にあなたに話をし、現地を10日に見たんですが、もうはっきり言って、あの日は、私は自分がばかにされているのかなと。こんなことで、こんな場所を見せられて、どうやって皆さん方、告発者に答えるずべを持っているのかなと、そういう思いがしたんですが、課長はこの間の現地を見たのは10日が初めて。その前に私が言いたいのは、こういうことをしなくてもよかったはずなのに、3月に、今みたいなはっきり明らかに、おかしいと思いません

か。平米で割ったときに、それだけの駐車場を個人なり一般のところを持っている。そういうのに、何でそのことに誰も気づかない。多分いろんな協議をされたはずですが、そこが全然私には読めないんです。今でも私は疑問なんです、ここは。これは誰も、当時の3月の管理課内の人たちの間で、「おかしいんじゃないの、これは」と、誰もそういう発言をした人はいなかったんですか、どうなんですか。

○弓削管理課長 当時の状況については、聞き取り等もしたんですが、やはりどの職員についても、おかしいといえますか、そういうことを思った職員がいなかったという状況でございませう。

○星原委員 今、課長の言われたことは、私から見ると非常に残念なんです。わざわざこういうホットラインという制度を設けて、そして告発を受けて、中立の立場で申請者が間違っているのか、告発者が間違っているのか、それをたださなくちゃいけない人たちが、今みたいに子供でもわかるような、工事金額を割れば平米数が出てくる。そしたらこれだけの広さになるというのをわからない、誰も気づかないということになると、もう何て質問していいのか。逆に私から見ると、もう本当、どう捉えたらいいのか。おかしいじゃないですか。全員、その3月の管理課の中では誰もそういうことを言う人がいなかったということは、誰も専門職の人はいなかったと捉えていいんですか。

○弓削管理課長 管理課の職員につきましては、経営事項審査の審査をしているところではあります。したがって、きちんとチェック等もしておりますし、建設業の許可についても審査をしているということでございます。県内には、経営事項審査を受けている業者は二千何百社ご

ざいますし、日々やっているところではございますが、そういう専門性はあるとは思いますが、そういう専門性については、現地に行き行ってそういう平米数であるとかということについては見抜くことができなかったというところではございますので、反省といたしましては、もっと技術、県土整備部の中には舗装の工事を担当する職員は幾らでもいるわけではございまして、その辺の本当に詳しい者が同行して行けばよかったのか。もしくは、星原委員はもっと簡単な問題とおっしゃっていると思うんです。そういう専門の技術者が行かれなくても、見ればわかるだろうというようなことは、もう本当におっしゃるとおりでございませうが、そこができなかったところは、非常に申しわけないところでございませう。本当に見れば分かったのかなというところではございませう。

○星原委員 これからのこともありますから、もう一つ。現地に行かなくても、業者を見なくても、裏調査というか、普通、大体事前にこういう告発が来たら、本当にこういうことをやっているかどうかというのを、私だったら裏調査をします。本当にそういう面積があるかどうか、あるいは、持ち主が誰かとか。

そして、もう一点、舗装を、合材を扱っている会社は都城では3カ所しかないんです。大淀開発、吉原建設、鹿島道路、ここに出荷証明書というのをもらいにいけば、何年に、どこがどれだけ買ったかというのはすぐ出てくるんです。だから、相手のところに行かなくても、今回の申請が正しいか、正しくないか、皆さんたちの能力だったら、私より上なわけだから、それぐらい調べりやすぐわかったと思うんです。

個人の家は何かかかんとか、畜舎は入れないとか何か、そんなことしなくても、市役所と

か、法務局とか、こういう形で、そういう合材をつくっている企業に行って、何年にあの会社からどれくらいお宅は注文をもらいましたか。で、皆さん方が検査に行かれたときに、仕入れ伝票とかいろんなを見れば、多分それだけの量が書いてあったと思うんです。

だから、私は、4日から10日までの間に完全に100%虚偽のことをされているということ、もう気づいたわけですから、2月28日に通報を受けて、3月20日までだったから20日間あります。私一人でもそういうふう気づくぐらいの中身を、県土整備部内、管理課でわからないというんなら、土木事務所でも何でも関係の検査員というのは、ある程度の資格を持った人か、あるいは、そうでなかったら違う人でも随行できるって、あんたたちがこのホットラインに書いているわけです。

だから、1回調査に行って、そういう専門的なことがわからなきゃ、わかる人を2回目、3回目は連れていけばよかった。単純に言えばそれだけのことなんです。

それよりも、割れば平米数が簡単に出てくるのに、これも気づかずに、計算もできない人たちが、業者の皆さん方は、管理課というのはすごいところで、我々は1点、2点上げるためにいろんな努力をして、2年間それで生活していくわけですから、大変なんですよと。だけれど、この程度もわからないんですかと。あそこの課は我々に指導をしているんですよ、本当にわからなかったんですか、気づかなかったんですか。そのとおりなんです。誰もこれはおかしいということに気づいた人は、本当にその3月の時点では誰もいなかったと受けとめるんですか、こっちが。

○弓削管理課長 そのとおりでございます。

○星原委員 こうなると、何か違う方法で調べないことには、答えが出ないような気がしてきますね。けれど、何のためにホットラインが設けられているのかというのが、今でも。じゃ、もうホットラインなんか要らないし、管理課も要らないんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○弓削管理課長 もう本当にこういう星原委員が御指摘されたような内容で、簡単にわかるはずだということでおっしゃいました。本当にそういうことであって、見抜けなかったことについては、本当に反省しているところでございます。

今後、本当にそういう御指摘いただいたことを反省いたしまして、確かに、今、星原委員おっしゃいました地元の建設業者の皆さんも、管理課に対して不信感といいますか、どうしたんだろうということでございます。その辺を回復するように努力してまいりたいというふうに考えております。

○星原委員 次に移りますけれども、きのうの答弁の中でもありましたが、詳しく調べるという話がありました。これは、どのぐらいの期間の間に調べようとされているんですか。

○弓削管理課長 これについては、まず状況的には、先週の木曜、金曜でしたか、2日間、建設機械であるとか、技術者とか、まだ完全ではないんですが、調べを進めているところではございます。

25件ということございまして、これについてこれから一つずつ調べていくし、また、星原委員から御指摘がございましたほかの案件、いわゆる技術者であるとか、機械であるとか、その辺も含めてどうだろうという話なので、その辺も含めてずっと調査していきたいと思ってお

ります。

まず1つ、この大建に対しまして入札の資格停止というところで、効力的には2月11日までということで、これは資格停止期間がございませぬ。取り消しをいつするのかというのはまた別の問題として、できれば、徹底的に全部調査しまして、この取り消しも含めて進めていければということでございます。

ただ、今が9月でございます。できるだけ早くというのがあるんですが、年内にそういうことをやっていきたいと、今は思っているところでございます。

○星原委員 皆さん方に私はきついことを言っていると思われているかもしれませんが、先ほど言ったように、こんな簡単なこと、問題がないかあるかぐらいはわかってくれるような人たちが実際仕事をしてもらわんといかんかと、今、率直に思っています。

そして、私がここまで、こんなことでこんなに話題が大きくなって、マスコミに取り上げられたりいろいろせざるに済んだんじゃないかと。3月の時点で私が言ったようなことで、こんなに個人の住宅が300万円も400万円もかかったら、どれだけの広さかというのを気づいていけば、もう本当に何もなくて、大建の処分だけで済んだんです。

だけれど、きのうも言いましたように、Aから落ちた会社、上がったかもしれない会社は別にある。そういう人たちのことを思う。ましてや、大建もその時点であれば、皆さん方はきのう、取り消しになるかもしれんというけれども、取り消しになったら、その会社で今働いている何十人かの社員、家族の生活が守れなくなってくるんです。だから、大建だけ責めるんじゃないで、大建は虚偽申請しておかしいけれども、

それを3月の時点で見抜いてやって、そこで処分してやっていけば、大建だけで済んだんです。今回、そういうことをしなかったおかげで、こうやって広がり、本会議場で知事が、あるいは部長が謝罪をする。こんなこともしなくて済んだんです。

私は、はっきり言って、3月の時点で見抜けなかったんなら、7月に弁護士を通じて業者の皆さん方が納得いかない、強い思いで弁護士を入れて再度調査してくれと言われた。その時点でも何もしていない。今度、私が8月4日に知って、8月7日に課長に、こういうことで頼まれたから云々という話をした、この辺でしっかり再度調査していれば、こんなに大きくならなかったと思うんです。私はそれが非常に残念なんです。委員会でこんなことを言わなくちゃならない自分のむなしさがありますよ。誰もそういうことに気づかないということが、課長からそういう声が出ること自体、もう本当残念というか、私はもうがっかりしているのが実情です。今の状況です。

それで、今度は全然違う形でもう一点疑問に思っていることがありますので、お聞きしますが、県は、告発者に対しては8月末まで半年何も、あるいは弁護士から来ても報告しない。報告していれば3月でもうわかっていたと、私は思います。報告していない。

だけれど、この間、一般質問でありましたが、第三者に話をした。私から見ると、これ第三者に話をする前に告発者にすべき問題じゃないかなと。この告発した人たちは、自分の身が危ないかもしれない。あるいは、慎重にしてほしい。そこまで言葉にして通報しているわけです。そういう人たちにしないで、何で第三者にしたんですか、そこをちょっとお聞かせください。

○弓削管理課長 まずは、その通報者の方に先にあの時点でお話をする、御連絡をして本人確認をすべきであったというのは、もう本当にそのとおりでございまして、それをせずにということで、第三者ということでした。

で、第三者については、その検査結果を、お話をしている中でそういう話が出ましたので、結果をお伝えしたということであると聞き取りをしまして、聞いております。

○星原委員 今、課長は検査結果を聞かれたから、第三者に話したと。そういう人にこれは話すべき問題ですか。命をおびえてまで出した通報者に対してはせずに、第三者が聞けば、簡単に聞かれたから教える内容ですか。

○弓削管理課長 今ちょっとお話ししたところでございますが、直接的に聞かれたというよりは、そういう話題が出たというようなところでございましたとは聞いているんですが。それについて、お話しする内容かどうかというところですが、会社の調査で知り得た秘密にすべきような内容ではないというようなことで、結果だけを申し上げた。途中で知り得た財産であるとかではないというようなことで言ったというところではございますが、そもそもが、第三者にそういうお話をしたというところについては、慎重であるべきだったと考えております。

○星原委員 第三者が聞けば簡単に答えて、7月に弁護士に金まで払って、前会長と現会長です、都城の業者のトップです。その人たちが弁護士にまで行って、調査して報告してくれと言ったんなら、今、あんたが言われるようなことだったら、聞かれたんだったら、弁護士にもすぐそのような報告すべきじゃないですか。正式に彼らは県に対して申し込んでいるんです。聞かれたから教えたぐらいのことができる内容だった

ら、もう7月の時点ですぐ弁護士にそういうふうに報告すれば、業者の人たちにそれが伝わって、その7月の時点ではっきりするんじゃないですか。なぜしないんですか。

○弓削管理課長 その時点で、弁護士の方からの調査依頼というようなことでございました。弁護士からの文書の内容というのは、調査をしてほしいというようなことでございましたので、課としまして、今後調査をどうするかというところで検討はしていたところでございますが、実際にはっきりと3月時点のその結果、結果と言うのは、間接的に見れば、大建が土木一式で特Aになったり、舗装でAになったりというので、間接的にはわかるんですけども、そういうことをはっきりまずは申し上げてから、すべきであったとは思っております。

○星原委員 私は、あなたの言っていることは、はっきり言って信用できないんですよ。3月20日に問題なしと。そして、今言われるように、特AとAに上げた。そこまではっきりしていることを何で弁護士に言えないんですか。要するに、調査依頼が来て、検討することじゃなくて、3月の時点の判断がどうだったのかと。そういうことも含めて弁護士は聞いているわけなんですよ。

そして、あなたたちは、その後、全然調査もしないできて、報告も今までしないできていないわけじゃないですか。そういうね、もうここになってもそんな情けない答弁をしないで欲しい。

○弓削管理課長 その時点で弁護士の方にはっきり言うべきでございました。申しわけございません。

○星原委員 皆さん方のホットラインの中に、検査委員の遵守事項と、第8条の中に「検査に際して得た情報等の秘密を保持すること」と、

そううたっています。そこまでうたっているのに、第三者に聞かれれば話し、正式に申し入れた側には何も話さないというのは、どういうことなんですか。

○弓削管理課長 先ほど申しあげましたように、確かにその弁護士の方から書類をいただきまして、その結果についてお話をしなかったというところはございます。また、今後の弁護士の方の文書については、今後再調査といたしますか、それをしてくださいというような内容でもございました。そういうところでございます。

いずれにしても、ちゃんと申しあげられなかったということは反省しております。

○星原委員 じゃ、ここの中で出てくる第三者とは誰なんですか。

○弓削管理課長 個人が特定できますし、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○星原委員 そうやって個人情報だから、個人は控えさせてくれと言いながら、3月の、その第三者には、身の危険も感じるんで、慎重にしてくださいという告発者側の気持ち、矛盾するじゃないですか、今の答えは。聞かれたから簡単に話すぐらいの人だったら、誰ですと言ったって構わないでしょう。ここでちゃんとあなたたちは、自分たちのこのホットラインに書いてあるとおりのことを順序よく守っていけば、書いてあるのを私は読みましたけれど、いっぱいありますから、このとおりのいろいろ進めていけば、何も問題ないんですよ。新たにいろんなことをしなくても、このとおりの人たちでびしっと調査をし、そして判断していけば、何も問題ないと、私はそう思っています。それが、このホットラインの役割だろうと。

民間の人たちのいろんなことを全部チェックするというのは非常に大変だ。そこまで行かな

いから、お互いが牽制し合う、要するに、問題が起きないために、あるいは、そういうことがあったら通報されるということで、そういうことが起きないためにやっているこのホットラインですから、私はすばらしい制度だと思うんです。

だけれど、皆さん方がこういうのをホットラインで県民に出しておきながら、やることは全然なっていないじゃないですか。これは意味なさないです。自分たちで決めているとおりにやっていけばいいだけのことを、自分たちで崩しているじゃないですか。

私はやっぱり、あなたが言われるように、これは個人の云々だというのと一緒に、これも個人の命をかけて告発した告発者の気持ちになれば、他人に教えるべきことじゃないです。また、法律で守秘義務というのものもあるんです。どっかにありますけれども、守秘義務というのものもあるわけですから。そういうことを考えれば、いろんな角度から言っても、聞かれたから話すような。あなたは今、いろんなことを言った。そういう問題じゃなくて、全体として捉えて、まだはつきりしないうちに問題ない、この会社はいい会社だ、そういうふうに言った根拠があるわけですがね。

あなたに聞いても、その当事者じゃないから、報告を受けた中身だけでしか答弁できないから苦しいんだろうと思いますけれども、私が言いたいのは、さっき言ったように、単純に誰が見てもわかるような中身を、何にもなかったなんてことをやっちゃうから、こういう変な苦しい答弁になるんじゃないかと、私はそこを指摘しているんです。これだけのメンバーがいて、何でこんな、私が一晩で読んで、資料を見て気づくことを誰も気づかないんですか。わからなきや

誰かに聞くはずですよ。そしたら気づくんです。ここの中にはいっぱいいるじゃないですか、優秀な人たちが。今となっても、まだそういう言い訳というか、情けない答弁をする。もうそれだったら、スパッと男らしく、うちはこのように間違っていたと。だから、これは業者に対しても、県民に対しても、税金を使って仕事をさせているわけですから、ちゃんと謝るぐらいの気持ちのほうが私はすっきりするんですよ。ああだこうだ、ああだこうだと言われれば言われるだけこっちはむかむかするし、私も、はっきり言って、この1カ月半、県の皆さん方やいろいろな関係者の皆さんから連絡が来る。業者の皆さん方は、業者の皆さん方でもう議会に頼むしかない。議会はチェック機能、監視機能があるんだから、議会がしっかりして調査してくれと、両方からいろんな話を聞くたびに、夜はベッドの中で、これはどうやってうまく持っていっていいか、どう収束させたらいいのか、そんな毎日です。3月にしっかりして、簡単なことだったのを、何でそういうふうになったのか、今でも私はわかりません。

第三者に漏らしたんなら、そのとき漏らせば、そこで決着がついたんですよ。業者の皆さんが、いや、じゃ、我々のほうがうそついたことになりますよねと言われると、俺が調べた限りじゃうそついていない、あんたたちのほうが正しい。県のほうがおかしいよ。そう思っていますからね。最終的には8月27日に大建が正式に認めた。認めるはずなんですよ。だって、全てうそですから。でしょう、結果として。

それに気づかないというのは、あるいは、第三者に言った時点で告発者にも連絡していればこんな問題は起きなかったし、こんな話を皆さんとする必要もなかった。私はそう思っていま

す。

私のほうからは以上です。

○後藤委員長 関連してありませんか。

○坂口委員 今の、ずっとメモリながらやっただから中途半端になるけれど、まず、経審の評価点のことですけれど、一つには、W評価と言われる、具体的には建設機械の保有状況とかですよ、それから、技術力と言われる、あれはZ評価になるんですかね、について確認をとったのかと言われる。

そしたら、今月以内と言ったか、1週間以内とかで確認して、場合によっちゃ取り消し処分までいくんだというようなことを答えられたけど、結局、経審では、ああいった重機類の保有となると、審査日を含めた1年前までの保有状況ですね。具体的に言えば、その前の検査を受けた日とか有効ですよという、そういった機能が果たせる建設機械なのかという確認を、その1年前にとってあれば、いわば決算のときに、しっかりしたものがあれば認めるんですよ。極端に言えば、次の日、その機械がなくなっても、この評価は1年間有効なんですよという中で、具体的に、じゃあそれをどうやって確認されるのかということ。

今行ってから、ありませんと言われたって、そのときはありましたという証拠書類しかないわけですよ。また、それがルールなんですよ。毎日毎日これを点検していくとなったら、それはもう、とても物事は進まない。だから、性善説に立った大原則というのがあるんですよ。この経審と建設業法の間には。

だから、言っていることは信用してあげましょう。信用できることを前提に、それをルールに従って、客観的に評価をして評価点をやっという。その点数を処理することによって、最

最終的に経審の点数が出して、経審の点数は、今度は各都道府県、県発注の工事に関してもなる。そこでまた、そこが決める物差しに合わせてランクをつけていくというのが、まず基本的にありますよね。

そんなことをやったら悪が得するじゃないかという心配、当然ありますよ。性善説と言ったって100%そうじゃないかもしれん。じゃあ、どこで抑止をかけるのかというのが1つあると思うんです。その抑止力というのはどこにあるって考えられていますか。

○弓削管理課長 それにつきましては、監督処分を、今回も営業停止であるとか資格停止であるとか、後、該当すれば初めてであります取り消し処分であるとか、段階的にといいますか、いろんな期間を定めて、非常に重い処分というようなことがございます。それについては、建設業者が年2回集まるそういう研修会でも、時間を割いて、条文であるとか、例示であるとか、非常にそういうもので抑止を図るといいますか、知っていただいて、当然やっていただければいいんですけども、周知しているところでございます。

○坂口委員 先ほどの、まずW評価での建設機械の所有状況とか、技術力での技術者の数の確認、資格の確認、技能者の確認、こういったところについて、これから調査をするといったときに、具体的に、そこにさかのぼって、いるいないが判断できるのかどうかということ、そのときいたけど、今いなかったじゃないか。それは処罰対象になるのかどうかということ。そして、このことに対して、法的に、相手に指示なり指導なりができるのかということ。

○弓削管理課長 委員が先ほどおっしゃいましたその時点、いわゆる審査基準日時点であるか

ないかというのが評価で、それに対して点数が来ているというところでございますので、それに対して、後で確認はもうとれないと思うんです。なので、それについてはもう、処分の対象ではないと思っております。

○坂口委員 だから、今答えられたのは、我々が聞いていると、もう一回やっていって、今度は機械がなかったぞとわかったら、それはちゃんと処分して適切に対応するんですよと言うけど、そのときにやった評価点数というのは変えようがないんだということです。特に、このW評価と言われる部分、社会性とか技術力とか言われる。

経営力あたりについては、うその残高とか、あるいは借入金というのが銀行などで証明されれば、それはやれますよ。でも、そのほかの評価というのは、その時点でそれが整っていれば、性善説に立って評価をしなさい。もし、うそがあったら、それは徹底した重い罰を、会社を潰すぐらいの罰もありますよということを、やったことの重さによって課しなさいということ。そのことをやっぱり抑止力として働かせるために、経審の審査書類を送ってくるときの、こちらから出す通知書の中で、そのことは文書で示すようになっているはずですよ。

これは大事な審査なんだと。受注につながる大切な審査なんだ。絶対うそはだめですよということ。うそやっちゃ大変ですよ。うそやったら、こんな罰が待ってますよということは、口頭じゃなくて文書で示して経審を始めるはずですよ。そこはどんなになってます。

○弓削管理課長 そのような形でやっております。

○坂口委員 ですよ。それで、今話を聞いていると、今回、場合によっては取り消しもあ

り得ますよということですよ。取り消しをやる場合には、これはもう、再起不能になるぐらい重い処分ですから、一定の範囲というのがあると思うんですよ。

同じ犯罪でも執行猶予あるいは禁固、罰金から、終身刑あたりまで、いろんな幅があるように、これだけのことをやったら取り消しちゃうよという一定の尺度、これは全国统一じゃないけれども、県は県として、ぴしゃっと定めたものをまず持っていて、そこに乗っけると思っています。それで、取り消しという発言がたびたび出てきますけど、代表質問でも出たかな。一般質問でも出たかな。そこらについてはどういうケースが取り消しになるのですか。

○弓削管理課長 資格取り消しにつきましては、建設工事等入札参加資格審査に関する要領にまず定めておまして、その中で、4項目定めております。

その中では、1つは虚偽または不正な方法で受けた格付の等級が、不正を行わなかったほうよりも上になってしまったときとか、数値、いわゆる経営審査の総合評価点が、虚偽と不正を行わなかった場合に対して10%以上高い場合がありますとか、最後は、3年以内の経営審査について2回以上といいますか、そういう虚偽を行ったという場合でございます。

○坂口委員 理解不足というか記憶というか、僕が思っていたことに違いがあるのかわからんけど、2回やってたら取り消しの対象ですよということ。1回目のときには、取り消しまでいかないというルールじゃなかったかなと思うんですよ。それとも、1回でも、やっぱり取り消しがあり得るのかということ、ランクが上に上がっていた場合は、もう取り消しの対象になる、本当ならBだったはずがAになると取り消しの

対象になりますよというのか、それとも、ランクを上げるためにやる行為——常識的にはそうだと思うんですね、それをやった人は、もう全て取り消しになるというのか。今、ちょっとその区別ができなかったもんですから。取り消しになるのは、3年以内に2度同じような行為をしたらもう取り消しをするんですよ、それに値するんですよというルールだったような気がするんですけど、そうじゃなくって、1回目でも、ランクが上がってれば、取り消しになるという解釈なんですかね。あれは、たしか都道府県ごとに違ってたと思うんですよ。

○弓削管理課長 そのルールで定まっております。

○坂口委員 そのルールというのがわからないから聞いている。

○弓削管理課長 それについては、1回目でも該当する場合には、取り消しになる場合があります。

ただ、大建で一番可能性があるのは、委員おっしゃったように、その経営審査において虚偽不正があつて、経営審査は1年に1回ですけれども、それを複数、不正を行っている場合には、取り消しになるというようなことでございます。そこが委員のおっしゃっていることだと思いません。

○坂口委員 そう思ったんですよ。年1回の経営審査を、3年以内だから3回の審査の中で2回やった場合が複数という解釈。ただ、ランク付というのは2年に1回しかないということで、そこにずれが1つあるんですけど、経審で言えば、2度の審査でごまかしてたなという。だから、それが今回、当たるのか当たらないのかという説明で、今まで一切、本会議も通じなかった。取り消しもあり得ますよということ

だけ。

それから、ランクが上がってしまった、下がってしまったというのが、せんだってからずっと出ている、かなり大きい工事まで受注したやないかとか、そのおかげで下がったやつがおるじゃないかとかいう、これは深刻な問題です。

だから、大切なこと、これも一切、知事があれだけ答弁して部長も立たれたけど、この水増しがなかったらランクが変わってたんです、あったから変わったんです。具体的には、土木一式がAだった人が特Aになってしまったんです。

じゃあ誰かが、特Aだった人が1人落ちてしまいました。特Aになったことで大きい工事が受注できました。そういうことになるのか、舗装はA、Bですね。だからBに落ちこちた人がいると。いかさまやって上がったから。犠牲者が出たのか出ないのかというのと、もともと、この前からの水増し工事だか完成工事だかですかね。だから、X1の数字が数千万、数億違って、あるいは下請けを含むようなやつだから、こここのところは何の技術力になるのかな。下請まで含めた工事高というのは。

そういうものが上がっても、この前の舗装で百何点ぐらいと言われたですか。それを、全体をやっていって、それぞれWXYZの案分に従ってやっていったら、経営事項審査の総合点というのは、二、三十点ぐらいの違いだと思うんですよ。そうなったときに、変わるような立場におられたとすれば、これは物すごく深刻ですよ。

しかし、この前からずっと言われるのを聞いていると、合計点数が少々下がっても、まだまだぶら下がりどころが、ある程度のところにおれる点数じゃないかなという気もするんですけど、水増しがなかった場合、そして、さっき言っ

たように、機械とかそれという書類が整っていれば、もうそれ以上やるということは、そういったことをする行為自体にちょっと制限がかかるかもわからないです。確認のしようがない。それでよしとされている。

それには公的な証明書がついてくる。所有してますよという固定資産上の登録、あるいは検査受けましたという運輸省ですか、陸運局ですか、そういったもの。だから、それは確認しても事実でしかあり得ないし、なかったからといってペナルティにはならないし。そういうことになると、今の水増しですけど、これがあってランクが上がったのか、なければ上がってなくて、ランクがそのことによって違ってきたのかというのはどうなんですか。

○弓削管理課長 まず、大建については、おっしゃったように、一番問題になっているのは舗装でございます。後は土木一式、この2つが、ランクが4月1日に上がったということでございます。

まず、舗装につきましては、大建が1,230点、今でございます。これ若干試算ですが、民間工事を全て除外したらと委員おっしゃいました。それで引きますと、約29点ぐらい減るのかなというところでございます、そうしますと1,201点という数字になります。

一方、比較する対象としましては、Aが一番上でABCで今、BからAに上がった。じゃあBの一番上の業者さんよりも上でないといけなわけですけども、それにつきましては1,120点でございますので、これについては、80点程度の差があるということなので、これは、いわゆる民間工事を抜いてもAのまま上がっていたということでございます。これはあくまでも、委員おっしゃったように、ほかの要件は変わらない

い。完工高の試算をしているというところがございます。

あと、同じような計算をしますと、土木一式については、1,283点でございました。それで、これは特Aでございますので、Aの一番上の点数が1,257点でございます。いわゆる、民間工事を除外いたしますと、1,268点ぐらいになるのかなということがございますので、10点程度上かな。これにつきましても特Aのままであったかなということがございます。

○坂口委員 民間工事を全て除外となると、すぐ安全圏に入ってしまったと思うんですね。かたいほうからすると。具体的には、実際受けた民間工事もあるわけですよ。でも、全て除外するとなると民間0とカウントするから、完工高も、あるいは技術力のところで見ると、下請けまで含めた完工高もそれ以上あったということだから、この点数は、これを判断でもかたい数字だと思うから、具体的にはランクは変わらなかったということですね。水増しをやらなくても、舗装も土木一式も。

○弓削管理課長 おっしゃるとおりでございます。

○坂口委員 これを聞いたのは、これはすごく重大な問題で、こういったことを、僕は本会議のときにちゃんと答弁してほしいんだけど、これがあってたら、だれかが犠牲になってたんですよ、本当に。Aでおられるはずの人がBになってたんです。特Aでおられるはずの人がAに下がってたんです。

そうすると、この前言われた3億何ぼという工事は、この大建には、それを競争にいこうという資格すらなかった工事があるかもわからない。7,000万円以上とかがあればですよ。その工事をどうするのか。契約解除するのか。再入札

するのか。出来高についてはどう考えるのか。前渡金は渡している。前渡金を渡していたら大建がやられるらしいよというのは事前にわかる。必ず差し押さえられますよ。仮処分とります。県が出した金、返ってこないですよ。

そういう深刻な問題を含んでいるから、ここはやっぱり、県民に安心・安全を与えるために、水増しをしなくてもランクは変わらなかった。そして、受注した中に、指名競争入札の受注があったら、また別ですよ。ランクが下がってなくても、今度は選考順位の上位14社の中に、そういった評価点というのが入ってくれば外れた可能性がありはしないか。

しかしこれは、一般競争入札によるものです。ですから、大建の積算能力がたけてたんです。入りたい人は全部来ているんです。だから、排除する理由にもなってません。後は、技術力の高さで受注できましたということで、これについては認めてあげるべきだと思うんです。そして、ほかの人を犠牲にしている受注でもないと思うんです。そこら辺についても、やっぱりこれは本会議でしっかりとやるべきです。そこをどう考えられます。

○弓削管理課長 いわゆる、現在の受注しているものについては、そういう能力、Aのままだったとか特Aのままだった。いわゆる、ランクが上がった状態であるということで、そういう能力を備えたところで受注をされているのかなというふうに考えております。

○坂口委員 されているのかなとか能力じゃなくって、結果は変わっていません。水増しをやらなくてもこの結果に終わってました。本人にとりに行く意思があればということ。そのことをはっきりしてないと、そこがグレーなんです。水増ししたからこの工事をとってたんだっ

たら、それは返させないかんじゃないか。だれかが犠牲になってBに落ちたらAに上げないかんじゃないか。そして、その間の補償をしてあげなきゃいかんじゃないかという話まで、今後展開する可能性がある。

そういった余地は全くないんだということ、ここのところをはっきり言っとかないと。まず、水増しをしてもしなくても、ランクは変わらなかった。本県の場合は、金額とランクが入札参加条件の1つになっている。

一般競争入札というのは、経審の点数は関係なくランクで入れる。後はいかに最低制限価格に近かったか。いわば、有効な価格の中で一番安い人が誰だったか。それと条件つきだから一定の条件を満たしている。これで決まるから、結果的に変わってませんと、水増しをしてもしなくても。

そこをはっきりしとかないと、これは県民に情報提供しなきゃいけない一番大切なものの1つだと思うんです。だからそこをはっきり、思うとかそんなんじゃないかって、こうだということを書いてほしいんです。

○弓削管理課長 今の工事、一般競争入札で持たれているということで、委員おっしゃるとおりであるかと思えます。

○坂口委員 だから、僕がおっしゃるとおりじゃだめなんですよ。やっぱり執行部が責任を持って、県民向けにこうだということを発信しないと、僕がおっしゃるとおりと言ったって、僕はいろんなことを言いましたよ。どの部分についてのおっしゃるとおりを言っているのか。

○弓削管理課長 いわゆる、完工高の工事を抜いても土木一式は特Aであり、公共工事の舗装工事についてもAであるということでございますので、そういう工事を抜いてもそうであると

いうことは、今の資格審査で得た等級について、適正に行われているというようなことであろうかと思えます。

○坂口委員 確認しますが、具体的に舗装で1,201点だったですか。民間工事を全て外せば、土木一式が1,257点と言われているんですかね。その点数であったにせよ、今回の受注はやっぱりできてたんだということ。

だから、具体的に言えば、僕はこれ尋ねたのは、その工事を解除に持っていかどうかの判断が、今後迫られるなど思ったから、その入口の前の条件として聞いたんだけど、そのことは検討には値しないという安全圏にあるんだということで、僕は確認しても問題ない、間違いのないわけですね。

○弓削管理課長 そういう点数で、現在のランクでありますので、間違いのないということでございます。

○坂口委員 それからもう1つ、僕らがかかわる問題で、今、星原委員も、いみじくもそれ言われたけど、第三者というのについて、僕の周囲の人から、あれは県議会議員かなんかが口きいたとやとか、県のOBがおっとこ辺がそんなことをさせるんじゃないかとかいう話がある。土木に詳しい人から出るんです。

県議会議員は僕もその中の1人なんです。だからそれは、やっぱり名前を特定すべきです。公表すべきですよ、第三者と言われる人を。それがどうしてもできないんなら、坂口博美じゃないということをご自分で教えてください。

考え方としては、第三者の中の1人に僕も含まれるんですよ。やっぱり、こういうことがあると、また県議会議員が口ききでもやったっちゃる。OBか現職かがそげな便宜図ったっちゃるかいか言われるけど。僕の希望としては、第

三者の名前を出すべきじゃないかなと。何の問題なく。それは執行部の事情で出せないとなれば、坂口博美は違いますよということを、僕は除外してほしいなという。

ここで、そういった私的なことまで言うのはどうかと、品位の問題もあるから。でも、それは十分頭に置いておいてほしいな。第三者という発言が出てきたということ自体が、大変なこれは、後々に、いろんなことを含めた人物の表現の仕方だったなと思うんですね。これは答弁のしようがないし、何か困った顔されたから、次に進むとしますけど、さっきの処分の話が出たように、会社を倒産させるようなことなんですよね。

そして、今回の場合は何のメリットも、とにかく、受注に対しては、本人は大きい仕事が欲しかったと言われてるけど、それに貢献した水増しもまた、今のところないですよ。

意味がわかりますかね。水増しをやらなくっても、大きい仕事はとれてましたよね。だから本人が、何の目的でこんなリスクを冒したのかなって、ちょっとその目的はわかんないんですけど、会社潰す目に遭う危険性をやりながら、あえてそれをやったという、その目的と価値観ですか、工事で言えばビーバイシー。

わかんないんですけど、それでもあえてやったということ、それと、会社を潰すような罰が待っているということは、僕はやっぱり、性善説に立って言われるがままでいいのかなと。

具体的に、ほかにそういうことをやっている人がいないのかどうかと。いたら、運が悪かった、捕まったで済ませるもんじゃないんですよ、これは交通違反みたいに。罰金納めて終わりというやつじゃないんですよ。

交通違反も、本当はやったの、全部摘発せな

いかんけれども、そこらのところは、とにかく見せしめ的にやっていって、抑止力にしようというので、理解ができない部分じゃないけど。そうすると、僕は全部調べないといけないと思うんですけど、公平性、これは人間で言えば、死刑を宣告されるような、刑罰を伴った悪事なんですよ。それを運が悪かったから捕まったわとか、あそこには県が厳しかったもんな、週三入ったもんなでは、僕はいけないと思うんですね。

さっき言ったように、経営事項審査のときの通知の中に、お宅は何時にやりますよとか、書類を出してくださいとか、あるいは、講習をやる時に、物すごく重い罰が待ってますよと、違反やったら、立ち入り検査を我々がやって、確実に摘発するよということを言われてるわけだから。しかし、それが抑止力として働いてないから起こった。何のメリットもない、会社を潰すリスクを負ってまで起こしたということは、安易にやれると思っとられる可能性があるんじゃないか。

ほかにも、さっき言ったように、これが上がったからうちが下がったとかいう、すれすれにいる人たちとか、もっと言えば、指名競争入札のときに、経審の点数が多いと14番目に拾ってもらえる可能性が出てくるもんなと。なれば、何回に一回かは拾えるもんなとか、2回連続で拾ってもらえるもんなとか、いろんな思惑、それぞれあると思うんです。

そしたら、そこでばれない、見つかった人もいない、ほんならやったがましよというようなことが働いているものがあるとすれば、これはやっぱり、県は、性善説に立って申告主義の、忠実に評価だけでは済まない。脅しの文書だけでも済まない。実際に全社を公平にやらないと。

運がよかった悪かったでは済まされない問題だと思うんですけど。

ここらのところを踏まえたときに、例えば今おっしゃられた、こんな書類だけで、俺ならいかさまだとわかる、それも見抜けんのか、技術屋さんと言われるけどと。それだけ技術力が低下するのは人不足だと思うんです。もう技術を教えてもらうだけの余力も県土整備部に持ってない。そんな中で、今のような立ち入り調査ができるかという、物理的に不可能とわかって聞いてるんですけども、その問題をどう捉えられます、今回の問題。

運が悪かったわ、潰れたわと。ほかにはぬくぬくしているのがいっぱいおるわけよなど、疑いを持たれたまま、このまま進まれるのか。あるいは、業界に対してこのことは、我々ができる限界はここまでだという範囲のもとで、だめだぞということをやっていく。そして、大建にも、俺だけが運が悪かったわというようなことで、恨みつらみを業界なり県に対して残させない。やっぱり、県というところは公平だよな。悪をやった俺が悪かったと思わせる。

そこらの判断というのは、これはきょう、答弁できないかもわかりません。物すごく難しい問題で、でもこれは真剣に検討すべきです。ここは、あえて部長に今後の考え方とか、もちろん、今の反省の中にあるかもわからないですけど、これを1つ聞いておきたいということと、いっぱい起こる土壌ってあるんですよ。

例えば、経審の完工高をさっきから問題にしていますけど、まず、元請については、全体、受注金額の中の7割まで達したら、その後というのは、もう記載しなくてもいいですよとなっているでしょう。完成工事なんかの実績工事は金額7割、そして、残った3割弱のものについて

は、民間の工事とごったまぜにして、そして、金額の大きい順からまた、今度は下のほうのX1評価ですね。挙げてくださいよと。またそれが、受注した管理を含めた全体の中の7割を超したら、もうその後は記載しなくてもいいですよというのが1つある。

そこで記載すべきで、足りなかったときは、今度は500万円以下の簡易な工事についても挙げなさいよということ。7割に来たらそれでいいですよということ、簡易な工事は、あれは10カ所まで挙げたら、後はもういいですよ。だから、たくさん、そういうようなものを持っている人たちは、専門工種のほうに持っていきますよね。これは本当なら、とび・土工で挙げるべきだなと思うけど、それをほかのもので持っていったり、そういうことができるんですよ。

だから、これは徹底してやって、厳罰を処すとなるんだったら、これは国交省の考え方とルールですけど、これも改めないで、どうにでもなり得るとというのが1つありますよね。

ここは考え方聞かせて、そういったような問題を含んでいる経営事項審査のあり方だということ、疑問を感じられておるかということも含めて、さっきの今後の悪は許さないよ、しっかりうそは言わせないよというものをどうやるかというのを、体制の強化か見抜く力の大きさ、これを含めて、それを取り扱う行政書士事務所ですね、そこらまで徹底しなきゃだめだと思うんですよ。それが1つ。これは答弁はできればいいです。

この次は、答弁いただきたいんですけど、例えば、専門工種の実績届けに行って、総合評価になると、工事経歴というのとか技術者、会社と配置予定技術者との工事実績が要りますよね。

それで、のり面でもいいでしょう。アンカー

でもいいでしょう。それからPCでもいいでしょう、PCはアンカーになってくるけど。そういったものの工事経歴のところと経験者ですね、技術者のところで、私は経験がありますというときに、あんた何の工事でやったと言ったら、あそここの3億円の工事で、その部分が5,000万円の工事でしたと。アンカーならアンカー。

ああそう。5,000万円以上の部分はなかったのと言ったら、いや、この工事が1億円ありましたと。これ主たる工事じゃないわ、実績として認めないよと。3,000万円の工事を受注した。その中で何が一番大きかったと言ったら、アンカー1本打てば、1,000万円、1,500万円、2,000万円です。それは、主たる工事やなど。

ところが、アンカーの複雑さと難易度と、そういったのを見たら、こちらのアンカー工事のほうがはるかに技術を求められるもんだった。こちらは簡易なやつだった。でも、それは工事実績として手も出ないんですよ。こういうルールも見直していかないと、ここにも公平性がないんです。

そして、主たる工事というのは二転三転してきますけど、特に、丸投げ防止、下請関係で、主たる部分を出したときは、これ丸投げだよというのがあった。それから、これは工事金額が小さいからとか、道路の改良なら改良で、舗装部分は主じゃないよとか、いや、舗装が主だよとか、金額がこれが一番太いから、これはだめだよとかいった。

それがいつの間にか変わって、実質的な関与をやってれば、全部下請に出しても、それは丸投げとは言わないんですよとか、二転三転してきてるんです。だけでも、それが受注につながる決め手になって、参加すらできないというところにつながる、その軽工事経験とか主たる工

事の解釈ですね。

僕は、今の県ので統一されているかどうかちょっとわからないまま、僕が知っている工事と言うんですけど、いや、これはこれより大きい専門職種はこの中に含まれてるわ。だから、これはあんた、経験として見られんよ。難易度の高いもの。小さいような工事で、それは、一番その部分の工事費が高かった。これは一番高いから主たる工事ですね。それで参加資格を与えた、与えない。極端に言ったら、造園工事だつて、何か擁壁をやってから、PCで出そうとするれば、PCで出せるんですよ。

さっき言ったように、それが500万円以下の簡易な工事で、たくさん流れるものがあったって、もう10個で打ちどめでいいですよとなったら、その他の工事で挙げれば。とてもそこまで、経審のときに目は届かないです。幾ら目がたけてる人でも、それは見抜けないものです。幾ら技術力でそれを抑止していくと言われても。

こういった問題いっぱい含んでいるんです。だから、それをどう整理していかれるかですけど、今の主たる工事と総合評価に対しての入札参加資格あるいは条件つきでの指名とか一般競争入札のときの資格の経歴の考え方ですね。これは、今のままでいいと思われませんか、県のやり方。

○瀬戸長県土整備部長 まさに経営事項審査に関する件でございますけども、今回の案件が非常に大きな問題になっておりまして、本当に申しわけなく思っております。

経営事項審査は、建設業担当で今、職員が5名、6名で行っておりまして、先ほど、坂口委員が言われましたように、全件を調べるというのは、物理的にとても難しいという状況がございます。

そういう中で、平成20年にホットラインという仕組みができたわけなんですけども、これを一番有効に使うことしか、私たちとしてはできないのかなと考えております。

今回の案件も、業者さんからの話が発端となって出てきた話ということも聞いておりますので、各地区協会がございます。その地区の協会の中で、どうもあそこの会社はおかしいよねとか、そういう話がもしあったときに、私どもの管理課のほうにホットラインで連絡をしていただくと。

今回、話を聞いておまして、私も一番まずかったなと思っているのは、通報者を大事にしてない。通報が2月末にメールで管理課のほうにあったんですけれども、通報者の立場に立った検査をしていないというのが、一番まずかったのかなと考えております。

今後、どういうホットラインが来るかわかりませんが、今後は、通報者の立場になって、通報者からどういうことなのかというのを、まず聞き取りをして、それから調査に入るということが大事なのかなとつくづく思ったところがございます。

あと、総合評価の主たる工事の話がございました。

これはもう、以前からいろいろと問題になっておまして、今の取り扱いとしましては、主たる工事は直接工事費の中に占める割合が一番大きいものが、主たる工事としてカウントしていますということです。

ただ、言われましたように、業種によっては、土木一式の中に入っていたりとか、いろいろなケースがあると思います。工事もなかなか、先ほど言われましたけど、アンカー工事とかで言いますと、工事自体が、年々減ってきているのか

なという気がしております。

その辺の取り扱いもちよっと、きょうの時点では何とも言えませんけれども、今後検討していく材料の1つかなというふうに考えております。

○坂口委員 直接今回の事案と関係ないけれども、公平性というのが絶対必要だなと思ったときに、例えば実績づくりのために、分割して地域の業者に実績をつくらせるという。1本で出せば、七、八百万円の簡易な工事を、3つぐらいに割って随意契約でやっている。それで工事実績をそこは持って、堂々と大きい工事に進出する。

さっきはだれかが被害を受けるんじゃないとか言うけど、そういった小さい工事細々くっている人たちがやられるんですよ。それは1つの業者育成という観点からいいかもわかんないけど、納税者の観点から言えば、小さい工事をさらに小さく3つに割ったら、経費率の問題は、同じものをつくるのに物すごく高いですよ。しかも、素人にやらせているわけですよ。そこでそれだけの監督ができるかという。

これはやっぱりもう、とめるべきだと思うんです。実績づくりのために、あえて1本でできるものを割る。しかも、工期だって何だって、同一でできるものを割る。理由がない割り方ですね。工期が長くかかってしまうとかですよ、3つに割らざるを得ないと、道路なら交通制限の関係上、それはわかるんです。しかしながら、参加できないから随契で実績つくらせて育成するというのは、これは全県下やればいいけど。それが1つです。

今度は、常に批判する側になったり、擁護する側になったり、業者の身勝手さというか、そういうところがたつのがK値の扱い方ですね。K値が外れた直後に発注されたり、あるいは、

直前に出されて、我慢しててから、3日後なら、うちはいけとった可能性が物すごく高いと、これも不信につながっている。ここに何か恣意的なものがあるんじゃないのという土壌。あるんじゃないんですよ。ないんですよ。わかってて言うんですよ。

だから、そういうものもなくしていかないと、県もあんなことなら、俺達もばれんならやったほうがましよという土壌は消えないかもわからないなあという心配事を1つ持っているということですね。

これは、そういうことがありますよで終わらせるけど、もう1つは、支店・本店登録です。支店・本店登録については、そこが本当に支店としての機能、あるいは営業所としての機能を果たしているか、果たしてないかなんですよ。看板を上げてあるか上げてないかじゃないんですよ。

ところが今、具体的には言わないけど、看板を上げて電話を置けば通用するような実態があるんですよ。だけど、こういったものは、仮に建築住宅課に聞くと、1級建築士事務所ですよ。これは立ち入り検査もやりますよね。本当にそこに1級建築士が常駐しているのと。必要に応じたらやりますよ、それも通告なしでやりますよね。抜き打ち立ち入りを。

だけど、今度は土木工事のほうになると、看板が上がってれば、今、携帯電話、転送電話、いろんな方法があるわけです。そして、検査に行きますよって。鍵あけんならんからなんて言うたら、その日、登録した人が来てればいいわけで、これらも徹底しないと、ここでも不公平が出てきますよ。

今後、監視をしっかりとやって、厳しい処分をやっていくんだと。今回の処分というのは、ど

こを出されるかわからんけど、前例になりますから、こんなケース初めてですから。そこらも長期的、総合的に考えて、よほどのことを考えてやっていかないとだめだということですね。これについてはちょっと答弁が欲しいんですけど、どんなぐあいに今後取り組んでやります。こういったものの確認ですよ。

○弓削管理課長 いわゆる、実態のない営業所についてでございます。これについては、さまざまな確認を行っているところでございますけれども、いわゆる新たな営業所の設置についての確認については、業者が届け出に際して、建設業法が定める選任技術者の確保等を始めている要件について、各土木事務所などで確認を、まず行っているところでございます。

営業所の設置に際しては、写真の添付についても、ほかの県は添付を義務づけないところもあるんですが、本県については写真の添付を義務づけているところであります。まずは、そういう実態がないというようなお話があったときには、立ち入り調査をしていくというのは当然のことでございます。

○坂口委員 実態はあるんですよ。事務所ここですと。看板も上げてます。写真はこれです。それ、実態じゃないんですよ。機能しているかしてないかが実態なんです。その確認をやってますかというのと、そこで疑義が生じたら、どういう調査をやって、認定しているかしてないか。それがないんじゃないかと、そういうのを感じますよということです。

○弓削管理課長 これについては、今のような立ち入り検査というようなことで、やっていこうと思っております。いわゆる、本当に細かく各地域、その事務所に随時行ったりして、検査まではしていないところでございます。

○坂口委員 だけど、建設業法しっかり守っている。やっぱり悪は罰するという方針でいくんだったら、これは大変なことですよ。地元業者と同じ扱いになるんですから。総合評価なんかになったら、そこは圧倒的に強くなるんですよ。これはすごい深刻ですよ。もろに受注につながりますから。だからあんまり能天気なことは言てられない。

どうやればうそが見抜けるか。本当にそこに常駐させているか、専任技術者かな、1級持ちですね、支店、営業所をよそに出すとき。そこはしっかり。名義ならどンドン出せますよ、うちのこれ置いている。しかし、その人が本当にそこにいるのと。電話かける。転送で、今ちょっと外出してましたという。だから、抜き打ちで見るべきですよ。そこに電気がともっているか。朝ちゃんと来ているか。そしてそのレポートなり何なりをやっているか。それやらないと、悪が得しますよ。

これ、事務所を1つ置いて、そこに人を1人張りつけるといったら、相当な経費ですから。だけど、それをかけてでも、例えば、地域性を問われる総合評価だったら、そこで4点もらえば、圧倒的に強いですよ、入札は。競争相手が手を出さないくらい強いです。2点にしても、やっぱり同じです。0.5点が物を言いますから。

これはやっぱり徹底しないと、さっき言ったように、建築住宅課では、1級建築士の登録事務所にちょっと疑義があった場合は、予告なしで立ち入り検査をやるんです。そこに本当に設計士がおるかどうか。機能しているかどうか。これはやっぱり横並びでやって、罰するならそこをやらないと、何も水増しだけを対象にして厳しくやったって、これはむしろ問題です。それが1つですね。

それからもう1つ、第三者、第三者と言われることで、やっぱりこれも本会議で答えが出てきてない。そして、第三者の相手方の情報漏えいだ何だと言われるけど、県庁の職員を意味していると思うんですね。県庁の職員に、そういったような法律に違反する違法行為というのがあったのですか、なかったのですか。

○弓削管理課長 それについては聞き取りをいたしまして、結果を伝えただけというようなことをごさしまして、いわゆる、地方公務員法に当たる秘密に当たらないというようなことで、聞いております。

○坂口委員 答弁を何度も聞いていてもわからないから聞くのは、その方が頼まれて、不正があつてなことを知りながら、不正がなかったよつて、そういった法律違反をやったのかということですよ。そういう事実があつたのかなかつたのか、まず、それは担当というか県のほうに。

だから、手心を加えたのか、あるいは目をつぶつて、問題ありをないとして処理されたのか。そのところどうなんですか。これは本会議で知事が答えるべきだし、知事に答えさせるべきですよ。ここが一番肝心なんですよ。まだ、グレーゾーンですよ。

あつたかなかつたかをちゃんとして、本会議というところは、絶対うそが言えないところですから、これは永久保存ですから。そこですよ。

○弓削管理課長 管理課としましては、いろんな不正が見抜けなかつたというのはあつたと思うんですが、もう本当に。

○坂口委員 そういうことを聞いてない。

○弓削管理課長 もう本当に見抜けなくて、そういうことは、いわゆる見抜けなくて行ったということ。

○坂口委員 わからなくなるから、そんな答弁

じゃだめですよ。見抜けなかったというのは、不正でも法律違反でもないです。技術力不足ですよ。知ってて隠したのかどうかですよ。一般的に、いわゆるもみ消したのかと。何もありませんよとやったのかと、これは犯罪ですよ。だから、そういう行為をやったのかやってないのかという。

○弓削管理課長 そのような行為は一切やっておりません。

○坂口委員 そこが一番大事なところ、なぜ知事に答弁させないのでですか。謝罪はしたけど、そこ言っていないじゃないですか。

まだ会期続いて、本会議ありますよ。必ずそのときに、知事の口から不正はなかったんだと。でないと、我々も恥ずかしいですよ。チェック機能がなかったということになる。

あわせて、第三者は口ききをやったんですか。口利きも防止するという条例やってますよ。この条例に違反するような行為をやった議員なりOBなり職員なり、あるいは一般の県民なりがいたんですか。

○弓削管理課長 この件に関しては、いなかったということです。

○坂口委員 それもはっきり答弁させないと。何ら問題はなかったやないですか。違反もやっていない、口利きもやっていないというので。情報漏えいというのは、口利きから始まったり、もみ消しというのも口利きから始まったりです。そこをしっかりとやらないと、何てつまらん答弁ですか、知事の答弁というのは。謝罪だけは年に何回もやったり。そこをしっかりと本会議中に答えさせてください。これはもう、ここで約束をしてください。口利きはなかったと、職員は犯罪も何も犯してないって、ただ技術不足だった、これに対しては何度でも頭を下げる。しか

しそれは、こうやって今後は改善していく。

星原委員が言ったようにあの書類を読んだだけで、これはおかしいなとわかります。民間工事でこんなのあるのっていうので。

だから、それがもっと技術力があって、しかし、これをやったってばれりゃ、こんだけの大きな処分が待っているのに、何の得もないのに、これはやっぱり自然だなと考えたかしらんけど、それはかなりな経験を持って実態の経済とか、経営とかがわかった人しか見抜けない。

やっぱりこれはおかしいと、平米あたり。国道10号あたりの主要国道の三層舗装ですよ。5センチ、5センチ、5センチの単価ですよ。

だから、これは国道並みの、あるいは飛行場のエプロン並みの工事はせんわなって。それはせめて技術者を名乗るなら。しかし、完全にそれが対応できるようにすると言われるけど、果たして今の技術者の数で大丈夫かな。自分の現場で指示書すら出せないような実態、そして、それを改善しようにも、指導者がつけられんような、適正な定数か何かわからんけど、こういった人員配置の中で果たしてやれるのか。

きのう申し上げた推進機構あたりとの連携。せつかく三十何年か培ってきた技術を、まずは推進機構で、今度は第2の奉仕として県民に対してしてもらおう。しかしながら本人は生活がかかっている。生活が満たせるような報酬をあげられていないということで、これは人事も含めてですよ。それが総合的には費用対効果を見ても、県民に大きな利益として還元できるという理論立てができればやるべきと思うんです。

今のこういったことで、善処していきます、対応します、今後二度と犯しませんという約束をされたのを履行するためには、そこがなかったらできない、また同じことをやると思うんで

す。

そしてもう一つ、きのう商工観光労働部のエー・ピーカンパニーのKONNEの問題でやったんですけど、ここも本当に薄氷踏むようなことで踏み割れたから逃げたようなことをやってきているんですね。それはエー・ピーカンパニーに設計料、工事費委託料を出そうとして、ようやく何とかうまくぐり抜けているんでしょう。そこから先は僕もわからんから聞かんかったけど。

これは、建設業違反の500万円以上の工事をするものは民間であろうとともか、ましてや公金をするためには、毎年経営事項の審査と県に指名願いを出して、ランクがつけられてとか、契約的な、そんなのも今回やろうとしていた。

ところが、商工観光労働部も昔、ひむか神話街道の看板を立てるときに前科が1回あるんです。高千穂で名簿登録されていない業者に発注してしまった。契約も終わっていて、工事も終わっていたという。そのときに二度と犯しませんと言った。犯しませんの知恵は、専門部署から総務事務センターが一括発注していて合理化を図るように、あるいはコスト縮減です。

やっぱり、入札契約って民法でも、会計法でも、自治法でも厳しく定めてある、それだけ重要な作業です。そのところには、技術面、事務面、法制面からしっかりチェックできる人が、だから入札契約に係る部署を持つことも検討課題の1つに入れてはどうかと。

やっぱり頻繁に起こりますよ、教育委員会でもどこでも。なかなか難しい法律だし、それにいろんな法律が、民間関係のもの、あるいは公的関係のもの、いっぱい絡んできますから。これは専門家がその部署でチェックして決裁を下ろして、初めて発注していく、あるいは入札

の通知を出していくというチェックも持っておかないと、なかなか難しい。でないと二、三年で人事異動があります。

そこらがどうですか。これも答弁は難しいでしょうけど、そういったことも今後改善策としては必要じゃないかということ、ひとつお願いしておきます。

それから、先ほどのなぜ通報者に連絡をせんかったかっていうのが、物すごく反省すべき、悩むべき部分だと思うんです。そして、ちょっと残念なのは、その人を悪く言うんじゃないですが、通報者もそれだけ重大な決意をしてやったんだって、「あれはすぐわかるはずじゃけど、どんげなっちょっと」という催促があれば、あなた本当に御本人で、どこのどなたさんに間違いないですねという本人確認の方法を含めて、何でもありませんでしたって言っていると思うんです。第三者に言うぐらいだから言えてたと思う。向こうは、「何でもないことがあるか、こんなことがあるんだぞ」ということを言えば、その時点でこの不正は見抜けていたと思うんです。そこは、その人を悪く言うんじゃないけど残念だなと。

だから、そのときにやっぱりそれをさせるためには、相手が悪いんじゃないくて県が悪いと僕は思うのが、ワンデーレスポンスというのがあったですね。その日に答えれることを全部やるんだと。そうでないものは何日までに返事しますというのを、そこでちゃんと相手に伝えておくんだと。そうしたら、通報者は、「お前ら一週間もしたけど何も言うてこんじゃないか、どんげなっちょっとか」、「いや、あれは問題ないです」と言ったら、「何の問題ないことあるか、そこ行ってみ、草やぶじゃが」とか、「これ単価を見ても」ということで、「えっ」てなって、そこ

で三回目の調査が入っていたらすぐわかったと思うんです。

だから、ワンレスの精神というものが何だったのかということ。総点検。だから反省をして、新たに組んだ制度というのは、この際、総洗いをして、棚卸をやって、これが忘れてたとか、おろそかだったということもやらないと。やっぱり再発防止の中の1つにワンレスの精神がなかったのが、返す返す残念だと。それがあれば、恐らく通報者はその場で、それは違う、課長、あるいは部長、ここへ行ってごらんとか、何を言ってる、あの会社がやった仕事よとかいうのが出たはずですよ。これがこんなに長くなることはなかったと思うんです。誰も得しない、嫌な思いをみんながする問題になってしまった。

星原委員だって、こんな嫌なことを言いたくないけど、立場上、言わざるを得なくなって追い込まれたんです。僕も星原委員の質疑を聞いていて、そここのところは間違いだとか、それをまた、あえてこの場で言わんならんなったでしょう。勘違いされてましたよ、特Aに上がらなはずのが上がった、上がったおかげで下がった。上がったからとれたと思うけど、それは何でもないじゃないですか。自然な形でいっても取れていたじゃないですか。

だから、やっぱり本会議の答弁というのは物すごく大切だから、答えるべきことはしっかり答えるという。この部分については、もう間違いはただしていく。この部分については、県民を安心させるために、あるいは県の信頼を失わないために言うべきは言うというスタンスで臨まないと、今回の代表質問、そして、徳重議員の一般質問、答えるべきことが、大分答えられていないです。だから、そこは追加発言でも議長に許可をもらって、この事案に対しては何ら

かの知事からの最終的な、謝るぐらいだったら謝る前に伝えるべきことを伝えなきゃだめだと思います。これはぜひ検討して、実行してほしいです。職員は何も悪さをやっていなかったと。法令に違反するようなもの、あるいはもみ消して、それを隠すようなことはやっていないと。それから、第三者と言われる人から口利きというものはなかったと。だから、この方もおかしいことはやっていないと。その人に異常なしと伝えた。

これだって普通のことで、でないと僕らは一切県にもものも頼めない、問い合わせもできなくなる。皆さんは自分の身を守るために、「いや、第三者には伝えられません」、「そういうことは大変です、メモします」。それは楽だと思うんです。今度は僕らがきつくなる。何でこんなことを言ったのかと。それを非としてとがめるなら、みずからも襟をただして。「お前、議員だからわかっどが、聞いてくれよ」と言われたら、「それは聞いてみるわね、でも結果はわからんど」。これは僕らの通常の営業活動です。しかし、「私のところは問題ないことについても情報漏らして、これはけしからんとおしかりを受けています、謝罪までさせられました。一切、議員さん、お答えできません、聞くことはできません」。それは物すごく楽だと思うんですよ。その分、僕らはきつくなるんです。

だから、今度、整理すべきはして、お互いがいい仕事をして自分の責任を最大限果たせる、あるいは付託に最大限応えていけるという環境というものは、やっぱり車の両輪として、しっかり構築して、継続していかなと、今回の事案というのは物すごく県民に損失を与えることにつながるんです。

だから、1回ずつと点検して、そして、調査

していった、何が答弁漏れだったか、答弁漏れであれば追加発言として県民にどう知事は発言して発信していくべきか、物すごく重大だと思うんです。言いましたように、県庁の職員は一切、これをもみ消すようなことを含む法律違反はやっていない。お伝えした情報は通常の会話の中で、問い合わせがあればお伝えすべきものであったと。物が終了したあとだったということですね。第三者と言われる方の口利きなんて、そんな不正行為、あるいは道義にもとるような行為はやっておられませんということ。

ただ問題なのは、通報者に伝えなかった。通報者もずっと返事が来るまで気長にお待ちいただいた。ワンデーレスポンスの精神を忘れていた。これこそ、クレームとか、苦情というのは、ワンデーレスポンス対応として考えるべきだと。そういった問題点の指摘は、その人もイライラして待っているはずですから。我々も原点に戻ると。やっぱり謝罪すべきは、お約束したワンレスを忘れていた、実行していなかった。これについては断りようもないけど、断るしか方法がないんだということで、もう1回、知事は答弁席に立つべきだと思うんです。どうですか、部長。管理課長でもいい。どちらでも。

○瀬戸長県土整備部長 済みませんが、検討させていただきます。

○坂口委員 ぜひ、今のところは、その結果を出す検討をしてほしいです。これは一番大事なことです。本当に大事なことです。でなけりゃ、次の議会でもたたくすぶります。必ず県民からの疑念の空気が消え去らないです。「あれはどげなった」とか、絶対に出ます。

だから、ある意味不幸な事案だった。事件じゃなかった。不利益な事案だったということにつながらんように。まだ会議はずっと10月12日ま

で続きますから。そこで発言の願いを議長になされれば、議長もこんな重大なことを拒否しないはずです。

だから、何が伝えるべきこととして漏れていたのか、伝えなならんことがなんなのかということ調査して、これ以上伝える必要なことがないと判断されればそれでもいいんです。でも、僕はそうじゃないと思います。これはお願いをしておいて。

○中野委員 きのうからのやりとりを聞いていて、一段と私自身はわからなくなりました。こういう土木に関することは全くの門外漢という素人ですので、わからないのが当然といえば当然なんですけれども、確認ということで質問していきたい。重複するところもあるかも知れませんが。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今のやりとりを聞いていて、口利きもなかった、それから、職員の不正もなかったという話でしたから、これは安心をしました。ということは、職員の処分というのではないということ、理解すればいいんですか。

○弓削管理課長 処分と言いますと、いわゆる職員の今度の行為については問題はなかったということであろうかと思ひます。秘密について漏らしたりしているところではないと。

○中野委員 だから、職員処分ということまではいかないということ、いいんですか。

○弓削管理課長 そのように考えております。

○中野委員 「ふせい」には、正しくない不正もあれば、整わない不整もありますから、どこに重きを置くのかということだろうと思ひますが、そういうことではないということであれば、それに越したことはないわけですので、そのように理解していきたいと思ひます。

それから、この業者についてはもう既に処分

がありますよね。営業停止処分が45日間、入札参加資格停止処分が5カ月間ですよね。営業停止処分は25日から発動して11月8日まで。これは営業停止だから、この会社は何も仕事ができないということですか。

○弓削管理課長 営業停止につきまして、今回の場合については、国、県、市町村、いわゆる公共部門についての営業が停止されるというところでございます。

理由といたしましては、不正な行為で資格を得て、ランクを得たというようなところでございまして、それは規定に基づいて、公共工事についてということでございます。

○中野委員 ということは、新聞報道では既に3億5,000万円から6,000万円、仕事を取っていらっしゃるんです。その仕事はできるということですか。45日間はできないということですか。

○弓削管理課長 既に契約をしているものについては、施工者はできるということなんです。

○中野委員 それなら、ずっと継続して仕事はできるわけですね。

全く素人なもんですから初歩的なことを聞いて申しわけありませんが、教えてほしいという気持ちで聞いておりますので、よろしくお願ひします。

それから、入札参加資格停止処分、これは5カ月ということで、皆さんからもらった資料では2月11日までですから、新しい入札は取れないということですか。これも公共のことだけ、民間の仕事はできるということですか。

○弓削管理課長 これについては、県の入札参加資格ということですので、県の入札に参加できないということでもあります。

○中野委員 県の仕事だけは5カ月間は入札はできないと、取れないということですね。

○弓削管理課長 そのとおりでございます。

○中野委員 そうすると、国とか、市とか、あるいは民間の仕事はずっと継続してやられるというわけですね。

○弓削管理課長 それについては、県の処分についてはすぐに情報を提供していますので、例えば、地元であれば都城市がどう判断されるかということだと思います。

○中野委員 通例からすると、県が処分したことは市も追随して処分をするというのがよく見受けられますが、今回もそういうことが想定されるということですか。

○弓削管理課長 それは想定はされます。期間はちょっとわかりません。

○中野委員 そうですか。

それで、この舗装ないし土木一式の、いわゆる経審があつて、舗装がAに、それから、土木一式が特Aになったと。それで、さっきのやりとりでは土木一式は水増しなしでも特Aになった、いわゆる民間を除外しても特Aのままということですね。

それで、今回いろいろと大建が虚偽申請したのは、今のところは舗装ということですよ。その舗装でこういう、調べられたのは6件だけど、やりとりをすれば25件全ておかしいじゃないかということですよ。そういうことをされた人が、舗装だけの処分じゃなくて、この会社は、いわゆる入札参加資格停止処分というのは、全ての仕事が処分の対象になるわけでしょう。

○弓削管理課長 おっしゃるとおりで、全てです。

○中野委員 それで、いわゆる舗装は全く仕事を取らなくても、例えばBのままでも、例えCに下りても、土木一式のほうは、特Aの仕事は取れるわけですね。いわゆる民間を除外しても、

何らこの審査にあればないというわけでしょう。そういうことですよ。

○弓削管理課長 そのとおりです。

○中野委員 それで、いわゆる舗装は虚偽の申請をした。そのことが土木一式にまで及ぶわけですよ。これはもう会社に聞かないと、社長に聞かないとわからないんですけど、なぜ、こういう危ないことをされたと思いますか。

○阪本県土整備部次長(総括) 実は私が最終的に27日に立ち入り検査に立ち会いまして、その際に業者からの自供を受けました。やりましたと。

ですから、そのときに「何でこんなことをしたんですか」と聞きました。そしたら、実はこの業者さんが土木一式、それから、管工事、建築、舗装、この4つの資格を持っていらっしゃいます。これからは、特に都城の場合は、都城志布志道路なんかもあって、舗装が一番仕事がふえるだろうという判断、これは経営方針ですけども、いろんな機械も購入し、技術者も雇い、もしくはもともといた職員に資格を取らせということで力を入れましたと。つい、舗装について水増しをやってしまいましたというお話でした。

○中野委員 どういう部門であっても、1点でもこういう不正をすれば、全てに及ぶわけです。

新聞の報道によりますと、大きな工事を受注したかったということが9月12日のある新聞に載っていました。取材されての記事だったと思うんですけども、いわゆる大きな工事を受注したかった。しかし、この舗装は大きな工事になるんですか。やっぱり土木一式のほうが大きいはずですよ。どうも、されていることが大変なことになるのに、なぜこういうことをされたのかという気がしてならんとです。

だから私は、その辺がいまいち何か理解できないんです。やりとりを聞いてとっても、皆さん方の答弁をずっと聞いてとっても、なぜだろうかと、その辺がどうもいまだに腑に落ちません。

会社はこれからどうなるのかわかりませんが、ひとつこういう大きな失敗をして、メディアからどんどん出ていけば、大変苦しい目になって、職員のために大きな仕事をしたかったのに、その逆効果になるわけでしょう。経審でランクが上になるよりも、返って元のままのほうがよかったことになりますよね。それか、以下のほうがよかったのかもしれないことになると思うんです。だから、この辺のことは全く理解できないままなんです、その辺を聞いたってしようがありませんから、次に行きたいと思います。

それから、いわゆる経審について、ちょっと私も勉強不足ですが、この経審の権限、これは課長で全てを決定できるわけですか。管理課長の管轄の仕事だとは思いますが、決定権、その権限は課長までということでもいいんですか。

○弓削管理課長 経審の点数といいますか、そういう審査して決定というのは管理課長ということになります。

○中野委員 その結果は、あなたから上のほうに報告する義務とかがあるんですか。

○弓削管理課長 必要に応じてはやる場合がありますが、基本、管理課のほうということでございます。

○中野委員 必要に応じてやる場合という、必要とはなんですか。

○弓削管理課長 基本的には行わないんですが。

○中野委員 それから、建設業者のホットラインについて、平成20年にスタートしたということでしたが、これはなぜ開設されたんですか。

○弓削管理課長 詳しい経緯等までは私も存じ

上げないんですが、こういう法令遵守というのはまさに必要だということで、それまでもいろんな通報を受け入れる体制ではあったんですが、もっとはっきり頭出しするというような形で、こういうホットラインをつくったんだというふうに思っております。

○中野委員 いわゆる建設業法違反に関するような業者の情報を受けつけますということでホットラインができた。これは、手続き上の法令遵守のために情報収集をするということでもらった資料には書いてあります。業者が正常でないことをする可能性がある、そしてまた、そういうところをお互いに情報提供を受けたいということでこれをスタートされたんだと思うんです。ちょうど10年前ですから。

それで、これをスタートしたということは、平成20年より前には、やはりそういうことが見受けられたんですか。国の指導ですということになったんですか。

○弓削管理課長 ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。国の指導かどうかという点については、ちょっと存じ上げないんで。ちょっとお待ちください。

○後藤委員長 午後1時に再開することとし、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○弓削管理課長 ホットラインの関係で答弁が残っておりました。

これにつきましては、このホットラインは平成20年12月に開設したわけでございますけれども、国においては1年半以上ちょっと前、19年4月に駆け込みホットラインというのをつくっ

ております。ただし、国が県に指導したというところではございませんで、現在においても九州でつくっているところが4県といったところでございます。

これについては、情報はこれまでも県が受け付けてきたんだけど、さらに通報しやすくするためにそういうのを開設したという経緯でございます。

○中野委員 いわゆる平成20年12月にホットラインを改めてつくられてからちょうど10年ですよ。この10年の間には通報、情報提供というものがあったんですか。あれば、その件数を教えてください。

○弓削管理課長 今、5年間の資料がございまして、ホットラインとそれ以外になるんですけども、ホットラインとしては29年が3件、28年が16件、27年が9件、26年も9件、25年は18件ということでございます。

それ以外の情報を含めると、また29年だけ申し上げますと、ほかに3件あって6件という形です。

○中野委員 過去、通報があった分は、きちんとそれに従って調査は全部はされたんですか。

○弓削管理課長 下請代金の未払いとか、いわゆる関係機関に、その調査をできるところに引き継いだものもございまして、県において立入検査をしたものもございまして。

○中野委員 過去、かなりの件数で、全てがホットラインだけじゃなかったようですが、情報提供があった。その情報提供者への報告というのはどうされたんですか。報告したのがあるのかなのか。

○弓削管理課長 下請代金の未払いであるとかについては、直接的なやりとりなので、うちが調査に入った場合にはお知らせしているものも

あるということでございます。

○中野委員 今回に似たような情報提供というのはなかったですか。

○弓削管理課長 このような、いわゆる情報提供というのはなかなか少なかったのではないかと考えております。

○中野委員 この10年間では、今回のが一番大きいというか、そういう提供だったんですか。

○弓削管理課長 ちょっと10年までは把握していないんですけれども……。

○中野委員 5年間でいいです。

○弓削管理課長 こういう通報については、今回が、内容については建設業の虚偽申請というもので、そういう通報はなかなかなかったんじゃないかと……。

○中野委員 それで、過去のこの5年間で情報提供者に報告をされたのもあったという説明でしたが、今回の情報提供が一番大きなというか重要なというかそういうものだったのを、実際は報告されなかったということですね。もう繰り返しになりますが、その辺が、なぜされなかったかというのが疑問に思うところですが、何かコメントありませんか。

○弓削管理課長 それについては、本当に、回答すべきところをしていなかったというところでございます、申しわけないところでございます。

○中野委員 それから、知事は今回のことも反省されたということだったと思うんですが、検査マニュアルを設けて二度と起こらないようにという答弁を本会議場でされましたよね。提供された情報についての検査について、マニュアルというものは全くなかったんですか。それに近いようなものも含めてなかったんですか。

○弓削管理課長 立入検査についてのマニユ

アルみたいな細かく定めたものはございませんでした。

○中野委員 それで、今回はそれをつくるといいますが。マニュアルがなかったから見抜けなかったというのは反省をされているわけですから、非常に遺憾なことだったと思います。

それで、この情報提供があった場合は、マニュアルもないからどこまでされるかわかりませんが、いわゆる所管課は管理課ですよ。課長までは担当者もちゃんと報告をして、そして課長の責任で検査・調査をされるわけですよ。

○弓削管理課長 はい、管理課の責任で、課長の責任といいますか、課の責任、課長の責任でございます。

○中野委員 そして、この情報提供があったということで、課長の判断で検査をされる。即、上司にも、部長までか次長までかわかりませんが、こういう情報提供がホットラインであったから検査するという報告は、検査前にされるわけですか。経審の権限は課長ということで、必要によっては部長まで報告をするような、余りされないように聞こえましたが、する場合もあると言われましたが、こういう案件の場合は、検査前に報告されるんですか。

○弓削管理課長 この件につきましては、管理課長がその内容を認識しまして、部長に事前に、行く前に報告をしているということでございます。

○中野委員 検査される前日までに部長に、次長を経由してだろうと思いますが、されると。そこは、部長までですか。

○弓削管理課長 はい、部長まででございます。

○中野委員 それから、実際の検査ですよ、3月9日、14日、18日。これで気づけなかったということですが。

このメモを見れば、まず3月9日に立入検査をされて、事務職が2人、そして技師が1人、ちゃんとそのとき調査されているんですよ。さっきから能力のことやらいろいろ言われて、なぜ見抜けなかったかという質問があったんですが、この技師という方は、舗装には明るくなかったということですか。

○弓削管理課長 精通はしていなかったです。いわゆる土木職として、建設業の担当にということなんですが、それについては通常の土木職の知識はあったとは思いますが。現地についていったということで、現場については技術職は行っていないということでございます。

○中野委員 3月9日に立入検査をした。そして、会社、施工現場を見たのは事務職の2人だけが見たということですか。

○弓削管理課長 いや、技術職も行きましたので、技術職のほうも……。

○中野委員 現場。

○弓削管理課長 いや、現場です。

○中野委員 現場を見られたわけですね。

○弓削管理課長 一部の現場だけは若干見ております。

○中野委員 見たところもあるわけ。

○弓削管理課長 9日については、現場を2カ所見ております。

○中野委員 それでも、さっきの答弁では、調査したが誰も気づけなかったということでしたよね。だから、その技師の方も見た現場の範囲内の検査をしたけれども、そういう不正は気づけなかったということですよ。

それから、3月14日には2人で行かれているんですが、この主事という方は、技術の方なんですか。

○弓削管理課長 事務2名で行っております。

○中野委員 この方も事務なんですか。

この3月14日、18日は、事務の方がこの施工現場までも行かれたということですか。何で、事務なのに現場まで行かれたんですか。

○弓削管理課長 いわゆる検査ということなので、事務も行くということでございまして、その検査について技術も行くべきだったんですが、事務で行ったということでございます。

○中野委員 3月9日、技術職員も含めて3人で行かれて、それを14日、18日まで1週間以上も置いて2回、3回と調査されたのは、なぜなんですか。全部で見られたのは、それで6カ所でしょう。1日目で回れなかったから2カ所目、3カ所目を14日、18日も回られたということですか。同じところに2回とか、会社に行って再度聞くとか、そういう場面もあったんですか。

○弓削管理課長 3月9日の1日目につきましては、ほぼ書類審査をしております。その後、現地の2カ所というのは、会社の方と一緒にではなくて、ちょっとどこの場所かを確認したぐらいのことで2カ所行っている、現地確認みたいなことで行っているということでございます。基本的に、現場をきちんと見たのは14日、18日ということでございます。

○中野委員 新聞にもこの現場がカラーで載っていたから、ああそうかと、新聞を見る限りで何も舗装もしていない状況があったんですが。何回か質問もあったんですが、その石風呂自治公民館というところには、誰かがここにも行かれたんですか。どの検査のときに行かれたんですか。

○弓削管理課長 18日に行っております。18日の立入検査のときです。

○中野委員 最後に行かれたわけですね。

○弓削管理課長 そうです。

○中野委員　そして、そこで誰かに案内されて行かれたんですか。

○弓削管理課長　石風呂自治公民館のその現場につきましては、大建の社長が案内をされたということでございます。

○中野委員　社長がみずからこの石風呂自治公民館に案内されたわけですね。

○弓削管理課長　そうでございます。

○中野委員　行かれたのは事務の職員ですが、あの写真の現場を社長が案内したからと、舗装もしていないところを見て何も感じられなかったんですか。

○弓削管理課長　その場所にまず行きまして、社長のほうが、現場自体はここではなくて、ちょっと離れた場所——星原委員のお話もありましたが、かなり離れた場所が現場ですということで、公民館所有の土地ですということで御案内をいただきまして、そこに公民館の館長と名乗る方も別の方がいらっしゃって、私どもが発注しましたというお話をされて確認したということです。

○中野委員　それは、いわゆる公民館の近くの別な場所でそう言われたわけですか。

○弓削管理課長　そのとおりでございます。

○中野委員　その方は、社長ともずっと行かれて、公民館の館長と言われましたか、離れた場所に館長はおられたわけですか。

○弓削管理課長　ちょっと同行したかどうかはあれなんですけれども、その別の場所には館長さんはいらっしゃった。

○中野委員　その館長という方は、もちろん石風呂自治公民館の館長ですよ。その離れた場所というのは、館長がおられたということですが、別の場所というのはやっぱり公民館の何か敷地なんですか。

○弓削管理課長　公民館を含む土地というのではございませんで、何キロか離れている土地ということです。

○中野委員　そこに、なぜ石風呂自治公民館長がおって説明をせんといかんとですか。

○弓削管理課長　それについては、同行したのかはちょっとあれなんですけれども、公民館から恐らく同行されたのではないかと思うんですが、その方が、私がこの土地を発注しましたと、いわば偽証だと思うんですけれども、それをされたということです。なので、大建の社長さんとその公民館長さんと名乗る方は話を合わせて県を違う方向にといいますか、違う話をされたということでございます。

○中野委員　つまり石風呂公民館には、社長とその館長の2人がおって、そしてそこで職員と落ち合って、実際舗装したところはここから数キロ離れたところだということで、そこにもこの2人を含めて行って現場を見たということですね。

○弓削管理課長　そのとおりでございます。

○中野委員　すると、行った離れた場所というのは、その金額に相当するような舗装工事がされた場所であったということですか。

○弓削管理課長　それについては、この工事名の950万円の土地であるという御説明で、それを確認したところです。

○中野委員　実際の工事名は、石風呂公民館駐車場舗装工事ですから、それと数キロ離れたところを公民館駐車場の舗装工事であったと、だから工事をしたんだと、それを見抜けなかったというのは、ちょっと不可解というか。これはもう一般の人であっても、事務職員であっても、それがわからなかったというのは、またちょっと理解ができません。

○弓削管理課長 それについては、星原委員に御指摘をいただいています、本当に見抜く、そういう場面だったのかなと反省しているところでございます。

○中野委員 それで、3回調査されて、それを持ち帰って、その結果をまとめられて、もう問題はなかったと、いつ判断されたんですか。

○弓削管理課長 18日の検査が最後でございまして、20日に管理課内で協議したということでございます。

○中野委員 その問題はないという決定は、いわゆる権限が管理課長だから管理課長の責任で決定できるわけですか。

○弓削管理課長 はい、管理課が決定いたしまして、その状況を次長、部長に報告したということでございます。

○中野委員 その決定する管理課長は、現場に行っていないんですよね。だから、通報があったうちの6カ所を3回検査した、その結果はちゃんと文書化して、書類化して、ちゃんとこういうことだったということで報告をするわけですか。同じ課内ですから、口頭だけの報告ということになるんですか。

○弓削管理課長 まず、1回目の3月9日、事務調査の後に、これは12日に途中経過報告ということで文書にして、内容の確認状況を書いたものを報告しております。次に、現地調査が14日、18日に行われたということでありまして、その後に、やはり調査結果ということで取りまとめをしたものを文書にして協議し、決定したところでございます。

○中野委員 つまり、9日と、そして、あとは14日、18日のをまとめて、都合2回調査した結果を文書化して、それを報告をしたと。報告というのは、文書ですからちゃんと決裁文書か何か

するような、それを回覧でするんですか。直接こういう結果でしたと口頭で報告をして文書を提示するんですか。

○弓削管理課長 口頭で説明して、書類を全部お見せして報告したということでございます。

○中野委員 そして、それにはオーケーというサインがつくわけですか。押印があるんですか。

○弓削管理課長 はい、そういうことでございます。

○中野委員 それから、本会議やったかな、ここやったかな、部長まで報告したということですが、その部長までの報告は、恐らく次長を経由してだと思うんですが、同じやり方で、文書をもって報告されるんですか。

○弓削管理課長 同じやり方でございます。

○中野委員 そういう報告というのは、報告を受けたということで、やはり押印されるんですか。

○弓削管理課長 はい、そういう報告でございます。印鑑を押したものはございません。

○中野委員 ほんなら文書で、ただ回覧みたいに報告を受けたということですか。

○弓削管理課長 決定の報告をしたということでございまして、起案文書みたいな形ではございません。

○中野委員 今回のこの通報があった案件に対しては、調査する前にちゃんと立入検査をするということを部長まで報告をされておったから、検査した結果、問題はなかったということで報告をしたということでいいわけですね。

○弓削管理課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○中野委員 この報告は、もう完全に部長どまりなんですか。

○弓削管理課長 はい、部長まででございます。

○中野委員 ということは、今回議会が始まるまで、その上のランクの人は、全く承知していなかったということではないですか。

○弓削管理課長 はい、そのとおりでございます。

○中野委員 知事とか副知事等に報告したというのは、8月の検査で不正がわかったわけですよ。そのことは報告されたんですか。

○弓削管理課長 はい、報告しております。

○中野委員 知事までということですか。

○弓削管理課長 知事まで報告しております。

○中野委員 それは、やはり文書化されて報告されたんですよ。

○弓削管理課長 いわゆるメモといいますか、経緯等を書きましたもので御説明をしているということでございます。

○中野委員 そのいわゆる問題はなかったという文書と、それから8月以降は問題があったと、不正があったということの2つの文書が今お手元にちゃんと保存されているわけですか。

○弓削管理課長 はい、ございます。

○中野委員 その文書は、我々も要求すりゃもらえるんですか。

○弓削管理課長 はい、公文書ですのでそのとおりでございます。

○星原委員 なければ、もう一回。

私はもうさっきでやめようと思っていたんですが、先ほど坂口委員から質問があった中で、特AもAも点数は民間の工事はなくても大丈夫だと、完全に言い切りましたよね。

そこでなんです、だったら何で3月の時点で、そういう書類の専門家の皆さん方だったら、問題ないからそれを引っ込めなさいと、坂口委員言ったように、要するに説明、知事でなくてもあの時点で皆さん方が告発者にもそうやって

説明すりゃよかったんですよ。ここの会社は何も問題ないと、いい会社で、問題ないとわかったのであれば、その時点で都城の地元の業者の人たちをみんな呼んで、私にはそう言われるわけですから。私はそんな話を聞かなくてよかったわけですから、呼んで、ちゃんと、こういうことですよと。それを、半年も言わずに来て、今になって何も問題なかった、Aも特Aも問題なかったと言いましたよね。

そしたら、皆さん方はもう専門だからわかるんだろけれど、Y点という財務諸表のそういうのの数字と税務署に申告した数字、金額まで調べてあるんですね。

○弓削管理課長 それは、調べてありません。

○星原委員 それから、田野に会社がマッサージを開いている。皆さん方は、新分野ということで20点あげています。ここは、本当に会社が500万以上の出資をして給料を払いながらその人たちはちゃんと会社の経営の中に組み込まれているんですね。調査したんですね。

○弓削管理課長 その点については、書類の審査をしたということでございます。

○星原委員 今回の場合は、何もなければその書類の審査でよかったんです。何も告発のない場合は。だけれど、告発されたら、あなたたちがさっき言ったように、点数は民間のは入れなくてもいいというから。じゃあ、さっき言ったように本当に財務諸表で検査して、それと税務署に納めている税金、これぐらいのスコアになると、金額になると5,000万以上の税金をしていなくちゃいけないわけです。そこらまで税務署から全部調べてからでないと、はっきりさっきみたいに特Aは守れる、Aが守れるという話をしたら、今度はそこまで調べなくちゃいけなくなるんです。

そして、人件費、技術員を入れたという点数、その当時の、今度、給料明細からいろんなものも引っ張り出さなきゃいかん。機械もそのとおりのが本当にどこから買って、いつ買ってと、その時代に買ったとすれば。まだこの会社は四、五年しかなくなってないんで、機械を買ってればその機械が15台とありゃ、全部どこから買ってどうやったとか、いつどうしたとか、全部調べてから、さっきみたいに問題ないというんなら問題ないと言ってもらわんと。全然関係なかった、問題なかったんです、一般の工事を入れなくてよかったんだというなら、また今度はそこも調べていかないと、こんなことやりよったら納得いかないです。

私は、もう黙っておこうと思ったけれど、そんな話になってくると、これは一回何か調査でもしてやらんと話にならんよ。だって、私は、こんなことだったら、地元に戻って皆さんに報告できない。ちゃんと認めるべきは認めて、これからどうするんだ、そういう前向きに今度は捉えて、もう大建も処分もされたわけだから、それについての後の調査とかそういうのはそれでまたやってもらえればいいけれど、一つの区切りをつけようとする努力をしてんのかなと思うんですよ。だって、これはまた全部調べ直さなくちゃいけないじゃないですか、そんなことやりよれば。

はっきり言うけれど、私の家に本人が来たんですよ。謝りに来たんですよ、本人が。だから、何もしゃべらんでおこうと思うけれども、いい加減なことを言い出すと、私はもう全部調べてもらわんと、これは納得いかなくなりますよ。いいんですか、それで。そんなことしたくないから、午前中でやめたんじゃないですか。私は、部長にも一切きょうは聞いていない、次長にも

聞いていない、課長だけに答えてもらった。それもぐっと抑えながら聞かなかった。だけれど、言い切るということは、ちゃんと裏づけをとってと言ったじゃないですか、ちゃんと調べる前に裏をとってちゃんとやってから相手をこうせんとと。あなたたちと話すとき、国税庁なんていうのは、ちゃんと裏をとって相手のところに行ったときには、もう相手が何を言おうと、こうだこうだと次から次に証拠を出して行って逃れられないようにするんですよ。あなたたち、マニュアルどおりにやるときや何の問題もないとさっき言ったじゃないですか。だったら、このことをいかに、もう小っちゃくどこでおさめるかということなんです。

さっきも言った。私が8月7日にあなたに話した、10日に現場見た、その辺できちっとやるとけば、ここまで大きくもならなかった。大建の処分で大体おさまって、周りにもそういう話で済んだ。本当は、3月の時点でそれをやるとけば一番よかったんだけど。それを幾らでも次から次へいろいろしゃべることで、こっちがかつか来るような話をされると、じゃあ、もう何か委員会でもつくってしっかりしないと答え出なくなるじゃないですか。そんなことにならんために、私は時間を与えたし、きょうの質問でもあの程度で抑えたんですよ。まだいっぱいメモ書きしてあるんですよ、いろんな話聞いているから。そんなことをさせんでくださいよ。

だって本来なら、県が被害を受けた形です、県民から見たら、私にいろんな人が言うてるのは。そしたら、県が業者を告発するんですか。もう結果として、そんなことしちやいかんでしょうが。いろいろやり出すと、そんなことになるわけです。

だから、ずっとあなたたちと話しながら来る

中で、シグナルを送った。どこで判断してどう
いう結論出してくるか、判断してきたじゃない
ですか。今となってもそんなことを言って、
調べていないことに、これだけ25カ所、あるいは
私がきのう聞いた、まだ25カ所以上あるとい
うんです。ただ、ここに書いていないだけで、
何かあれを見れば書いてあるそうですから。あ
んたたちはわかっているだろうと思うけれど、
いろんなの、あそこが書いてあるやつ。まだ、
この25件だけの件数やないみたいやないですか。
だから、そんなことをやり出せば切りがないか
ら。どっかで何とかおさめようというんなら、
そういうおさめる道を探さんと、徹底してやら
なくちゃいけないじゃないですか。どうなんで
すか、そこは。

○弓削管理課長 星原委員御指摘の、私でいえ
ば8月の星原委員と現地に行った際とかに、も
う少し早くそういう処分ができたのではないかと
いう指摘、そういうところはございました。
もちろん、3月についても、まさにそういうこ
とでございました。

そういう中で、反省はしながらも、処分とい
うところまでいきまして、今現地、いわゆる徹
底的な調査を進めているところでございまして、
それについては星原委員からもいろんな御助言
をいただいたりしてはいるところでございまし
て、一生懸命にそういう調査を進めて、全容を
見て、また結果を御報告させていただきたいと
考えているところでございます。

○星原委員 私が言うのは、あなたがさっき特
AもAも大丈夫なんですと、民間の工事入れな
くても大丈夫なんですと言いつつ切ったもんだから。
業者の人たちからいろんなことを聞いているわ
けです。その前のとき、CからBに上がるとき
にも、私の家にある社長が来て、書いてある藤

村製材、はっきり言うけれど、ここなんかの工
事というのは十何年前にやった工事だと、社長
に確認しているんですよ。ということは、Cか
らBに上がる時だっておかしかったかもしれ
ない。こんな話はしなくて済ませようと思っ
ているのに、しなくちゃいけないじゃないで
すか。そうなってくると、BからAの問題だけ
じゃないんです。

何で、そこまでこっちがいろいろ配慮してや
っているのに、そんな下手な答弁するんですか。
私は、この話もしたじゃないですか。だけれど、
きょうはしゃべっていなかったんです、きのう
もきょうもその話も。だけれど、CからBに上
がる時だっとうなってくると。周りが、業
者の人たちはみんなそう言うわけですから。そ
して、本人は全部認めたと俺に言ったんですか
ら。

本当は、こんなことまで言わせないでほしい
んですよ。守りたいのはわかる。もうだけど、
ある一部分に来て守れんとなったら、次の出直
しを図るためにも、はっきり出せるところまで
は出して、うみを出して、今後はこういう形で
やっていくと、そういう方向に切りかわる努力
をしないで、どうするんですか。もうこうな
ってくると、業者の人たちが正しいのか、大建が
正しいのかを全部やっていかざるを得ない、答
えが出なくなってくるんです。みんなを呼びま
すか。どっちもそんなことしたくないでしょう。
やっぱり、そういうふうにしちゃいかんよ。だ
から、聞かれて、自分たちがちゃんと裏とって
しっかり答えられる範囲を答えていきなさいよ。
それがやっぱり調査であり、それが議会に対す
る報告であり、通告者に対する誠意ある県のホッ
トラインというこの制度を守っていく上でも、
それが一番大事なことだと私は思います。

起きたことはしょうがない、決まったこともしょうがない。だけれど、どっかで、何とかある程度のところでおさめていく、それがやり方だと私は思うんです。ずっと最後の最後まで突き詰めていくんですか。まだ、私はいろんな話ができるんですよ。だけれど、今でもただ抑えているんです。そんなことやったら泥仕合やないですか。そんなことになっちゃおかしいんですよ。もう本人が、全部自分がうそだったと言っているんですから、私の家まで来て言っているわけだから。彼と話したことをしゃべり出したら、切りがないですよ。

だから、俺はもう午前中であれで終わりと言ったけれども、あの特AもAも問題ない、大丈夫だ、それを帰って業者の皆さん方に言ったら、そんなの納得して帰ったんですかと、また私はつつかれます。本当にそれを言い切るなら、さっき言ったように、税務署に行ってそれに見合うだけの納税がちゃんとされているかどうか。それを調べて、間違いなければそう言ってもらって結構です。私は、税務署に行って調べているわけじゃないから。

だから、もうある程度はっきりしたじゃないですか、自分たちが見抜けなかったと。平米数を割れば、これぐらいの距離になりますかと、私が最初言ったじゃないですか。あそこの部分は、素人でもわかるような話なんです。そしたら、やっぱり調査が不十分だったと、業者も悪いけれど、我々管理課もそれだけの、さっき中野委員からの話でいくと、事務系の人たちが行っているじゃないですか。検査員はそれなりの資格を持った人と、あなたたちが書いているじゃないですか。そういう人をやること自体が、もう最初から間違っているんじゃないですか。そういうことまで言わせんでもいいように、ちゃん

と流れをつくってあげたのに、何でこんなところまで引っ張らないかんとですか。何かあれば。私が間違ったりや教えてください、謝りますし。どうなんですか。

○弓削管理課長 星原委員のおっしゃいましたことにつきまして、一つでいえば、財務の件でありますとかについては、確かに確認してごいませんし、先ほど申し上げましたように、繰り返しですが、本当に徹底して、いわゆる通報者の方がもう本当に調べてほしいということで、それを調べていなかったということも午前中御指摘いただきました。6カ所しか行っていないじゃないかというところもございました。それについては、やっぱり全件きちんと調べてというようなところは本当に基本でありますので、そこについてはもう本当に。社長さんからも話もある程度は何っておりますけれども、もっときちんと調べて行って、報告もさせていただきたいと思っております。

○星原委員 言いたくなかったけれど、もうこれも言いましょう。

ここまで明らかになっているのに、はっきり言って、私は県の職員がこんな調査をしてわからないような人たちはやっていないと思うんです。だから、皆さん方と話したときに、大建と皆さん方と誰か縁戚関係がおるんですか、いないんですか、誰もいない。じゃあ、何か。第三者が誰なのか、先ほどは言われなかった。本当は、私が名前を挙げてもいいんですよ。もう、聞いているわけやから。要するに、第三者が、県の都城の会長にこの会社は問題ない、県の評価が高いと言ったという話を、その会長がみんな業者の前で言っているから、さっき言ったように、弁護士まで立ててやらざるを得なかったわけですよ。

そんなことを言わんために、午前中で終わろうと思ったんです。だけれど、私は地元の皆さん方に頼まれたわけですから、現会長から。こうだったと、我々委員会でもちゃんとこういうことまでして、県もこういうことを認め、こういうことで新たに出発すると、そういう話になりましたから理解してくれって。私はそれを聞いて帰りたいかったです。だけれど、午前中の話で、どうもそういう話じゃなくなってきたんで、そこを持って帰れないから今聞いているんです。だって、彼らが教えたんですから、Y点が、財務諸表と、税務署と、本当に調べてあるんですか。銀行のあそこの借り入れがどうなっているかやら全部調べりゃわかりますよと。こうやって言われているのに、そういう話をしないで終わらせようと思っているのに、そういう話まで出さないと納得いかないんだと、私はそう思ったから今出しているだけで。そんな話なんて出さなくてよかったんですよ。そこまで調べていない、まだわかりませんと。ただ、民間の工事の部分の引けば、これが何点だとか、それは下がりますとか、それだけなら、まだ私は納得いくんです。特AもAもそのまま残ると言い切るから、それなら徹底してやらないと。私もプロじゃない、全然わからん、それぞれのことを全部調べんことにはもう本当にわかりません。そしたら、もうさっき言ったような、税務署から何から全部証明とってこんとわからんのですがね。

私は、皆さん方に伝えたつもりや、いろんな思いも。その程度の理解しかない、非常に残念です。

以上です。

○坂口委員 物すごく大事なところなんです。これがもし、今、正してクラスがえをするなり

して、あるいはなつてなかった人が今回そこになつてしまったと、そして犠牲が出たとなると、それがなくつてもやっぱり結果は同じだった、悪いことはやった、これは罰するよというのでは物すごく違うから、大事なところとして聞いたんですけれど。

僕の理解としてはY評価というのは財団法人に国の指定したところに出しますよね。そこから来る資料はそのままですよ。(「そうです」と呼ぶ者あり)

それとか機械とかは自主申告でさっき言ったように、性善説に立ってそれを評価して行ってやって、これ間違いだよと気づくまでの制限日数がありますよね。間違いだったと修正できる期間と、もう修正できない期間、だからその範囲内に今指摘された日が入るかどうかという説明とかをまたしてほしくなつたし、今度はそのときに修正がきかなかつたら虚偽で経営事項審査に不正があつたということで、監督処分にあたりますよね。監督処分というのは減点対象ですよ。

しかしながら、この監督処分はどの期間に行われた行為に対しての監督処分か、法令遵守からどう外れていた、その重さによって減点。それもまた点数に影響してくるけれども、これは次の決算時点の後の審査だとか、そこらを整理してもらわないと僕もわからなくなる。一番大事なところだと思ったんです。

この不正が見つかつて、これが不正がやられていなかつたとしたら、まず、その契約は入札とか受注できなかったよとなれば、これは経営事項審査に係る法律での、そして評価がえ、だから次の審査のときに罰則、減点までついて評価ががんと下がるということ、それでしか対応がないというルールにのつとるか、それとも、

これは間違えで今のうちなら書類の差しかえがきくよと。あれは間違えがあったにしても、意図的であったにせよ何にせよ物すごい短い期間だったと思うんです。その修正だったら、そこでやっぱり指導していなかったというのは、これはやっぱり大きな問題です。

そういったものを一回整理してもらって聞かせてもらわないと、僕自身もずっと質疑を聞きながら、それがもう全て固定されたもので動きようのない事実だった、あるいは答弁だということを前提で聞いてきたから聞いたけれど。それと、Y評価というのが業者さんがどう評価しているのか、僕がどこまでわかっているかわからないけれど、Y評価だけは、これは国土交通省が指定した専門機関があってそこが評価してしまうんだと。もちろん、それに対しての裏づけをとるという作業は、監督責任というのは別個県にありますよ。ただ、ここで監督責任を自分が行使して、今言われたような指摘、これはもうやらんといかんと思うんですけれど、今からでもこれは裏はとれますから。

ただ、僕の理解では経営事項審査への点数をつけるタイミングは、次の決算後の1年後しか来ないんだと、僕はそういう理解をしていますけれど、そこはやっぱり説明してもらわないと僕もまだ言いたいこと出てきますよ。

これは徹底して洗いざらいやって、洗いざらいやるからには全社やらなきゃだめです。だって昔は、Y評価がすごくシェアを占めていたときは、納税額というのが物すごく評価が高かったんです。赤字決算を黒字決算にして金借りても税金を納めていたんです。それぐらいやっぱりランクにはこだわります。

だから性善説で行って、今みたいな見る目もない。書類を見て見抜けなかったと、現場に行っ

て見抜けなかった。具体的なところに知っている人が連れて行って初めて見抜けたというんじゃない、これは性善説に基づいて厳罰の抑止力が働いているかどうか。それを見抜ける能力はないということで、全部洗いざらいやることです。何年かかっても全社をやることです。そして、その時点で監督処分に値するところできっちりペナルティーを出して、そして次のランクづけに反映させて。昔あったからもうしようがないじゃなくて、わかった時点からルールに乗っかってやるべきじゃないかなと、今回。それをやらないとやっぱりこの問題はおさまらないですよ。

だから、余りにも我々の技術力不足で混乱を起こしてしまったということに対しての反省と謝罪というのは、徹底してやらんといかんけれども、今やれるところがどこまでこれをもとに戻していけるのか。そして悔しいけれども、これについては今認めたことを次の見直しまでに認めていかざるを得ん部分もあるんだということです。

そういうのを一回整理していただかないと、僕はさっきそういうのがなかった、影響がなかったといえば犠牲が出なかったのが一番いいなど。本当は俺がAに上がっていたのにBになってしまったというのがないということだったから、それは本当に不幸中の幸いであつたと思っていたけれど、その可能性があるのと、その修正ができるんであつたらやらないかんし、修正がもうタイミング的にできないとなっていれば、今度は次のときには監督処分というものをしっかりとそこで評価項目の中に入れていかないかんです。

あるいは社会性のところでかなりな減点があります。だから、そういったあらゆる法律と次の評価のときにそれを反映して後からの罰でも、

そのとき課せられなくても、この前のことに対してのこれは処分だよと、責任をとらせるよということを次に課していかないかと思うんです。

だから、さっきから言いますように決算時の書類をもって、重機を持っていけば、もうそれは評価して、それが仮に壊れて処分しても、もうそれは前の決算のときの悲しいかな生きてしまうんですよと、実態に合わないけど生きてしまうんですよとか、そういったものを全てやってもらって、それを知ってもらわないと、僕は今聞いていて、またちょっと混乱したと思うんです。

○星原委員 いいですか、坂口委員、いいですか。

○坂口委員 まだ、ちょっと説明を聞いてから。だから、どんなですかそこ、僕はさっき大分勘違いしとったです。

○弓削管理課長 その点につきまして、まずは資料を作成して御説明ということですので、そうさせていただきたいと思います。

○星原委員 いいですか。

犠牲がなかったと言われたけれど、これ犠牲があったんですよ。

○坂口委員 だから答弁でそんなに言いよったから。

○星原委員 延岡の業者は落ちて、社員がやめていって、会社を辞めるかどうか、そこまで悩んで、役員までしとった会社なんですよ。

だから3月の時点で、見つけて済んでおけばそういうことも起きなかったんですよ。そしてここが処分受けていて、3、4カ月の間で3億何千万も仕事をとれていなければ、県だけじゃなくて市もほかの業者の人たちがとっているわけですよ。

だから、いろんな問題が起きないように何でしなかったのかというのが、私は基本なんです。それで、大建だってあの時点で県の皆さん方がしっかり見つけてくれていれば、その処分で済めば会社の取り消しもせずに2カ月か3カ月で終わって、社員もあそこも30何人おるはずなんです。潰れるということになったら、これは社員の生活、家族、みんなひっくるめて不幸になるんです。

だから、今、そういうことになることになってしまっているから、私はこういうふうに言っているだけで、あの時点で済ましておけば、そういうことも起きなくて、私がこういうことを、皆さん方に好かんことを言う必要もなかったし、右からと左からと両方の意見を聞いて夜中に目が覚めれば、どうするかなというそういう悩みを持たんでもよかったんですよと言いたいんです。

だからやっぱり経審というのはみんな死活問題で、そこに1点、2点で落ちたり、上がったっているわけですから。そこで舗装なんてAだったら仕事があるけれど、Bだったら公共の仕事がない。だから、多分大建さんも上がりたかった、これはもう、みんな同じなんです。Aでないと仕事をとれんから、民間の仕事じゃとてもじゃないけれど会社を維持していくのに大変ですから。

そうなってくると、今度そういう経審の点数のやり方も何名までと決めていくのがいいのかどうか。80点なら80点、85点、点数とった人たちは、努力した人たちは、そのAならAですよというならまた違いますよ。もう決まっていれば、どっちかが落ちるということになる。だけど、甘んじて今までそういうことを受けてきた。だけど、今回の場合は、私もこの話を最初に聞

いたときは、せいぜい1件か2件か3件ぐらいだろうと。水増しもせいぜい1割か2割だろうと思っていましたが、見たらあのおりですよ。25件も出されている。

その水増しの仕方も、工事もしていないところを入れていたり、工事でも何倍という水増しをしている。それは真面目に出している業者の皆さん方はたまらんですよ。だから彼らは、私に言ったんです。「小さいときから知った仲間であり、同じライバルで同業者だ。それを通報するというのは、これは大変だ」と、それぐらいの気持ちで通報者はしているんです。この問題は、その人たちに真剣に審査をして、真ん中において、どっちが正しいかをしっかり見きわめるだけでよかったんです。間違っただけをそうするだけの話で。だからこれは何で、先ほど言ったように金額から割ればこれぐらいのあれになってくるのに、何でそれを誰も見つけられない、誰もわからないということ、私は裏に何かあるんじゃないかと勘ぐらざるを得ないんですよ。でなきゃだってこんなこと、実際、起きますか。私はそう思っています。

もう言い過ぎでもない、ここまで来たらもうはっきり言いますけれど、私はそう思っています。そんなことがなきゃ優秀な皆さん方があんな問題を見抜けないなんて、こんな情けない話、私はならんと思う。何かありますか。

○弓削管理課長 その管理課のほうで事実として、はっきり——見抜けなかったというのは事実なんですけど、不正を見抜けなかった、でも問題ないと判断したのは間違いのない事実でございます。

○星原委員 見抜けなかったと簡単に言われますが、さっきから言っているように、業者の人たちは命がけで通報をしているんですよ。単に

見抜けなかったのではなくて、私から見ると見抜こうとしなかったのか。見抜くところまで努力したのかどうか。簡単ですがね、相手側だけの話しか聞いていない。さっきから言っているように、通報者に「あなたたちは間違っていますよ」と「こんなことをしたら相手から名誉棄損でやられますよ」と何にも問題なかったんなら、そうやって相手に教えて通報した側も指導するのが県の管理課の仕事だと思うんです。

不正のほうを見抜くだけじゃなくて、間違っただけの通報をしたら、あなたにも責任がありますよと、あなたこうこうですよと、間違っていますよと、これは相手から見たらそういうことになりますよと、真ん中において、そうやって指導するのが行政だと思うんです。その役割を担っているわけですから、それをやっておきさえすればよかったんです。このことは、何もほかに難しいことでも何でもないんです。私、そう思いますよ。ホットラインどおりの検査員が調査に行って、書類を見て、裏づけをこれで本当にこっち側が言ったことが正しいか、こっち側に確認してやれば、すぐ答えは出ることなんです。

それをやらなかったんで、私が言うのは「見抜けなかった」じゃなくて「見抜こうとしなかった」、「見抜く努力をしなかった」、私はもうそれだけです。努力したんですか。

○弓削管理課長 職員が現地に行ってできる範囲というか、その能力の中では一生懸命やったとは思いますが、まずは通報者にお話をすれば何がしか返答が返ってきて、そこでまたはっきりといろんなお話を聞いてできんたんだということは、確かにそうでございます。

○星原委員 言いたいけれど、もういいわ、情けなくなってくる。

○瀬戸長県土整備部長 午前中もちょっとお話し

をさせていただいたんですけれども、やはり今回の結果的には不正が見抜けなかったということなんですけれども、2月末時点のメールを受けたときに、やっぱり星原委員言われますように、その通報者側の立場になって管理課が動いていけば、恐らく結果は違っていたんではないかなという気がしております。

私も去年、道路担当次長をしておりましたけれど、メールがあった事実も聞いておりました。技術職員も行って、ちゃんと白黒はっきりする話なんで、技術職員も同行させて調査するようという指示をしたのは覚えております。

結果的に、今のような事態になって本当に申しわけなく思っておりますけれども、今後は、この通報者の意見というのを大事にしながら、まず通報者から事実を聞き取るという作業から入って、それから動いていけば白黒がはっきり早くするんじゃないかなという気がしております。

知事が本会議の答弁で言いましたけれど、マニュアルも早期につくっていきますけれど、一番は、その通報者側の立場に立って調査をしていく、もし来たときには通報者を呼ぶか行くかは別にして、内容をちゃんと聞きとった上で現地に入っていくということをやっていけば、早い時期にこの白黒というのははっきりするのかなと思っておりますので、今後はそういうふうにしっかりやっていきたいと思っております。

○坂口委員 だからさっき言ったように、ワンデーレスポンスということがそこだったんです。それが履行されていないからということで、そこを一回見直して、これワンデーレスポンスの対象の一つです。本当はその日でも書類でわかることもある。そして、さっき言ったように、犠牲が出たと出ないではこれは本当に大きい問

題だから、これ徹底してやっぱりやっていただきたい。一番いい解決策をとってほしいということ。

言いますように、通報者に連絡をとるのを忘れていたというけれど、これはもう「何日の日までに返事をします」という返事までそのときにやっておくというのが、もう既に決定事項だということをもう一回思い出してほしいと思います。

僕ももう以上でいいです。

○中野委員 私はさっきからやり取りを聞いていて、何か情けないというか変な気持ちになっているんですがね。知事は本会議で謝罪をされました。謝罪をした理由は3月に見抜けなかったと、それで8月に不正があったということがわかったから、さかのぼって3月に見抜けなかったということですよ。それで謝罪したんでしょう。

ところが、本当かなとやり取りを聞いて思っています。本当だったの。そうすると、当たった3人の職員がかわいそうですがね。だから、私はこう回りくどく質問しましたが、職員に処分がないと言われたから非常に安心したんです。

こういうことは、本当はあなたたちは組織の誰かを守りたいという気持ちがあるからそうなったんじゃないかといううがった気持ちになってしまいます。こんなのはやがて内部告発が出ますよ。そのときを待つしか仕方がないかもしれない。ましてや会社なんていうのは、今からどうなるかわかりませんから、職員もたくさんいらっしゃいますから。路頭に迷う家族を抱えているから、路頭に迷う人がそれこそ洗いざらい出して内部から告発すれば、それが飛び火してしまうかもしれません。

私は本当に何か最初3月で調査された人たち

が、本当は真面目にちゃんとした報告をしたんじゃないかなとそういうことをいまだに思っているんですね。それを誰かを守りたいがために不正がなかったと言った、それでもどんどん言われたので、やっと不正があったと、虚偽の申請だったということになったんだと。そのことは、最初3月に素直にしておけば、何でもない一企業の問題ですから。

ぜひ、職員に災いがないようにしていただきたい。また将来、告発等があった場合に、皆さん方にいろんなことがないようにしていただきたい。皆さん方の答弁にそごがないことを願っております。

○有岡委員 幾つか考えていたので部長のほうに質問させていただきますが、当時、次長でいらっしゃったわけですから、部長は、2月28日のメールは直接内容を見ていらっしゃるのでしょうか。

○瀬戸長県土整備部長 見ております。

○有岡委員 そして、3月20日に不正はなかったという報告を受けていらっしゃるわけですが、このメールの内容を見て、問題が幾つもあって、もう答えのような、こういう問題がありますよということも具体的に出ているわけですから、この問題を一つ一つひもといていけば、必ず問題があるということにたどり着くはずだったんですが、それを見抜けなかったというのは、当時の次長としていかがだったんでしょうか。これが見抜けなかったということは、部長自身もそれは見抜けなかったということよろしいですか。

○瀬戸長県土整備部長 事実を申し上げますと、見抜けなかったということが事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、3月の初めにこういう水増しのメールが来ましたと

言う話を伺いました。

舗装工事の水増しという内容でしたので、技術職員が行かないとわからないだろうかと判断をしまして、現場には土木職員も連れて行くようにと、先ほども言いましたけれども、白黒はつきりする話なので、しっかり調査するようという指示をしました。

それから、3月末に問題ありませんでしたという話を聞いたんですけども、もうそのときには、私はもう問題ないんだということで完全に信用をしておりました。

○有岡委員 県として、例えば都城市と県にはこういう虚偽申請をしていたと——都城市に対しては虚偽申請はなかったという話を聞いたんですが、そこら辺は確認していらっしゃいますか。

○弓削管理課長 確認はしておりません。

○有岡委員 いずれにしても県に対してこういう虚偽申請をしても見抜かれないというふうな、以前からあったということであれば、そういうふうには県は見てしまわれているわけです。これはやはり大きな問題ですし、今後、ほかの業者だってランクを上げるためにこういった方法をとれば上がるかもしれないという、うがった判断になってしまうことが一番困ると私は思っています。

そういった意味では、今回のけじめをどうやってつけるのか、都城市だけじゃなくて県全体に影響する問題ですので、これはやはりしっかりやっていただかなきゃいけないと思っておりますし、県はよく市町村に、こういった問題があるときには問い合わせするんですが、今回のメールの問題については、都城市のほうにはこういう告発があったがということで問い合わせ等はしなかったんでしょうか。聞いていらっしゃ

いますか。

○弓削管理課長 都城市に直接この内容について問い合わせていることはございませんで、私どものほうで調査をしたということでございます。

○有岡委員 本来なら、都城市には県の職員が課長として出向しているわけですから、そこら辺に問い合わせするだけでもいろんな情報が得られたでしょうし、このメールの内容を見てもらえれば、「いや、こういう問題がある」という、問題点は幾らでも探し出せる方法はあったわけです。

そういったことを、本来やっていることをやっていたという、そういう意味では、先ほどから出るようにやはり何か出せない事情があったのかなというふうに僕たちは見てしまうわけです。

そういった意味では、職員が本当に現場に行つて気づけなかったということであれば、報告書の中にこういうメールの内容に対して、「いや、これは実態がなかった」とか、メールの内容に対する報告があったと思うんです。そういう具体的な「この問題は実態はありませんでした」とか、「いや、こういう問題はありませんでした」とかいう具体的な復命があったのかどうかお伺いいたします。

○弓削管理課長 全体的な事務については、最初に行きました日ですけれども、それについては全体的に何々を見ましたと、帳簿とかそういうことでございます。

あと2日は現地に行っておりますので、現地についてはそれぞれの内容について報告が書いているということでございます。

○有岡委員 ということは、復命の中ではこの問題がなかったというところが具体的に書いて

あるわけですね。しかし、それは後でわかることではしょうけれど、現地の実地の報告とは違うと。ですから、職員には見に行った者と報告をした者、やっぱりその食い違いをどう整理しているのか、私たちにはちょっと理解できないんですが。皆さん方からすると、そういう復命の内容が正しいということで、こういう問題はなかったということで判断をしたんでしょうが。いずれにしても私は職員の方々が見抜けなかったということに対しては大変疑念を持っていますし、例えば8月29日に会社のほうから虚偽申請説明を行った申出書を受理したと。この受理をした内容についてはどういう内容か、我々を知ることができるでしょうか、どういう問題だったということ。その内容は教えていただけるものですか。

○弓削管理課長 それについてはもう再三話が出ています、石風呂自治公民館の駐車場用地何万円ということについては、いわゆる虚偽をいたしましたというような書類でございます。

○有岡委員 先ほどから出ているように、もう以前からこういったことをやっていたと。そしていろんな問題を抱えていると、そして25件以外にもたくさんあるということであれば、まだまだこういう問題があるということ、やはり本人から申告をしっかりとさせて、それをチェックするようにしない限りはいつまでたっても都合のいいところだけしか出てこないというような可能性があるものですから、そういった意味では、この虚偽申請の中身を会社側が責任をもって全部出すということを要求すべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○弓削管理課長 先ほど星原委員からもお話いただきました、社長さんはもう星原委員にもおっしゃったと思うんですけれども、本当に、いわ

ゆる不正な行為をしていましたということをおっしゃっています。

我々にもかなりおっしゃっています。それについては一部どうなのかなというところもありますので、まさに社長さん、もしくは大建にはそういうことでやり取りをもう既にしているということでございます。

○有岡委員 もう一度確認しますが、8月29日に出された虚偽申請をしたということで申請書の受理をしたと、その内容以外に、今、新しくまた出てきているんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○弓削管理課長 これ、通報いただきましたのが25件でございまして、その1件についてはそういう受理をいたしまして、ほかについてもまさに疑わしいということで、もう疑わしいといえますか、本当に御本人はもうほぼ全て不正ではないかというようなことをおっしゃっていますので、そういうところの調査をしていくということでございます。

○有岡委員 私はやはりその企業のモラルとして、問題を起こしたのであれば全部出して、そして自分がこういうことをやってきたということ全部あからさまにするような勇気を持った経営者じゃないと、問題がわかったから出していくようなやり方ではいかんと。ですから、数年前からそういったものはあったということであれば、やはりちゃんと出させて、今までどういうことをやってきたのかをオープンにするような会社側の反省がないと、これは許すわけにいかんと思うんです。

ですから、この取り消しの基準にどう該当するかわかりませんが、もう取り消しの基準に該当するレベルの問題だと、私たちは理解しています。そういった意味では、そういう覚悟を持つ

て企業側が行政に申し立て内容を報告するような勇気を持たないと、こういう、うそでうそを固めてきたようなやり方を認めてしまうことは私たちは納得いかないという思いですが、いかがでしょうか。

○弓削管理課長 有岡委員のおっしゃる趣旨を踏まえまして、しっかりと調査をしていきたいというふうに思っておりますし、社長に対しても再度そんなお話をさせていただきます。

○有岡委員 最後に、最終的に問題がなかなか見つからずに、まだ整理できないときには、告訴をするということは考えていない、考えている、いかがでしょうか、そこら辺の判断を伺います。

○弓削管理課長 告訴ということにつきましては、まずはこの大建につきましては、大変不正を、通常にないようなそういう虚偽をしているということは間違いないんですが、一方で営業停止についても45日ということ、それと指名停止についても5カ月という非常に重い処分です。

さらに、まだ一度もしたことがないという取り消し処分までしていく、基準に合致すればですけれども、そこまでやっているところでございますので、告訴というところについては慎重に考えていきたいということです。

○有岡委員 告訴をしないにしても、皆さんが厳しい処分だとおっしゃっていらっしゃいますが、しかし、実際に関係する建設業の方からすると甘いんじゃないかという声も聞いています。そういった意味では、皆さんの価値観と現場で命がけで仕事をやっていらっしゃる立場は、もっともっと厳しいと思っています。

そういった意味では、やはり厳しい対応をしなければ県の皆さん方の責任を問われると僕は思っています。そういった意味では、お互いやっ

ぱり真剣勝負で厳しい対応をする、そういう覚悟をもって臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○後藤委員長 関連で質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは、経営事項審査における虚偽申請に関する対応についての質疑は終わります。

その他ありませんか。

○坂口委員 マリーナの堆砂対策で、ここの(2)のところに断面が出ているんですが、これ上部コンクリートとその下の捨て石関係で簡単な説明はいただいたんですけど、沈下してまた後、積み上げて行って最終的に全部コンクリートで上をカバーするというような手順での工事になるというふうに聞いたような気がするんです。

そうなると沈下期間を、これから見ると事業期間というのが33年度までということなんですけれど、これは33年度には上部コンクリートでそこをもう塞いでしまうということになるんですか。

○江藤港湾課長 この沈下の問題につきましては、今、委員がおっしゃったとおり下に20メートルぐらい軟弱な層がありますので、これだけの重量なものを置くとやっぱりある程度、今の計算で行きますと40センチから1メートルぐらいは沈下するというような予想になっております。

その期間につきましては、まず、来年度現地のほうに着工しますので、その沈下の状況を見て、その後、上部コンクリートの施工時期等を考えていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 アスファルトマットの類いの沈下防止あるいは洗掘防止をやられての上に積み上

げでしょうけれど、これも額面どおり100%の効果が一つにはないということ、沈下はやって初めてわかるということ、そこを見たとき最終年度を切っておくと、その時点ではもう完成断面としての検査になりますよね。いや応なしに塞がないといけませんよね。そここのところがやっぱりちょっと理解できないんです。現場で沈下の状況を見ながら施工していかないとどこまで沈むかわかりません。

その理屈を詰めていくと、被覆まではやってもそのコンクリートでいわゆる線の部分ですけれど、上部コンクリートの部分は最後にそこに打設してそれで固めるということ。しかしながら、その後下がり始めたらそこは空洞ができます。そうすると今度は崩落をしていったりする可能性がある。そのために状況を見るんですけれど、これはやっぱり完成断面を何年につくり上げるという施工計画では、僕はまずいんじゃないかと。

だから、暫定断面で行って、安定したときに完成断面に持っていきますという工期を切らないやり方。これ、今の公共事業制度であるかわかんないけれど、こういった事例って海岸工事はいっぱいあります。それで、積み増しをやるけれど、もう乱積みなんかしているところの異形ブロックなんかは入れようもないというところがある。

だから、これは今回もうちょっと検討すべきじゃないかなという気がするんですけど、そこらは十分検討されているのかということと、これを書いたコンサルというのは設計比較なんかもやったはずですから、そこらのところをどう県には説明をしているのかということです。

○江藤港湾課長 まずは、この完成の目標年度につきましてあくまでも予定ということで、事

業着手から5年以内には完成させたいということで考えておりました、もうそれなりの予算要望をやっていききたいと思うんですけれども、確かに、坂口委員おっしゃるように、これだけの断面のものを置くと、やっぱり大きければ1メートルぐらい下がってきます。

ただ、この完全な完成断面じゃなくても、ある程度まで消波ブロックも上がれば、これは砂をとめるというのが一番大きな効果になりますので、完全な上部コンクリートまで含めた完成断面をいつぐらいにやるかというのは、先ほど申しましたようにちょっと間を見て、どのくらいの沈下があるかというのを把握しながら最終的にはこの断面に仕上げていききたいと考えております。

○坂口委員 ですね。ただ、そこのところがいじれたいところが出てくるんだと思うんですけれども、それだけ完成に持っていかない限りは今度は途中での被災の可能性、災害に遭う可能性というのがまたかなり大きくなります、壊れてしまうというのが。そうするとまた手戻りをやったりとか、そこらというのがどうなのかなというのと、今の言ったように完成年度を決めずにやっぱり補助事業にのっけれるという仕組みというのは可能なのかなと。様子を見ながら最終的には期限を切らずにやっていくんだとあって、予算措置を求めていくんだと言われるけれど、一応これで予算をとったらまだまだ沈み始めますよということで、今の補助公共の中の予算として続けての捨て石の投入とか、それからまたいろんな安全管理なり何なりというのが果たして今の補助公共に係る事業費の補助金の制度の中で可能なんですか。それが可能ならば今後は常に暫定断面で行きながら安定するまで消波ブロックでも、あるいは海岸構造物な

んかはそれが一番県としては得かなと思うんですけれど。

○江藤港湾課長 この事業、社会資本整備総合交付金といった、いわゆる交付金事業でありますので、ある程度県の裁量でここに配分するか事業をいつまでやるとかというのは大体考えてやってきますので、先ほどから出ています沈下ぐあいを見ながら、目標としては早く終わらせたいんですけれども、ある程度延びるといってもちょっと想定しながらやっていききたいとは考えております。

○坂口委員 社会資本整備総合交付金制度というのが、なかなか印がついていないとわからないんですけれども、必要なだけは使えていくよというようにすごくゆるいみたいにあるけれども、算定するときにはほかのが犠牲になっていきますよね。

だから、これが延びればほかがおくれるというじれったさがそこにあると思うんです。だから、この事業に対しては追加でやっぱり予算を見ますよというようなものがセットでないと、なかなか現実的には選択でき得るかなというのと、そのでき上がったときが完成年度ですよというのを選択すべきかなと、そこらはどんなになっていますか。

○江藤港湾課長 確かにおっしゃるように、交付金事業とは大体の枠がありまして、その中でいろんな工事に割り振っていくということで、これにその分時間がかかればほかの部分に回せないというような状況はあるかと思えます。

この沈下の問題というのはやはり実際設置してみてどのくらい下がるかというのを検証していかないといけませんので、やはり追加分に係る費用につきましては、国のほうに要望としては上げていききたいと考えております。

○坂口委員 そこらをぜひ頑張ってください。完全なものを、そしてしっかり予算も見てもらうべきは見てもらうという形で作り上げていくという努力をやっていただきたいなというのと、そういうじれったさを地方は持っていますよということをぜひ何か理解を求めていただきたいなと思っております。

だから、ちょっとそこを心配していたんです。早くふたを入れ過ぎると完全なものができるんよということ。

○江藤港湾課長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○中野委員 関連ですが、事前の説明ではよく理解したつもりでした。

しかし、よく見たらことしが3億3,000万、五カ年で24億7,000万、恐らく25億を超える金額になると思うんです。

こういうものは、やはり費用対効果とよく言われますが、そういうことを考えてこの事業を導入されるんですか。

○江藤港湾課長 今の全体事業費は、ここに示しておりますやはり24億7,000万で考えております。ことしが3億3,000万ぐらいで、あと20億ぐらいが残事業で残ると。この事業に取り組むときは一昨年の事前評価委員会にお諮りしまして、やはりビーバイシーというのをこういった場合も出します。

このうち各コストにつきましては、この防砂堤の事業費が分母になります。分子が、今後、防砂堤をつくることによりまして調節費用が大体30%ぐらいになるというふうに見込まれておりますので、その調節費用の減額分がベネフィット、分子になり、大体50年後に行くと1.4というような数字になっておりますので、一応、費用対効果の分析はしております。

○中野委員 20億円もお金を使ってやるんですよ。果たして必要かなという気持ちがあるんですが、これもビーチに砂がたまるということでそれを取り除く、入らないようにということですよ。我々が河川の土砂を上げてくれと、そこを10万もかからんようなのを「お金がない、県単事業だからお金がない」で全部切られます。そういうこととの駆け引きでもしてもらいたいと思うんです。

次長にも何回もお願いするけれども、スコップ一つ上げられませんよ。えびのばかりか知りませんが、それも砂ですよ、砂、泥。部長、こういうものにお金をつぎ込んでください。県単事業で仕方がなければ、もっと予算も組んでほしいと思うんだがな。こういう25億もするものですよ。

○石井河川課長 堆積土砂の今要望が県内各地多うございまして、大体ここ数年、年間大体3億程度で約10万立米を除去しているような状況でございます。

平成29年度は、河川数で54河川、箇所数で60カ所程度をやっておるんですけれども、県で管理している河川が474河川ございまして、そのうちの1割ちょっとが年間でやれる程度ということで、どうしても家屋の浸水被害があるようなところからやっていっているという状況で、我々としてもできるだけ多くのことをやりたいと思っておりますけれども、現状としては、今、そういう状況になっております。

○中野委員 この海も砂がたまって大変だから。河川もです、土砂がたまるから、河床が上がるから堤防を越えてしまって浸水しないのかということを心配して地元の人たちが何とかできんかと直接市を通じてやるけれども、非常に冷たい返事。仕方なく、口利きになるのかど

うかわかりませんが、我々に相談が来るからお願いするんです。

地元じゃだめだから本課までお願いするけれども、どうにももちが明かん。たった何億か言われたけれど、県単事業であつてもそんなにたくさんあるんであればもっと予算をつけてくださいよ。

今度の補正予算にはそれが出るかと思つたら、それは補正もない。11月を待たんとしようがないかなと思つているんですよ。まだ予算があるものでも優先順位を決めてやってほしい、来年度はうんと予算をつけてほしい。そうしないと本当に洪水があつた場合に責任をとれるんですか。あなたたちはいつも想定外で済ませるんじゃないの。それはもう想定外にはならんと思うんです。ぜひそっちのほうの予算を補正から順番につけてやってほしいと思つています。

○石井河川課長 今年度も、今、大体予算の約6割程度を執行している状況です。あと、まだ台風が来ることも考えていますので、そこら辺を見ながら、出水状況を見ながら残りの予算でまた、今、委員おっしゃるようなところも含めて、土木事務所とも話をしながら対応していきたいと思つております。

○中野委員 これも、その地元の人たちが何とか言ってくるからする話で、黙つちよつてもそういうところは言われんでもしてもらいたいと思つています。言つてこなくても、それが河川の管理者の立場じゃないですか。お願いしておきます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

○有岡委員 美しい宮崎づくり推進室の23ページの件でお伺いしておきます。

これは、避難用の高台整備とか避難デッキとかいう話になっていますが、Bエリアに盛り土

の高台という話ですが、これは施設協会あたりとの打ち合わせはされた結果のこの案だったのか、そこら辺をまずお伺いいたします。

○森美しい宮崎づくり推進室長 この計画につきましては、県の新しい陸上競技場につきましては、都城市の山之口運動公園に整備するという方針が出ておりますので、それに合わせて、今後、木花の県の総合運動公園につきましては、プロ・アマのスポーツのキャンプ、あるいはオリパラの事前合宿、こういったことでさらなる利用が見込まれるということで避難施設をつくるというものでございます。

今回の計画につきましては、技術的に大体デッキにしても、高台にしても、経済的なもの、構造的なものでどのようなものができるかというのが絞られていますので、こちらのほうで計画をつくっております。

ただし、盛り土高台につきましては、大きな高台の空間ができますので、そういったものの利用をどうしたらいいかということにつきましては、競技をする関係者の方にも聞きながら決めていきたいというふうに考えております。

○有岡委員 私が今質問したのは、施設協会とか、そういった人たちと打ち合わせはされているんですかと伺いました。

○森美しい宮崎づくり推進室長 具体的な打ち合わせはしておりません。

○有岡委員 私が知る限りでは、この予定地はクロスカントリー等のコースがあつたり、いろいろ問題があると思うんです。

そういった意味では、計画をつくつてこういうふうに出す前に、やはり関係者との話し合いぐらいはしておかないと、こういう絵に描いた状態で決定しましたなんていうことを言うと、後々の管理に大変影響することですので、せめ

て施設管理協会あたりと打ち合わせをするぐらいのものをもってここに上げてこないと、多々課題が残るような気がしておりますが、そういう努力はされていないのでしょうか。

○森美しい宮崎づくり推進室長 クロスカントリーコースにつきましては、県の所管が環境森林課になっております。こことは打ち合わせをしまして、クロスカントリーのコースにつきまして、例えば施工中とか、施設を設置することによって現状とかえなければいけないということがある場合はそのように対応すると。そして、そういう時期についても、いろんなキャンプとか、例えば青山学院のキャンプが入ったりとか、そういったことがありますので、そういった時期についても事前に調整はしているところでございます。

○有岡委員 要望になります、やはりそういう利用をする方たちの話もおかないと、県の都合でつくりました、あとは調整しながらやっていますというような説明の仕方は、僕は若干抵抗がありますし、方向的にも海のほうに避難をなささいという場所ですので、若干抵抗があるということだけは申し上げておきます。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他報告事項の質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時44分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻は、午後1時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようでしたら本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時44分散会

平成30年9月21日(金曜日)

午前10時00分再開

出席委員(8人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 正 一
委 員	中 野 一 則
委 員	満 行 潤 一
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花 畑 修 一
議事課主査	本 田 雄 毅

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め、御意見等があればお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号及び第5号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時30分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、閉会中の継続調査についてお諮りします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時42分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

11月1日木曜日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議の内容で進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

平成30年9月21日(金)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時43分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 後 藤 哲 朗